

鎌倉市地域福祉計画

推進状況報告書（令和 5 年度実施分）

（案）

基本理念

お互いを尊重し、支え合いながら、
ともに生きるまち かまくら

鎌倉市地域福祉計画の進捗管理・評価 (令和5年度事業の総括)

鎌倉市では、令和2年度から令和7年度までの6年間における地域福祉を推進するための指針として、令和2年3月に「鎌倉市地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、『お互いを尊重し、支え合いながら、ともに生きるまち かまくら』をめざして、5つの基本目標、10の施策、31種に分類された203の取組で構成されています。

本計画に基づく地域福祉の取組を、効果的かつ継続的に推進していくために、事業展開についての評価を行い、その都度見直しができるよう以下のように計画の進捗管理と評価を行っています。

1 進捗管理・評価

市の施策・取組について進捗管理を行うことで、計画に基づく事業展開ができたのかを検証します。その結果を市民や関係団体の代表者からなる「鎌倉市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）」に報告し、意見をいただきます。

2 進捗状況・評価の結果

令和4年度の取組事業が達成できたかどうかを下記の4段階で確認しました。

区分		達成率	実績	構成割合
A	75%～	目標に向け順調に実施できた。又は事業を実施した。	12	80%
B	50%～	おおむね実施できたが、不十分な点が少しある。	2	13%
C	25%～	実施したが不十分な点が多い。	0	0%
D	0%～	改善が必要、又はほとんど実施できなかった。	1	7%
合 計			15	100%

(成果指標の評価実績)

3 委員会の講評

委員会後

- ・ 委員会後

目標 1	総合的な相談体制の確立
------	-------------

概 要

- ・誰もが気軽に相談できるよう、各種相談窓口がどのような機能を持っているかなど必要な情報を分かりやすく提供します。
- ・各相談機関が連携して対応できる総合的な相談体制を確立します。

方 向 性

- ① 縦割りを超えた柔軟な相談機能の整備・充実
- ② 関係機関等が連携した相談体制づくり

総 括

①社会動向

(1)国県の動向	雇用環境・生活環境や家族及び地域社会の変化により、近年、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」が希薄化の一途を辿っている。新型コロナウイルスの感染拡大により、生きづらさを抱える人々への支援の必要性や孤立・孤独の問題が明らかになったことで、総合的な相談体制の必要性はますます高まっている。国および地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、令和6年（2024年）4月1日には、孤独・孤立対策推進法が施行された。	
(2)市の動向	年月	出来事
	令和4年（2022年）4月	重層的支援体制整備事業（注1）の開始
	令和5年（2023年）4月	「かまくらこども相談窓口きらきら」を開設
	令和6年（2024年）4月	鎌倉市ケアラー支援条例を施行。鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォーム鎌倉（通称ここかま）」を創設。

②進捗管理の状況

(1)成果指標に関して	令和5年度における実績値は、前年度と比べてもほぼ横ばいとなっている。
(2)具体的な取組に関して	目標1に対する具体的な取組18件のうち「目標に向け順調に実施できた。又は事業が完了した。」を指標とするA評価は15件で、全体の約83%を占めている。重層的支援体制整備事業が開始したことで、これまで分野別に深化させてきた相談支援の取組について、分野を跨ぐ一体的な対応を図り、多機関での取組を行うよう発展させているところである。 地域での福祉活動の把握については、地区社協及び自治会・町内会の福祉的な取組に関し社会福祉協議会等を通じて情報収集を行っており、引き続き適切な情報整理、提供を行っていく。

③今後進むべき方向性（第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性）

本市では、「くらしと福祉の相談窓口」「かまくらこども相談窓口きらきら」の開設や、属性を問わない相談支援を行う重層的支援体制整備事業の開始により、相談体制の整備は進んできている。しかしながら成果指標となる市民アンケート調査「生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合」は令和4年度と比較し減少していることから、体制の周知と相談しやすい体制づくりにさらに取り組む必要がある。

人々が困りごとを抱え込んで社会的孤立の状態に陥らないよう、誰もが気軽に相談できる総合的な相談体制の必要性は、コロナ禍を経て、ますます重要度を増している。縦割りをまたぐワンストップ機能、専門機関へのつなぎ機能、相談支援のアウトリーチ機能を充実させ、SOSを出すことが難しい市民の存在やその背景を認識しつつ、関係機関が連携し、個別の困りごとに伴走することが求められている。

また、令和6年（2024年）4月に施行された孤独・孤立対策推進法では、従来の「課題解決型の支援」に加え、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点からの取組が重要なものであるとされた。

本市では、令和6年度に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして、「人と地域がつながるプラットフォーム（通称ここかま）」を立ち上げた。これにより、庁内外で分野を横断し、孤独・孤立の0次予防としての地域づくりに官民連携で取り組むことで、相談が必要な人を地域で発見し、受け止める環境の整備につなげていきたい。

注 釈

（注1）重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

目標 2	包括的支援体制の構築
------	------------

概 要

- ・保健・医療・福祉・教育・就労その他の制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的な支援体制を構築します。
- ・福祉分野だけでなく医療・教育分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体等が相互に連携し協力することで、それぞれが持つ機能を十分に発揮できる仕組みづくりを進めるとともに、様々な地域団体との連携も進めます。

方 向 性

- ① 包括的支援体制の構築

①社会動向

(1)国県の動向	厚生労働省は、平成29年（2017年）に社会福祉法を改正、地域共生社会の構築を目指し、令和3年（2021年）に重層的支援体制整備事業を創設した。地域共生社会とは、「制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」である。当初は、高齢者分野において、本計画の計画期間と同じ令和7年（2025年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進してきた。しかし、相談支援から地域づくりまでを一連の流れとして包括的に支援していく必要性は、高齢者に限らない。そのため、介護保険の枠を超え、福祉の他分野(障害・生活困窮・子ども)を含む4分野を一体的に運用できるよう、令和3年（2021年）、新たに重層的支援体制整備事業が開始された。	
(2)市の動向	年月	出来事
	令和4年（2022年）4月	重層的支援体制整備事業の開始
	令和6年（2024年）4月	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の開始
	令和6年（2024年）4月	Liberoかまくら（注2）にアウトリーチ支援員を配置
	令和6年（2024年）4月	鎌倉市ケアラー支援条例の施行。鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォーム鎌倉（通称ここかま）」を創設。

②進捗管理の状況

(1)成果指標に関して	令和5年度における各成果指標の実績値は、前年度と比べてもほぼ横ばいとなっている。
(2)具体的な取組に関して	目標2に対する具体的な取組17件のうち「目標に向け順調に実施できた。又は事業が完了した。」を指標とするA評価は14件で、全体の約82%を占めている。 包括的支援体制の構築には、関係団体との連携・協働の推進、住民組織と福祉団体等の連携・協働の推進、地域における連携・協働の推進、庁内連携体制の強化の4種類の連携協働が必要となっている。うち、関係団体との連携・協働及び庁内連携は、重層的支援体制整備事業（相談支援、参加支援及び地域づくりへの支援の一体的な推進）を開始したことで、そのプロセスを通じて、強化を図っているところである。また、住民組織と福祉団体等の連携・協働及び地域における連携・協働は、鎌倉市社会福祉協議会を通じて、地縁団体や当事者団体等との連携を図っているところである。

③今後進むべき方向性（第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性）

包括的な支援体制の構築が必要とされる背景には、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要としたりするなど、対象者別・機能別に整備された公的支援では対応が困難なケースが増えていることがある。

本市では、これらの課題に対応するため、重層的支援体制整備に取り組んでいるが、その中核となる多機関協働事業への相談件数は制度開始当初は24件だったものの、令和5年度では10件となっている。

また、参加支援事業の取組も少ないことから、本制度のさらなる推進が必要である。令和6年（2024年）4月施行のケアラー支援条例に基づく、ケアラーとケア対象者への支援の取組もさらに必要となる。

これからも、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにまると対応し、生活上の困難を抱える人々が地域で自立した生活を送ることができるよう、縦割りをまたぐ対応について、関係機関とともに取り組むことが求められている。

加えて、公的支援と地域住民による支え合いを連動させ、福祉分野だけでなく医療・教育分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体、地域等が相互に連携し協力することで、地域福祉に厚みがうまれる。行政、市民、事業者それぞれが持つ機能を十分に発揮できるよう、市民や事業者に対して引き続き共生社会の理解を広げるとともに、令和6年（2024年）4月に組成した鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォームかまくら（通称ここかま）」を通じて、社会福祉協議会やNPO関係者らと協力しながら、多様な主体間の連携の基盤を構築していくことが期待される。

④その他

家族介護者支援の必要性を踏まえ、令和6年（2024年）に鎌倉市ケアラー支援条例を制定した。包括的支援の一環として、今後はケアラー支援の取組にも着手していく。

注 釈

（注2）重層的支援体制整備事業は、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものとされている。

Liberoかまくら（社会福祉協議会）では、令和4年4月から、支援関係機関の役割分担を整理する「多機関協働事業」と、利用者が社会とのつながりを作るための支援を行う「参加支援事業」を担うとともに、令和6年（2024年）4月からは支援が届いていない人に支援を届けるための支援員を配置し、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」にも取り組んでいる。

目標 3	地域における福祉活動や人材への支援
------	-------------------

概 要

- ・市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、「支える側」「支えられる側」という関係性を入れ替えつつ、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりや、市民及び事業者が地域の生活課題を発見し対応できる地域づくりが行われるよう支援します。
- ・地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市社協を財政的に支え、担い手の育成と、その活動場所の確保を支援していきます。

方 向 性

- ① 地域福祉活動に対する支援
- ② 人材が活躍するための支援

①社会動向

(1)国県の動向	我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、令和7年（2025年）以降さらに減少が加速することが予測される。介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移していることから、国は、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組むこととしている。 民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱される非常勤の特別職の地方公務員で、児童委員を兼ね、1人暮らしの高齢者の見守りや子育て世帯の支援などにボランティアで取り組んでいる。一方、地域全体の高齢化、役割・業務量の負担増、働き方改革による就労率の向上などにより、担い手が不足し、新たな適任者を探しにくい状況にある。
(2)市の動向	・ 民生委員・児童委員の成り手不足の課題についてプロジェクトチームを立ち上げ議論を進めている。 ・ 分野やテーマごとに分かれていた市民サポーター制度を「かまくら市民共生サポーター」、通称「かまサポ！」（注3）としてまとめ、市民へ案内する取り組みを開始した。

②進捗管理の状況

(1)成果指標に関して	令和5年度における実績値は、前年度と比較すると、わずかに上昇する結果となっている。
(2)具体的な取組に関して	目標3に対する具体的な取組26件のうち「目標に向け順調に実施できた。又は事業が完了した。」を指標とするA評価は22件で、全体の約85%を占めている。市民が、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりや、市民及び事業者が地域の生活課題を発見し、対応できる地域づくりを引き続き進めると共に、地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市社協と協力し、ボランティア育成や活動場所の確保を行っていく。 (注4) 地域で福祉活動に従事する人材や活動の場の確保に関しても長年課題となっており、引き続き取組を進めていく。

③今後進むべき方向性（第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性）

市町村においては、将来的に、施設やサービス給付制度は整備されたものの担い手不足により行政サービスが執行されないといった状況が懸念される。このため、本市においても、サービス事業者における人材確保及び育成並びに雇用の推進への支援、潜在的人材の掘り起しなどの福祉人材確保の取組を進める必要がある。

また、地域福祉を支える民生委員の成り手不足の課題については、民生委員や自治町内会の代表などで組織したワーキンググループを立ち上げ、新たな成り手となりうる層へのアプローチの方法や、民生委員の定年のあり方、負担となっている活動の整理などを行い、次期改選に向けて議論を進めているところである。（注5）

そのほか、「かまくら市民共生サポーター」の取組など、人材への支援と地域福祉活動に対する支援を継続的に行っていく必要がある。

注 釈

（注３）かまくら市民共生サポーターは、①こども（育児・家事）分野として「ファミリーサポート支援会員・依頼会員」、②こども（学校・幼稚園・保育園での支援）分野として「かまくらっ子発達支援サポーター」、③シニア（生活支援）分野として「高齢者生活支援サポーター」、④障害分野として「ガイドヘルパー」、⑤「認知症」分野として「認知症サポーター」、⑥こころ（自殺対策）分野として「ゲートキーパー」の各分野を総称したもの。

（注４）令和５年度の主な取組としては以下のとおり。

○育成

- ・ボランティア団体への助成
- ・ボランティア入門講座や研修会の開催（年４回程度）
- ・地下道ギャラリー（年２回計４０団体）及び鎌倉FM（毎月１回１団体紹介）での団体紹介

○活動場所の確保

- ・福祉センター内ボランティア活動室の年間利用計画を調整

（注５）令和５年に発足した「鎌倉市民生委員児童員のなり手を増やすワーキンググループ」では、これまで８回の協議を重ね、①現任委員への意識調査の実施（アンケート）、②活動内容の見直し（基本活動と自主活動に整理）、③候補者向けリーフレットの作成（イメージの刷新）、④活動の周知（SNSの活用・地域行事でのPR）などの取組みを行ってきた。

目標 4	地域生活支援と権利擁護
------	-------------

概 要

- ・高齢者や障害者、子どもをはじめとする市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられる共生社会について学び、実践できるような共生の意識の形成を図ります。
- ・安全で安心した生活を送ることができる仕組み及び住みやすい環境の整備を行います。
- ・地域において自立生活を送る上で重要となる財産保全、金銭管理や各種支払い、福祉サービス利用手続き、苦情解決など権利擁護に関わる施策の充実を図ります。

方 向 性

- ① 地域で安心して暮らしていくための支援
- ② 権利擁護の推進
- ③ 高齢者や障害者などの自立を支えるまちづくり

①社会動向

(1)国県の動向	平成19年（2007年）に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が制定、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人に対して、民間の空き家・空き室を活用した居住支援を行う住宅セーフティネット制度が創設された（令和7年（2025年）秋頃に改正法施行予定）。 本制度は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行うものであり、全国で官民による居住支援協議会が組成され、相談支援、空き家と市民のマッチング、生活支援などが進んでいる。全国的に人口減少や空き家の増加が課題となる中で、居住支援協議会を通じた転入者支援や空き家のストック化などの工夫により、空き室・空き家と住宅確保困難者の課題を組み合わせ、分野をまたいだ課題解決に取り組む自治体も現れている。 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、障害者等用駐車区画の利用者の範囲を定めて、予め利用証を交付することで、障害者等用駐車区画を必要とする人の円滑な利用と不適正利用の防止を図る制度（パーキングパーミット制度）がある。本制度は、平成18年（2006年）に佐賀県で初めて導入されて以来、令和5年度時点で41府県に導入されていることから、令和4年度に神奈川県でみんなのバリアフリー街づくり条例が改正されたことを踏まえ、神奈川県においても、令和6年度以降に本制度の導入が検討されている。 また、令和6年（2024年）1月に発生した能登半島地震では、介護が必要な高齢者や障害者ら災害弱者への対応の課題があらためて浮き彫りとなった。	
(2)市の動向	年月	出来事
	令和4年度～令和6年度	第2期鎌倉市特別支援教育推進計画の実施
	令和5年（2023年）11月	障害者の就労者数が累計で2000人に達する
	令和6年（2024年）2月	鎌倉海浜公園由比ガ浜地区に誰もが一緒に楽しめる遊具を導入したインクルーシブ広場をオープン
	令和6年（2024年）4月	障害児向け障害福祉サービス等の利用者負担額的全額助成開始
	令和6年（2024年）4月	鎌倉市ケアラー支援条例の施行
	令和6年（2024年）4月	医療的ケア児等コーディネーター（注6）の設置
	令和6年（2024年）10月	地域生活支援拠点整備事業（注7）の開始
	令和7年（2025年）4月	鎌倉市立全小中学校に特別支援学級の設置が完了
	令和7年（2025年）4月	鎌倉市立全中学校の通常学級に在籍の生徒を対象にした、中学校通級指導教室を開設
	令和7年（2025年）4月	市内一部地区を対象に「燃やすごみ」の戸別収集を開始

②進捗管理の状況

(1)成果指標に関して	・令和5年度における各成果指標のほとんどの実績値は、前年度比べても、ほぼ横ばいとなっている。 ・「就労している障害者数」の実績値は、初めて目標値を超えた。
(2)具体的な取組に関して	目標4に対する具体的な取組110件のうち「目標に向け順調に実施できた。又は事業が完了した。」を指標とするA評価は78件で、全体の約70%を占めている。共生社会について学び、安全で安心した生活を送ることができる仕組み及び住みやすい環境の整備、地域において自立生活を送る上で重要となる権利擁護に関わる施策の充実を引き続き取り組んでいく。

③今後進むべき方向性（第2期鎌倉市地域福祉計画の方向性）

・令和6年1月に発生した能登半島地震では、介護が必要な高齢者や障害者ら災害弱者への対応の課題があらためて浮き彫りとなり、本市においても福祉避難所のあり方や、避難行動要支援者支援制度の効果的運用、住宅確保の取組など、災害時における実効性のある支えあい体制づくりが改めて求められる。

・地域での生活支援にあたり、生活困窮者などの住宅確保要配慮者への住宅確保は困難な状況が続いている。今後、こどもまんなか社会の実現に向けて低廉な住宅を求める子育て世帯のニーズに応える必要もあることから、官民連携で設立された居住支援協議会をより一層活用し、相談体制の強化や住宅情報の提供等の充実を図り、課題に対応することが求められている。

・神奈川県において令和6年度にパーキングパーミット制度が導入予定であることから、本市においても、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、庁内で連携してパーキングパーミット制度を推進し、都市のバリアフリー化に向けて取り組んでいくことが求められている。

・令和7年には学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）が開校する予定となっている。特別な支援が必要な児童生徒への教育が着実に進むよう、第2期鎌倉市特別支援教育推進計画（令和4年度～令和6年度）に基づき、引き続き、福祉部局と教育部局の連携を進めていく。

・新たに開始する「燃やすごみ」の戸別収集については、高齢者や乳幼児を抱える世帯のごみ出しが容易になる上、高齢者世帯については安否確認に寄与することから、地域生活支援として、環境政策と地域福祉におけるさらなる連携の広がりが期待されている。

注 釈

（注 6）日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童等及びその家族が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、地域において安心して生活できる体制を整備することを目的として、家族や関係機関等からの相談受付やサービス等の利用調整等を行う者を配置するもの。

（注 7）地域生活支援拠点等整備とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者やその家族が安心して地域で生活できるよう地域全体で支える体制を整備するもの。地域生活支援拠点等整備事業は 5 つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり)から成りたっている。

目標 5	情報の収集と提供
------	----------

概 要

- ・地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供することにより、適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図ります。
- ・福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながるような取組を進めます。

方 向 性

- ① 社会資源の収集と整理
- ② 伝わりやすい情報発信

①社会動向

(1)国県の動向	2021年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画（個別計画）を作成することが市町村の努力義務とされた。 2023年、内閣府(防災担当)は、地方公共団体が災害ケースマネジメントを実施するに当たり、事前防災を重視した平時からの準備や発災時の取組について、標準的な取組方法等を示した「災害ケースマネジメント実施の手引き」を公表した。災害ケースマネジメントとは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ、専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組のことをいう。また、災害ケースマネジメントを行うことで、災害関連死の防止、避難所以外への避難者への対応、支援漏れの防止、被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献等を目指していく。	
(2)市の動向	年月	出来事
	令和 3 年（2021年） 7 月	鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例制定
	令和 5 年（2023年）	避難行動要支援者制度に関し、福祉部局と防災部局でプロジェクト会議を開催（令和 6 年度も継続して実施）。
	令和 6 年（2024年）	福祉専門職の協力を得ながらモデル的に個別避難計画を作成。
	令和 7 年（2025年） 1 月（予定）	障害サービス等に関する情報を迅速かつ簡易に入手できる（仮称）障害者支援アプリの導入

②進捗管理の状況

(1)成果指標に関して	・令和５年度における各成果指標の実績値は、前年度と比べてもほぼ横ばいとなっている。 ・「自治会・町内会への避難行動要支援者名簿の提供割合」について、目標値100%に対して、令和５年度の実績値は71.8%となっている。
(2)具体的な取組に関して	目標５に対する具体的な取組37件のうち「目標に向け順調に実施できた。又は事業が完了した。」を指標とするA評価は31件で、全体の約83%を占めている。地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供し、適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図ると共に、福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながるような取組を引き続き進めていく。

③今後進むべき方向性（第２期鎌倉市地域福祉計画の方向性）

伝わりやすい情報発信については、地域の様々な社会資源や福祉サービスの情報を収集し、わかりやすく提供し、適切なサービスの利用や多様な福祉活動の活性化を図ると共に、福祉事業者、支援団体、当事者団体等と、地域の住民がつながるような取組を引き続き進めていく。

収集・整理すべき社会資源については、生活支援コーディネーターを中心に、地域資源および課題の把握、地域（事業者・団体・市民）の交流促進を図りながら資源の見える化を進める。あわせて、令和６年度に創設した孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム「人と地域がつながるプラットフォーム（通称ここま）」を通じて、孤独・孤立問題を複雑化させないための地域コミュニティの場の形成、孤独・孤立の０次予防につながる新たなまちの魅力の共創を図りながら、地域で新たな創出された資源を市民にわかりやすく情報発信するツールを開発していく。

また、災害時に支援を要する非難行動要支援者が、福祉事業者、支援団体、当事者団体、地域の住民らとつながれるよう、発災時にも活用できる多様な社会資源を、引き続き収集・整理していく。

避難行動要支援者名簿の提供が行われていない自治会町内会については、機会を捉え要支援者対策の重要性を理解していただいた上で名簿の活用を呼び掛けていくほか、提供する名簿をより利便性の高いものとするため、自治町内会等からの意見を踏まえ、より活用しやすい名簿となるよう内容の見直しを行う。

各取組の進捗状況

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
目標1 総合的な相談体制の確立	1	(1) 縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	①福祉総合相談窓口の整備	1-1-1-1	総合的な相談体制の整備	複雑化・複合化した福祉の問題に関する相談を総合的に扱うための全市的なしくみづくりを検討します。	地域共生課 福祉総務課	－	実施	継続	相談支援包括化推進員の配置によって、複雑な困り事や複数の関連部署にまたがる世帯全体の困り事への円滑な対応に努め、市民により利便性の高い相談支援体制の構築を図った。また「くらしと福祉の相談窓口」では市社協の地域包括支援センターと連携し相談体制の強化を図った。	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当課や関係機関等との連携を図り対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高齢者等の問題解決を図る。	【地域共生課】 「くらしと福祉の相談窓口」において、複雑な困り事や複数の関連部署にまたがる困り事への解決に向けて関係課と連携を図るとともに、市社協の地域包括支援センターと連携し相談体制の強化を図った。 【福祉総務課】 相談支援包括化推進員の配置によって、複雑な困り事や複数の関連部署にまたがる世帯全体の困り事への円滑な対応に努め、市民により利便性の高い相談支援体制の構築を図った。	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当課や関係機関等との連携を図り対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高齢者等の問題解決を図る。
	1	(1) 縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	①福祉総合相談窓口の整備	1-1-1-2	福祉総合相談窓口の設置・運営	全市的な福祉の相談体制との整合性を図りながら「福祉総合相談窓口」を運営します。	地域共生課	－	継続	継続	市民の複合化・複雑化する課題に対応するため、福祉相談窓口の機能強化を目指し、庁内での連携を図りながら「くらしと福祉の相談窓口」の運営を行った。また、地域包括支援センターと高齢者に対する相談対応の連携・強化を図った。	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当課や関係機関等との連携を図り対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高齢者等の問題解決を図る。	令和4年度と同様	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当課や関係機関等との連携を図り対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高齢者等の問題解決を図る。
	1	(1) 縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	①福祉総合相談窓口の整備	1-1-1-3	(市社協)なんでも相談窓口の運営支援	市民の身近な問題を扱う窓口として市社協が設置する「なんでも相談窓口」への支援を行い、総合的な相談窓口体制の充実を図ります。	福祉総務課 (市社協)	市社協なんでも相談窓口 (R1.7月設置) 相談件数58件	継続	継続	市社会福祉協議会の地域福祉推進事業に対し補助金による財政支援を実施した。相談件数85件	B	市内の老人福祉センターにおける「なんでも相談窓口」を開設できなかった。実施方法や体制等について、老人福祉センターと市社協事務局が協議を進められるよう支援し、相談機会の安定的確保を図る。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 相談件数88件	B	蓄積した相談内容の分析を行い、組織内で共有できる仕組みが必要。 また、令和6年度は老人福祉センターにて年10回開設を予定しており、地域住民の困りごとを見逃ごさない体制づくりを行う。
	1	(1) 縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-1	市社協の相談体制への支援	福祉に関する相談支援体制を市と連携しながら構築するとともに、市民が気軽に相談できる相談体制の整備を行う市社協を支援します。	福祉総務課	－	継続	継続	市社会福祉協議会の窓口運営充実のため、人件費や各種相談事業等に対し、補助金による財政支援を行った。市社協において「なんでも相談窓口」の周知を進めた。	A	相談に対応できる職員の配置、バックアップ体制などの整備により、「なんでも相談窓口」を起点とした包括的支援体制の構築を働きかける。	令和4年度と同様	A	引き続き、相談に対応できる職員の配置、バックアップ体制などの整備により、「なんでも相談窓口」を起点とした包括的支援体制の構築を働きかける。
	1	(1) 縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-2	高齢者の相談窓口の充実	高齢者やその家族の支援のためのスキルアップ、関係機関との関係づくりを深めることで、相談・支援体制の強化を図ります。	高齢者いきいき課	利用者92人 登録数187人	継続	継続	地域包括支援センター職員向け研修を2回実施し、スキルアップに努めた。市内10か所の地域包括支援センターにて高齢者に係る総合相談を受けた。令和4年度から地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業に位置付け、引き続き年齢や属性を問わない総合相談を受け付けた。また、他分野と連携した際に情報を共有するため作成した「つながるシート」を活用し、関係機関との連携に努めた。	B	令和4年度に引き続き、地域包括支援センター職員研修を実施しスキルアップを図っていく。また、高齢者支援に携わる関係機関との連携に加えて、複合的な課題を抱えた世代に対して多機関との連携を推進していく。	地域包括支援センター職員向け研修を2回実施し、スキルアップに努めた。市内10か所の地域包括支援センターにて高齢者に係る総合相談を受けた。令和4年度から地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業に位置付け、引き続き年齢や属性を問わない総合相談を受け付けた。また、他分野と連携した際に情報を共有するために作成した「基本相談シート」を活用し、関係機関との連携に努めた。さらに人員配置基準を見直し、令和6年度から地域包括支援センターの負担軽減と体制強化を図った。	A	令和5年度に引き続き、地域包括支援センター職員研修を実施しスキルアップを図っていく。また、高齢者支援に携わる関係機関との連携に加えて、複合的な課題を抱えた世代に対して多機関との連携を推進していく。
	1	(1) 縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-3	障害者の相談窓口の充実	基幹相談支援センターを中核とし、相談支援事業所等と連携を図りながら、相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の確保に努めます。	障害福祉課	総合相談件数 700件	継続	継続	基幹相談支援センターの総合相談機能により、相談支援事業所の後方支援を行った。地域包括支援センターなどから複合的な調整が必要な相談に対応するなど、関係機関との連携を強化することで、障害者等の相談支援、生活支援の充実を図った。重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築に向けた取組を開始した。 総合相談件数 1462件	A	増加し続ける障害者等の相談件数に対応できる体制の整備が課題である。 体制作りのために、基幹相談支援センターを中心として、事業所連絡会での情報共有を図り、相談支援事業所訪問などにより地域が抱える課題の抽出を行ってきた。 令和5年度においても引き続き課題の抽出及び、解決可能な課題に対する取組を検討していく。	R4と同様 R5実績値 総合相談件数 1,928件	A	増加し続ける障害者等の相談件数に対応できる体制の整備が課題である。 体制作りのために、基幹相談支援センターを中心として、事業所連絡会での情報共有を図り、相談支援事業所訪問などにより地域が抱える課題の抽出を行ってきた。 相談件数が増加していることに伴い、対応する職員増や、令和6年度から地域生活支援拠点整備事業のコーディネーター事業を実施するための職員増により、現在の事務所での対応が困難となるため、事務所の移転を予定している。
1	1	(1) 縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-4	健康に関する相談窓口の開設	健康に不安のある人が不安を気軽に相談できるよう、様々な機会を捉え相談の場を確保します。	市民健康課	未病センター利用者数 214日開設 延1,094人 食事カルテ延 28人	継続	継続	未病センター（予約制） 開設日数88日 利用人数延202人 食事カルテ（予約制） 相談者数延29人 所内相談（電話・面接） 延 407人	A	新型コロナウイルス感染症拡大後、利用控えの傾向があったが、少しずつ予約数も増えつつあるため、引き続き継続して周知を行いつつ、必要な相談を受けられるようにしていく。	未病センター（予約制） 開設日数83日 利用人数延223人 よろず相談（予約制） 相談者数延22人 所内相談（電話・面接） 延 1,103人	A	未病センターでは新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、すべての機器での計測を再開し、利用に関する問い合わせも増えてきている。引き続き周知を複数の場で行い、個別相談が必要な場合はよろず相談へとつなげていく。
1	1	(1) 縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-5	子育てに関する相談窓口の充実	関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、子育ての不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。	こども家庭相談課 保育課 市民健康課	こどもと家庭の相談室相談件数 479件	継続	継続	(市民健康課) 保健師による家庭訪問、乳幼児健診、妊娠中からの子育て教室、育児講座、健康相談等を行った。(こども相談課) こどもと家庭に関する各種相談を聴取。必要に応じて各種専門機関につないだ(相談件数332件)。	A	第6分庁舎に設置された「かまくらこどもと家庭の相談窓口」にこどもと家庭の相談員、ひとり親自立支援員を配置。保護者のこどもと家庭に関する各種相談を聴取。必要に応じて各種専門機関につないだ(相談件数332件)。 第6分庁舎に設置された「かまくらこどもと家庭の相談窓口」にこどもと家庭の相談員、ひとり親自立支援員を配置。保護者のこどもと家庭に関する各種相談を聴取。必要に応じて各種専門機関につないだ(相談件数332件)。	(こども家庭相談課) こどもと家庭に関する各種相談を聴取。必要に応じて各種専門機関につないだ(相談件数394件)。また、第6分庁舎「きらきら」に常時相談員を派遣し、こどもと家庭の相談業務を並行して実施した。さらには、新たに毎月第4水曜日は夜間相談日として17時から20時まで相談時間を延長し実施し、より相談しやすい環境づくりを実施した。 (保育課) 子育てや保育所への入所相談を行い、その他の相談があった場合は、関係機関に繋ぐ対応を行った。	A	(こども家庭相談課) 令和5年度まで、こどもと家庭の相談室では毎月第2土曜日の8時30分から17時までを相談日としてきた。R6は、準備が整い次第、第4土曜日も相談日とすることを予定している。 (保育課) 引き続き、保育に関する相談対応を行い、その他の相談については、関係機関と連携する。

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
1	（目標1）総合的な相談体制の確立	（1）縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-6	発達に関する窓口の充実	運動発達やことばの発達、育児上の不安や集団適応などに何らかの不安や心配を持つ保護者や家族からの相談に対し、専門職による支援を実施するとともに、障害のある子どもとそれを支える家族が地域で安心して生活できるよう、地域に根ざした相談支援体制の充実を図ります。	発達支援室	初回相談件数 396件 ST124件 リハ69件 発達203件	継続	継続	発達障害を含む特別な支援を必要とする児童等の相談及び早期発見、早期支援について保健、福祉、教育分野等と連携を図りながら実施している。 初回相談件数340件、ST129件 リハ86件、発達125件	A	複雑化するニーズに対応するため、専門性を持った人材の確保や体制整備、事業の実施方法の工夫等が必要となっている。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 初回相談件数384件、ST139件　リハ70件、発達175件	A	複雑化するニーズに対応するため、専門性を持った人材の確保や体制整備、事業の実施方法の工夫等が必要となっている。
		（1）縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-7	ひとり親家庭の相談窓口の充実	ひとり親家庭の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談、指導を行います。	こども家庭相談課	ひとり親家庭自立支援員 相談件数964件	継続	継続	ひとり親家庭自立支援員や職員が各家庭の実情の把握に努めるとともにニーズを聞き取り、自立に向けた総合的な支援を実施した。 相談件数1,195件	A	第6分庁舎に設置された「かまくらこども相談窓口きらきら」にこどもと家庭の相談員、ひとり親自立支援員を配置。保護者の困り感に対し、早期に関わりが持てるよう取り組んでいる。	貧困に直面している家庭、特にひとり親家庭に対する支援をするため、ひとり親家庭自立支援員や職員の相談技術を高め、各家庭の実情やニーズ把握に努めた。 ひとり親家庭 自立支援員相談件数 1,065件	A	ひとり親家庭等の貧困対策として、ひとり親家庭等への夏季休暇期間の食料支援や母子・父子自立支援プログラム策定事業を新規事業として行う予定である。
		（1）縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-8	ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の充実	DVに関する不安を一人で抱え込まずにすぐに相談できるよう、幅広く相談の機会を確保します。また、庁内での情報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携強化を進め、自立に向けた継続的な支援につなげます。	地域共生課	女性相談件数 505件	継続	継続	研修等により相談員のスキルアップを図り、関連機関との情報交換の場や弁護士による講義の受講など、相談体制を充実させた。市の包括的支援体制の推進に連動し、相談内容に応じて関係課や関係機関と連携して対応した。相談件数376件	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当内や関係機関等との連携を図り対応する。	研修等により相談員のスキルアップを図り、関連機関との情報交換の場や外部講師による講義の受講など、相談体制を充実させた。市の重層的支援体制整備事業による包括的支援の推進に努めながら、関係課や関係機関と連携して対応した。相談件数は603件。	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当内や関係機関等との連携を図り対応する。
		（1）縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-9	居住支援相談窓口の充実	住まい探し相談会を開催し、個々の状況に応じて、あんしん賃貸支援事業の賃貸物件を紹介するなど、生活基盤の安定化を図ります。	都市整備総務課	相談会開催5回 (相談件数:15件、うち1件成約) 不動産及び福祉事業者向けセミナー等の開催支援	相談会開催5回 (解決目標:3件) 不動産及び福祉事業者向けセミナー等の開催支援	相談会開催5回 (解決目標:3件)	民間賃貸住宅への入居支援として、住宅確保要配慮者を対象に、専門家による住まい探し相談会を予定通り5回実施した。鎌倉市居住支援協議会による相談窓口等体制の整備に係る支援や、協議会の各団体との連携・協力体制の構築への支援を行った。	A	R5もR4と同様の取組みを継続していく	民間賃貸住宅への入居支援として、住宅確保要配慮者を対象に、専門家による住まい探し相談会を予定通り5回実施した。 【5回の相談会においての合計相談数　6件】	A	令和6年度も令和5年度と同様の取組みを継続していく
1	（目標1）総合的な相談体制の確立	（1）縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-10	保育コンシェルジュによる育児相談	経験豊富な保育士と、子育て情報を案内している「かまくら子育てメディアスポット」のスタッフをチームとした「保育コンシェルジュ」として、より専門的な相談を行います。窓口だけでなく、出張相談も行うことで、相談の機会の充実を図ります。育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行います。	こども支援課 保育課	相談件数 756件	継続	継続	（こども支援課） 子育て家庭に情報提供するために保育コンシェルジュを配置し、より専門的に、育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行った。令和5年4月3日に「かまくらこども相談窓口きらきら」を開設し、子育てに関する相談に対し、市の各専門部署が協力して、より横断的な支援が可能となった。オンライン相談窓口等を活用し、更なる子育て支援の拡充を図る。 令和4年度相談件数：432件 （保育課） 子育て家庭に情報提供するために保育コンシェルジュを配置し、より専門的に、育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行った。	A	令和5年より開設された『かまくらこども相談窓口きらきら』に経験豊富な保育士を「保育コンシェルジュ」として配置し、子育てについて、より相談しやすい環境を整える。	（こども支援課） 「かまくらこども相談窓口きらきら」の運営を通じ、経験豊富な保育士である保育コンシェルジュ及び子育て支援コンシェルジュが子育て家庭への情報提供等を行い、より専門的な視点で育児不安の解消を図り、保護者に寄り添った支援を実施した。また、子育てに関するあらゆる相談に対し、市の各専門部署が協力して、より横断的な支援が提供できる体制としたほか、オンライン相談窓口等を活用した相談にも対応した。 令和5年度相談件数：573件（相談に対応した各専門部署の対応件数：684件） （保育課） 令和4年度と同様	A	（こども支援課） 情報発信の強化のため、かまくら子育てメディアスポットの有償ボランティアを子育て支援コンシェルジュとして会計年度任用職員に任用する。 ひきつづき「かまくらこども相談窓口きらきら」の利用者が子育て等について相談しやすい環境をより充実させ、育児不安の解消等保護者に寄り添った支援を行っていく。 （保育課） 引き続き、子育てに関する不安の解消等、保護者に寄り添う支援を行う。
1		（1）縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-11	消費生活相談窓口の充実	消費生活センターにて、消費生活に関する苦情相談を受け付け、助言・あっせんなどを通じ、消費者被害の回復に努めます。また、消費生活の基礎知識の普及や、消費者被害の未然防止に向けた情報の提供など、啓発活動も積極的に行っていきます。	地域共生課	相談件数 1,817件	継続	継続	消費生活センターにて、消費生活に関する苦情相談を受け付け、助言・あっせんなどを通じ、消費者被害の回復を図るとともに、更に、鎌倉市くらし見守りネットワークを運用し、高齢者の見守りを実施した。 また、消費生活の基礎知識の普及や消費者被害の未然防止のため、夏休み子ども教室（3回）や出前講座（5回）を行うとともに、広報かまくらやSNSなどにより注意喚起や情報提供を行った。	A	左記事業に加え、最新の手法やトラブル事例をいち早く周知するため、令和5年度から、独立行政法人国民生活センターが発行する「見守り新鮮情報」の町内会回覧を行う。	消費生活センターにて、消費生活に関する苦情相談を受け付け、助言・あっせんなどを通じ、消費者被害の回復を図るとともに、鎌倉市くらし見守りネットワークを運用し、高齢者の見守りを実施した。 また、消費生活の基礎知識の普及や消費者被害の未然防止のため、夏休み子ども教室（3回）や出前講座（17回）を行うとともに、広報かまくらやSNSなどにより注意喚起や情報提供を行った。さらに、令和5年度から啓発チラシの町内会回覧（3回）も始めた。	A	令和6年度も令和5年度と同様の取組を継続していく。
1		（1）縦割りを越えた柔軟な相談機能の整備・充実	②相談窓口機能の充実	1-1-2-12	生活困窮者に対する相談支援体制の充実	生活困窮者自立相談支援窓口と生活保護相談窓口が連携し、生活困窮者が早期に生活を再建し、地域において自立した生活がおくれるよう、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援体制の充実を図ります。	生活福祉課	新規相談件数 205件 事業終結者割合 4.2%	継続	継続	新規相談件数　330件 就労等自立者割合　約11% ＜上記を指標とした理由＞ 新規相談件数を指標としている理由は、市内の生活困窮者の相談支援の状況を把握するため。 就労等自立者割合を指標としている理由は、市内生活困窮者の自立の状況を把握するため。	C	令和元年度に定めた実績初期値が時代背景に沿った目標設定になっていないため、修正が必要と感じている。また、自立のあり方として、経済的な自立だけでなく、社会から孤立しない事も自立の一つの考えであるため、自立の幅を捉え直していく必要がある。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 新規相談件数　337件 就労等自立者割合　約17%	C	令和元年度に定めた実績初期値が時代背景に沿った目標設定になっていないため、修正が必要と感じている。また、自立のあり方として、経済的な自立だけでなく、社会から孤立しない事も自立の一つの考えであるため、自立の幅を捉え直していく必要がある。

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
1		(2) 関係機関等が連携した 相談体制づくり	①地域での福祉活動の把握	1-2-1-1	地域福祉活動などの把握	地域における自治会・町内会活動の福祉的な取組や地区社会福祉協議会（地区社協）の活動などの情報を収集し、各相談に応じて適切なサービスを行う窓口の情報整理・提供を目指します。	福祉総務課	—	継続	継続	市社会福祉協議会と定例的な情報共有の場を設け、地域における福祉的な取組の情報収集を行った。	B	地域における福祉的な取組の情報収集に当たり、市社会福祉協議会だけでなく、地区社協や市地域のつながり課の協力も得ながら、地域福祉活動を多面的に把握する必要がある。	市社会福祉協議会と定例的な情報共有の場を設け、地域における福祉的な取組の情報収集を行った。 また、市社会福祉協議会が策定する「かまくらささえい福祉プラン」改訂年度につき、市社会福祉協議会による地区社協へのヒアリング調査と同行し、地域住民との意見交換を行った。	A	引き続き、地域における福祉的な取組の情報収集に当たり、市社会福祉協議会だけでなく、地区社協や市地域のつながり課の協力も得ながら、地域福祉活動を多面的に把握する必要がある。
		(2) 関係機関等が連携した 相談体制づくり	②関連部署、専門機関との連携 推進	1-2-2-1	相談にかかる関連部署や専門機関の連携推進	相談を受ける窓口と、支援を行う関連部署や専門機関の連携を強化し、窓口の渡り歩きなどの相談者の負担の軽減を図ります。	福祉総務課 地域共生課	—	実施	実施	相談支援包括化推進業務を委託により実施し、複雑化、複合化した事例について、支援関係機関の役割の整理を行い、支援の報告性を定める「多機関協働」、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりの構築に向けた支援を行う「参加支援」について取り組んだ。	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当内や関係機関等との連携を図り対応する。	令和4年度と同様	B	引き続き、相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当内や関係機関等との連携を図り対応する。 また、R6年度から支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるため、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」に取り組む。
		(2) 関係機関等が連携した 相談体制づくり	②関連部署、専門機関との連携 推進	1-2-2-2	複雑化・複合化した支援ニーズへの対応※R3新規	福祉行政において、従来の単一分野での支援関係機関では対応が難しい複雑化、複合化した事例について、支援関係機関の役割の整理を行い、支援の方向性を定める「多機関協働事業」と、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりの構築に向けた支援を行う「参加支援事業」を実施するもの。	福祉総務課	—	継続	継続	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進した。相談支援機関間の連携を推進するために相談支援機関等との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	A	複雑化・複合化した事例においては、本人の申込（同意）になかなか至らないケースがあることから、各分野における支援会議等を活用し、情報共有、相談支援機関のつながりの構築、課題の整理・支援方針など、相談支援機関等をケース検討を行う必要がある。課題の整理、解きほぐしなどを行いつつ、当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、多機関協働事業及び参加支援事業の申込（同意）につなげていきたい。	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席や当該が所管する福祉支援会議等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進した。相談支援機関間の連携を推進するために相談支援機関等との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	A	複雑化・複合化した事例においては、本人の申込（同意）になかなか至らないケースがあることから、引き続き、各分野における支援会議等を活用し、情報共有、相談支援機関のつながりの構築、課題の整理・支援方針など、相談支援機関等をケース検討を行う必要がある。課題の整理、解きほぐしなどを行いつつ、当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、多機関協働事業及び参加支援事業の申込（同意）につなげていきたい。
2	（目標2） 包括的支援体制の構築	(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-1	地域での協議の場づくりによる社会資源の創出及びネットワーク化	社会資源の発掘とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成、多様な福祉サービスの創出を図るため、地域住民による高齢者施策等の協議の場づくりを推進します。	高齢者いきいき課	協議体2か所	協議体9か所	協議体9か所	5つの日常生活圏域に1人ずつ配置している生活支援コーディネーターにより地域資源の把握や地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めた。また市全域にまたがる課題を共有する第一層協議体を設置し、市内連携の推進を図った。 また、令和4年度から重層的支援体制整備事業に位置付けて取り組んだ。	A	第一層協議体を設置し、生活支援コーディネーターや第二層協議体、関係各課が抱える課題について情報共有を行った。令和5年度は生活支援コーディネーターの活動や地域での取組がさらに共有されるよう報告会を予定している。	5つの日常生活圏域に1人ずつ配置している生活支援コーディネーターにより地域資源の把握や地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めた。また市全域にまたがる課題を共有する第一層協議体で市内連携の推進を図った。さらに、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センターの地域連携担当の活動や地域での取組がさらに共有されるよう報告会を実施した。 また、令和4年度から重層的支援体制整備事業に位置付けて引き続き取り組んだ。	A	第一層協議体では生活支援体制整備事業アドバイザーの派遣を活用し、さわか福社財団を講師に招き、「住民主体の地域づくり」について生活支援コーディネーターや関係各課と共に勉強会を行った。令和6年度もさわか福社財団による生活支援体制整備事業アドバイザーの派遣を活用し、生活支援コーディネーターや各協議体が抱えている課題等に取り組んでいく。 令和6年度も引き続き、関係機関との連携をさらに強化していく。
		(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-2	福祉事業者と関係団体等との交流促進	地域福祉の活性化や多様な地域福祉活動を推進するため、自治会・町内会や地区社協、福祉事業者、福祉関係団体など多様な団体・組織が、お互いに有益な関係を構築できる場づくりを市社協とともに行います。	福祉総務課 （市社協）	補助金交付及び会議体への参画	継続	継続	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大への懸念により中止した会議が多かった。	B	新型コロナウイルスの感染状況等に留意しながら、地域課題の把握と課題解決に向けて必要な場づくりを継続して実施する。	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行った。 なお、新型コロナウイルス感染拡大への懸念による取組の中止や縮小はなかった。	B	地域課題の把握と課題解決に向けて必要な場づくりを継続して実施する。また、土日祝日開催の会議やイベントについてどこまでの範囲で参加協力ができるか検討が必要との報告を市社会福祉協議会からうけた。
		(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-3	ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネート業務を支援します。	福祉総務課 （市社協）	ボランティア相談558件	継続	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動事業に対し補助金による財政支援を実施した。 ボランティア相談413件	A	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア活動への意欲関心を高めている。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 ボランティア相談488件	A	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア活動への意欲関心を高めている。
2		(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-4	専門性の高い障害関係団体等との協働・連携によるサービスの充実	施設訪問歯科など専門性の高い事業を関係団体と協働、連携して実施します。	障害福祉課	訪問数13施設	継続	継続	歯科検診等を受ける機会の少ない市内の地域活動支援センター及び障害者援護施設の利用者に対する、鎌倉市歯科医師会が行う在宅障害者歯科検診事業に対し補助金による財政支援を行っている。 訪問数11施設	A	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 訪問数10施設	A	令和6年度についても、引き続き、歯科検診等を受ける機会の少ない市内の地域活動支援センター及び障害者援護施設の利用者に対する鎌倉市歯科医師会が行う在宅障害者歯科検診事業に対し、補助金による財政支援を行う。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。		
2		(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-5	高齢者の地域ケア体制の推進	高齢者保健福祉計画に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進するため、専門機関と住民が連携し、個別の問題と地域の課題を話し合う地域ケア会議を開催します。	高齢者いきいき課	開催数 34ケース 47回	継続	継続	B	令和5年度も引き続き地域ケア会議ガイドラインに基づき、10箇所の地域包括支援センターで地域ケア個別会議を実施した。主な参加者として、本人・家族のほか、介護支援専門員（ケアマネ）、民生委員児童委員、自治会町内会等の地域住民団体の関係者、医師、警察、行政職員等が参加して、課題が重層する高齢者の支援や、家族に精神疾患を抱える高齢者の支援などを行った。 開催数 34ケース 41回 また、5箇所の地域包括支援センターで小地域ケア会議を開催し、小地域における地域課題や新たな見守りネットワークや集いの場の立ち上げなど資源開発を行った。 開催数 55回 また、重層的支援体制整備事業に位置付けて属性や世代を問わない支援に取り組んだ。	令和5年度も引き続き地域ケア会議ガイドラインに基づき、10箇所の地域包括支援センターで地域ケア個別会議を実施した。主な参加者として、本人・家族のほか、介護支援専門員（ケアマネ）、民生委員児童委員、自治会町内会等の地域住民団体の関係者、医師、警察、行政職員等が参加して、課題が重層する高齢者の支援や、家族に精神疾患を抱える高齢者の支援などを行った。 開催数 34ケース 41回 また、小地域ケア会議を開催し、小地域における地域課題や新たな見守りネットワークや集いの場の立ち上げなど資源開発を行った。 開催数 59回 また、重層的支援体制整備事業に位置付けて属性や世代を問わない支援に取り組んだ。	A	令和6年度も引き続き地域ケア会議ガイドラインに基づき、10箇所の地域包括支援センターで地域ケア会議（地域ケア個別会議、小地域ケア会議）を開催し、課題を抱える高齢者や家族へ支援していく。		
2		(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-6	高齢者・障害者・児童虐待防止ネットワークを中心とした取組の強化	各種イベントにおいて、3課合同による虐待防止啓発のキャンペーンを行います。また、医療機関や警察等の関係機関と連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待の発生予防や早期発見、見守りを行います。加えて、虐待を行った者を養護者又は保護者として支援していくことについても検討し対応策を講じていきます。	高齢者いきいき課 障害福祉課 こども家庭相談課	本庁舎ロビーパネル展示 11/11～15 事業所向け研修を実施11/1	継続	継続	B	市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネルやリーフレットを展示し、虐待防止の啓発に行った（11月）。 また、市内の全介護事業所向けに高齢者虐待防止研修をオンラインにて2回開催した。	令和5年度も引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する予定。	A	（こども家庭相談課） 11月の虐待防止推進月間において、3課合同で虐待防止啓発パネル展示やリーフレット配架を行うとともに玉縄祭りの会場にブースを出し合同で啓発活動を実施した。また、ケアラー条例の施行に先立ち、ヤングケアラーの関する周知活動として市役所ロビーや地下道ギャラリーでのパネル展を実施した。 （高齢者いきいき課・障害福祉課） 令和4年度と同様	A	（こども家庭相談課） ヤングケアラー支援については、新たに支援体制の構築を図る必要があることから、令和6年度からヤングケアラーコーディネーターを配置するなどして、関係機関、関係団体等の連携強化を図っていく。 （高齢者いきいき課・障害福祉課） 令和6年度も引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する。
2		(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-7	高齢者に対する総合的な支援体制の確立	住民、専門機関等を含めた地域ケア会議の開催を継続するとともに、多職種ミーティング等を通じて在宅医療・介護連携をさらに推進していきます。	介護保険課	ミーティング3回 推進会議1回 検討会1回	継続	ミーティング 1回 推進会議 1回 ワーキンググループ 3G×3回	A	多職種ミーティングの開催方法や小地域における多職種連携のあり方に関する協議の時間を十分に取れていないため、令和5年度はワーキンググループ活動を展開する予定である。	多職種ミーティング（オンライン） 1回（2日間） 延参加者数 183人 在宅医療介護連携推進会議 3回	B	在宅医療介護連携推進会議で課題となっている取組について、令和5年度中にワーキンググループ実施に至らなかった。 継続して3つのワーキンググループ（多職種ミーティング・ACP普及啓発・人材育成）の立上げと活動に取り組んでいく		
2		(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-8	地域見守り活動の推進	日々の生活でのさりげない見守り活動の中で、異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関等と連携し対応するため、県と連携しながら民間事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結し、見守り体制を築きます。	福祉総務課	通報実績 1件	継続	継続	A	対応マニュアルを常に確認し、臨機応変な対応がとれるよう、日頃から支援者や民生委員などの関係機関との連携を密に保っていく。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 通報実績 5件	A	対応マニュアルを常に確認し、臨機応変な対応がとれるよう、日頃から支援者や民生委員などの関係機関との連携を密に保っていく。		
2		(1) 包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-9	早期療育に向けた支援体制の確立	子育てにおいて少し気になるという段階からの相談支援が、障害の早期発見、早期療育に重要であることから、子育て支援を行う関係機関との連携の強化に努めます。また、障害児通所支援を行う事業所や相談支援事業所と行政との役割分担を明確化し、子どもの発達や障害特性、家族の状況に応じた適切な相談支援体制の構築を目指します。	発達支援室	市内保育園 幼稚園 認定こども園 計46園	継続	継続	A	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施するため発達支援システムネットワーク会議を開催している。また、特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「5歳児すこやか相談」を実施している。出張相談は、子育て支援センター、学習センター、保育園等市内各所で定期的に実施した。 5歳児すこやか相談対象園：49園、出張相談24回(25件)実施	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施するため発達支援システムネットワーク会議を開催している。また、特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「5歳児すこやか相談」を実施している。出張相談は、子育て支援センター、放課後かまくらっ子、保育園等市内各所で定期的に実施した。 5歳児すこやか相談対象園：49園、出張相談17回(18件)実施	A	複雑化するニーズに対応するため、専門性を持った人材の確保や体制整備が必要である。 また、令和5年度からこども家庭庁が提唱している「5歳児健診」と「5歳児すこやか相談」との方向性について、引き続き注視していく。		

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
2	（目標2）包括的支援体制の構築	（1）包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-10	鎌倉市居住支援協議会活動支援	低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議を行います。	都市整備総務課	鎌倉市居住支援協議会の相談窓口開設 相談対応マニュアルの作成	相談支援窓口の体制強化、ガイドブックの活用啓発	相談支援窓口の体制強化、ガイドブックの活用啓発	住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、鎌倉市居住支援協議会の相談窓口等体制整備を行った。また、不動産・福祉事業者向け等のガイドブックの改訂を行った。加えて、令和2年度作成した多言語に対応するガイドブックを用いた講座を、市内の不動産店等を対象に2回開催した。また、貸主・不動産店向け研修会及び福祉関係団体等向け研修会を各1回開催した。令和4年度から新たに、不動産関係者と福祉関係者の合同研修会を市内2箇所で開催した。	A	R5もR4と同様の取組みを継続していく	住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、鎌倉市居住支援協議会の相談窓口等体制整備を行った。 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援 【相談件数 8件】 ・不動産・福祉事業者向け等のガイドブックの改訂【改訂版の発行 各200部】 ・令和2年度作成した多言語に対応するガイドブックを用いた講座を、市内の不動産店等を対象に1回開催【参加人数 16名】 ・福祉関係団体等向け研修会を1回開催 【参加人数 22名】 ・不動産関係者と福祉関係者の合同研修会を1回開催【参加人数 15名】	A	R6もR5と同様の取組みを継続しつつ、新規活動として、不動産関係者を対象に、相互の情報共有と連携を目的とした「不動産店交流会」を開催予定。
		（1）包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-11	「（市社協）日常生活自立支援事業」の活用、連携	軽度の認知症、障害、その他判断能力が十分でないために金銭管理が難しい人の自立支援に向けて、市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」を活用し、要支援者が地域で安心して生活できるよう市社会福祉協議会との連携を推進していきます。	生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課	－	継続	継続	（生活福祉課） 令和4年度で生活保護受給者が、「日常生活自立支援事業」を活用した回数:計330回 ＜上記を指標とした理由＞ 日常生活自立支援事業の活用状況を把握するため（高齢者いきいき課・障害福祉課） 成年後見制度の利用を検討した結果、制度の要件に満たない人を市社会福祉協議会の窓口につなぎ、制度のはざまに落ちないよう支援した。	A	令和5年度も引き続き制度の要件に満たない人を社会福祉協議期の窓口につないでいくよう支援する予定。	（生活福祉課） 令和4年度と同様 令和5年度実績値 日常生活自立支援事業を活用した回数 322回 （高齢者いきいき課・障害福祉課） 令和4年度実績と同様	A	令和6年度も引き続き制度の要件に満たない人を社会福祉協議会の窓口につないでいくよう支援する。
2	（目標2）包括的支援体制の構築	（1）包括的支援体制の構築	①関係団体との連携・協働の推進	2-1-1-12	【再掲 1-2-2-2】 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応※R3新規	福祉行政において、従来の単一分野での支援関係機関では対応が難しい複雑化、複合化した事例について、支援関係機関の役割の整理を行い、支援の方向性を定める「多機関協働事業」と、既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりの構築に向けた支援を行う「参加支援事業」を実施するもの。	福祉総務課	－	継続	継続	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進した。相談支援機関間の連携を推進するために相談支援機関等との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	A	複雑化・複合化した事例においては、本人の申込（同意）になかなか至らないケースがあることから、各分野における支援会議等を活用し、情報共有、相談支援機関のつながりの構築、課題の整理・支援方針など、相談支援機関等をケース検討を行う必要がある。課題の整理、解きほぐしなどを行いつつ、当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、多機関協働事業及び参加支援事業の申込（同意）につなげていきたい。	複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席や当課が所管する福祉支援会議等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割整理を行った。関係機関と各種情報を共有することにより、機関間の連携を推進した。相談支援機関間の連携を推進するために相談支援機関等との合同研修を開催した。本人やその世帯に伴走しながら、社会参加に向け、地域の社会資源とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定するよう取り組んだ。	A	複雑化・複合化した事例においては、本人の申込（同意）になかなか至らないケースがあることから、引き続き、各分野における支援会議等を活用し、情報共有、相談支援機関のつながりの構築、課題の整理・支援方針など、相談支援機関等をケース検討を行う必要がある。課題の整理、解きほぐしなどを行いつつ、当事者及び支援者との信頼関係を少しずつ得ていくことにより、多機関協働事業及び参加支援事業の申込（同意）につなげていきたい。
（1）包括的支援体制の構築		②住民組織と福祉団体等の連携・協働の推進	2-1-2-1	地域における住民組織間の連携体制づくり	鎌倉市自治組織連合会の活動に対する支援を通じて、市と自治会・町内会との連携体制づくりを進めます。	地域のつながり課	連合会開催3回	継続	継続	自治会町内会が行政区毎に組織する各連合会事業に対し、地域活動事業等円滑な運営のための支援として、補助金による財政支援や各支所を含め各連合会事務局としての人的支援を実施し、地域活動への連携及び体制づくりを図った。	A	各連合会からの申請書及び報告書について不備があった際に何度も修正をしてもらうことがあったため、手続の進捗状況に影響が生じた。各連合会の事務局は地域のつながり課及び支所が担っているため、令和5年度は支所との連携も図っていく。	令和4年度と同様	A	各地区連合会からの報告書資料提出の遅れや添付資料の内容に一部不備があり事務手続きに遅れが生じた。各連合会の事務局は地域のつながり課及び支所が担っているため、円滑な事務作業を行うため、令和6年度は引き続き支所との連携を図っていく。	
2		（1）包括的支援体制の構築	③地域における連携・協働の推進	2-1-3-1	地域連携推進業務	福祉総務課 地域のつながり課	生活に困りごとを抱える市民に寄り添いながら、課題を解決するための活動や、地域づくりを進める住民活動を支援する体制づくりなどを検討します。	福祉総務課 地域のつながり課	－	検討を継続	継続	（地域のつながり課） 地域づくりの主体は地域住民であることに主眼を置き、各支所を地域の最前線と位置付け、地域での困りごとや課題を集約しつつ、地域住民自身が自ら取組を進めていけるよう、行政や地域のステークホルダーとのつなぎ役を担うコンシェルジュ機能の仕組みについて令和5年度より検討を開始した。（福祉総務課） 重層的支援体制整備事業を開始するとともに、庁内連携会議を設置し、地域づくり部会において、地域のつながり課、福祉総務課、高齢者いきいき課により、地域づくりの考え方の整理を進めた。	B	（福祉総務課） 前年に引き続き重層的支援体制整備事業に取り組み、庁内連携会議の地域づくり部会において、地域のつながり課、福祉総務課、高齢者いきいき課のほか、子ども支援課、生活福祉課、介護保険課、障害福祉課を加え、地域づくりの考え方の整理を進めた。また、生活支援コーディネーターの取組によって創設された地域資源等を共有するための報告会を地域で開催することを予定している。また、地域づくり部会委員に新たに子どもも支援課、生活福祉課、介護保険課、障害福祉課、教育指導課を加え、地域づくりの考えをより広く共有していく。	A	令和5年度の部会の検討を踏まえ、令和6年度も引き続き生活支援コーディネーターの取組によって創設された地域資源等を共有するための場を設ける予定である。また、地域づくり部会において、新たに青少年課を加え、既存の地域資源を考慮しながら、他世代交流を意識した地域づくりの考えをより整理していく。
2		（1）包括的支援体制の構築	③地域における連携・協働の推進	2-1-3-2	鎌倉市障害者支援協議会等を通じた関係機関の連携の促進	鎌倉市障害者支援協議会等を通じて、関係機関が情報共有し、地域の課題などを協議することにより、家族を含めた障害者の地域生活を支える取組を進めます。	障害福祉課	会議開催回数・全体会3回・就労支援部会4回・地域生活支援部会4回・精神保健福祉部会4回・こども支援部会4回	継続	継続	保健・医療関係者、福祉団体、教育・就労関係の団体、学識経験者、関係行政機関の職員、障害者等及びその家族を構成員として鎌倉市障害者支援協議会を開催し、連携しながら支援を進めた。会議開催回数・全体会3回・地域生活支援部会3回・精神保健福祉部会3回・こども支援部会3回	B	R4年度に協議したことを踏まえ、障害理解の促進や、障害者及びその家族等の地域生活支援に向けて引き続き取り組む。	令和4年度と同様	A	令和5年度に協議したことを踏まえ、障害理解の促進や、障害者及びその家族等の地域生活支援に向けて引き続き取り組む。

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
2																
		(1) 包括的支援体制の構築	③地域における連携・協働の推進	2-1-3-3	障害者が地域で暮らすための地域包括支援体制等の整備	基幹相談支援センター等を活用し、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。	障害福祉課	総合相談実績 700件	継続	継続	基幹相談支援センターの役割が認知され、高齢者の地域包括支援センターなどから複合的な調整が必要な相談に対応するなど実績を重ねながら関係団体とのつながりを深め、連携体制を構築した。 総合相談件数 1,462件	A	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 総合相談件数 1,928件	A	引き続き、基幹相談支援センターが中心となり、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。
2		(1) 包括的支援体制の構築	④庁内連携体制の強化	2-1-4-1	連携体制の強化	地域福祉計画推進庁内連絡会を中心に、市役所内での担当者間連携など、庁内連携体制を推進します。	福祉総務課	連絡会開催 2回	継続	継続	地域福祉計画推進庁内連絡会構成員を通じて、事業所管課に対して進捗状況の確認を行った。	B	包括的支援体制の構築に向けた連携体制の強化については、R3から地域共生課（R5より福祉総務課に事業移管）において重層的支援体制整備事業に係る庁内連携会議を定期的実施し、一定の成果も見られることから、R5以降は重層的支援体制整備事業に係る庁内連携会議を中心に取り組むこととする。	地域福祉計画推進庁内連絡会を通じて、事業所管課に対して進捗状況の確認を行いつつ、新たな取組について情報共有を行った。	B	引き続き、地域福祉計画推進庁内連絡会にて、地域福祉推進に向けた情報共有等を行う。
3	（目 標 3） （地 域 に お け る 福 祉 活 動 や 人 材 へ の 支 援	(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-1	【再掲2-1-1-2】福祉事業者と関係団体等との交流促進	地域福祉の活性化や多様な地域福祉活動を推進するため、自治会・町内会や地区社協、福祉事業者、福祉関係団体など多様な団体・組織が、お互いに有益な関係を構築できる場づくりを市社協とともに行います。	福祉総務課 （市社協）	補助金交付及び 会議体への参画	継続	継続	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大への懸念により中止した会議が多かった。	B	新型コロナウイルスの感染状況等に留意しながら、地域課題の把握と課題解決に向けて必要な場づくりを継続して実施する。	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行った。 なお、新型コロナウイルス感染症拡大への懸念による取組の中止や縮小はなかった。	B	地域課題の把握と課題解決に向けて必要な場づくりを継続して実施する。また、土日祝日開催の会議やイベント行事についてどこまでの範囲で参加協力ができるか検討が必要との報告を市社会福祉協議会からうけた。
3		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-2	民生委員児童委員活動の住民への活動支援	民生委員児童委員が地域で活動するために、行政や専門機関との連携への支援を行うとともに、負担感の解消や日々の活動へのサポート、やりがいの創設について検討するなど、活動しやすい環境の充実を図ります。	生活福祉課	検討を開始	検討を継続	検討を継続	一斉改選を行う中で、民生委員同士の引継ぎに関するルール化や年齢要件の見直しを行うなど、委員が活動しやすい環境を整えるよう取り組んだ。	B	民生委員が地域で活動しやすい環境を整備するために、現職の民生委員を交えた各種検討を実施していく。	民生委員児童委員の継続的な活動を維持していくために、ワーキンググループを立ち上げ、次期一斉改選も見据えた活動の見直しや整理を開始した。その中で、活動に関するマニュアルの更新や年齢要件の見直しについて議論していくこととし、委員が活動しやすい環境を整備できるよう取り組んだ。	B	令和7年度の一斉改選に向けて、これまで検討してきた活動の整理や年齢要件の見直しについて、今年度中の確定に向け取り組んでいく。
3		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-3	自治会・町内会の必要性の啓発と加入促進	「自治会・町内会加入促進マニュアル」の配布や、ホームページや広報がまくらなど、多様な手段によって自治会・町内会の必要性や加入促進のための啓発を進めます。	地域のつながり課	－	継続	継続	窓口配布や市民課と連携して転入者に配布する案内資料にも同封している自治会町内会への加入促進のためのチラシを刷新した。また、広報がまくらでも加入促進の記事を掲載するなど、啓発を進めた。	A	自治会町内会への加入促進のためのチラシ刷新について、窓口配布や本庁舎入り口前に設置している掲載だけでは周知が足りていなかった。 令和5年度はSNSや支所での周知を行い、啓発を進めていく。	刷新した自治会町内会への加入促進のためのチラシについて市ホームページや本庁舎入り口前に設置しているデジタルサイネージに掲載するなど、周知方法を広げ、啓発を進めた。	A	現在の周知方法を継続しつつ、新たな周知方法が見つかり次第、周知可否について検討を行っていく。
3		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-4	自治会・町内会の組織体制の充実支援	地域間の交流会や「自治会・町内会運営のためのハンドブック」を配布するなど、自治会・町内会活動を支援します。	地域のつながり課	交流会開催 1回	継続	継続	令和3年度に改訂を行った「自治会・町内会運営のためのハンドブック」について、自治会町内会が行政区毎に組織する連合役員会への参加や個別事業で対応した自治会町内会長に直接意見聴取を実施した。交流会については、新型コロナウイルス感染症拡大により令和5年度に延期することとした。	A	「自治会・町内会運営のためのハンドブック」について、各自治会町内会長への周知が足りていなかった。令和5年度は支所とも連携し、多くの自治会町内会長へ周知を行っていく。交流会については、秋ごろ開催を予定している。	地域共生課及び各支所と連携し、本庁舎及び各支所窓口にて「自治会・町内会運営のためのハンドブック」の周知を行った。交流会については、令和6年1月20日に自治会・町内会と市民活動団体等の交流会として「ゆるっと交流会」を開催した。交流会を通じて、参加者同士で新たな自主的な取組が始まるなど、地域活動の促進につながった。	A	引き続き関係各課と連携し「自治会・町内会運営のためのハンドブック」の周知に努める。交流会についても令和5年度の実績もあることから、自治会町内会活動や市民活動といった様々な地域活動を行っている又はこれから活動を検討している方々の交流の場を提供していく。
3		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-5	地区社協への支援	地域福祉活動の中心的組織である地区社協の見守り活動、サロン活動、地域福祉懇談会、地域アセスメントなどの活動に対し、地域特性や活動状況などの実情を踏まえた支援を市社協とともに行います。	福祉総務課 （市社協）	－	継続	継続	市社会福祉協議会を通じて求められた資料や情報を提供するとともに、現状を踏まえた提案などを行った。また地域活動の支援を行う市社会福祉協議会と連携を密にし、現状の把握に努めた。	B	これまで実施してきた支援や、地域の状況について把握した内容を活用しつつ、この取組をさらに生かした支援のあり方を検討していく。	市社会福祉協議会が策定する「かまくらささえあい福祉プラン」改訂年度につき、市社会福祉協議会による地区社協へのヒアリング調査と同行し、地域住民との意見交換を行った。	A	これまで実施してきた支援や、地域の状況について把握した内容を活用しつつ、この取組をさらに生かした支援のあり方を検討していく。
3		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-6	自主防犯組織活動支援事業	防犯パトロール隊未整備の自治会・町内会に隊の結成を働きかけるとともに、既に実施している自治会・町内会においては、防犯アドバイザーの派遣や防犯グッズの貸し出しを行うなど引き続き支援を行います。	地域のつながり課	団体登録数 128団体	団体登録数 136団体	団体登録数 144団体	希望する団体に防犯アドバイザーの派遣や防犯グッズの貸し出しを行うなど引き続き支援を行った。防犯パトロール隊等自主防犯活動団体が未整備の自治会・町内会に隊の結成を働きかけた。令和4年度の団体登録数は147団体。	A	防犯団体結成を促すため、HP等で周知を行う。	R4と同様 R5実績値 団体登録数 144団体	A	防犯団体結成を促すため、HP等で周知を行う。
3		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-7	ボランティア活動助成事業	状況やニーズに応じて助成内容の見直しを行いつつ、ボランティアの活動を資金面から支援します。	福祉総務課 （市社協）	－	継続	継続	ボランティア活動に対し、市社会福祉協議会を通じて財政支援を実施した。 令和4年度 申請団体数：14団体、支出済額710,000円	A	適切な財政支援のあり方を確認する。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 申請団体数：13団体 支出済額780,000円	A	適切な財政支援のあり方を確認する。

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
3		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-8	老人クラブへの支援	老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、健康・友愛・奉仕の三大運動を柱に活動しています。高齢者の生きがいづくりのため、今後ますます地域での活動や役割が期待されることから、活発な活動ができるよう支援するとともに、会員の加入促進も支援します。	高齢者いきいき課	補助金交付	継続	継続	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行った。新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、できる限りの事業を実施した。	A	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行い、老人クラブが活発に活動ができるよう支援する。	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行った。また、クラブ数の増加につながるよう、クラブ設立時の会員数の要件を緩和した。	A	鎌倉市老人クラブ連合会(みらいふる鎌倉)及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行い、老人クラブが活発に活動ができるよう支援する。
		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-9	子育てサークルへの支援	地域の子育て力の向上を図るため、子育て支援団体の情報提供を行い、活動に対する支援を行います。	こども支援課	—	継続	継続	「かまくら冒険遊び場・梶原」を協働事業者と運営するとともに、子育て支援団体等の情報発信及び情報提供を行った。 「かまくら冒険遊び場・梶原」来館者数：8,503人 イベント実施状況： 子育て支援イベント28回 参加人数284人 出張型冒険遊び場4回 参加人数1,071人	A	コロナ禍においても昨年度に比べ、イベント実施回数の増加等により、「かまくら冒険遊び場・梶原」への来館者数は増加したが、未就学児親子の利用が伸び悩んでいる。広報やSNS等を活用し、「かまくら冒険遊び場・梶原」及び各イベントについて引き続き周知活動を行っていき、事業の継続を図りたい。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 「かまくら冒険遊び場・梶原」来館者数：9,014人 イベント実施状況 子育て支援イベント：56回、参加人数797人 出張型冒険遊び場：6回、参加人数584人	A	昨年度に比べ、イベント実施回数の増加等により、「かまくら冒険遊び場・梶原」への来館者数は増加している。 施設の利用と子育て支援イベントでは、未就学児親子の利用が伸び悩んでいるため、広報やSNS等を活用し、「かまくら冒険遊び場・梶原」及び各イベントについて引き続き周知活動を行い、事業の継続を図る。
		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-10	犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援	犯罪をした者等の相談を受ける保護司会や更生保護女性会など更生保護ボランティアの活動の支援を行うとともに、各団体の連携強化も支援していきます。	生活福祉課	保護観察対象者との面談場所（市関連施設） 利用回数 59回	継続	継続	保護観察対象者との面談場所（市関連施設） 利用回数 28回 更生保護の仕事に従事している保護司会に対し、補助金を交付した。 また、保護司会などの関係団体と協力・連携し、“社会を明るくする運動”大会を3年ぶりに開催した。大会では薬物依存の当事者による体験談や琉球太鼓の演奏を行った。これらは、より当事者に近い目線での講演内容とすることを目的としたものであり、また彼ら自身の社会参加の機会という意味でも有効であったことから、例年以上に犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための啓発に寄与することができたと考える。また、この講師等については、本市の更生保護女性会からの推薦があったものであり、日頃から関係団体と連携していたことで円滑に進めることができたと考ええる。 <上記を指標とした理由> 保護司会等が行う更生保護活動の支援状況を把握するため。	A	特になし。	保護観察対象者との面談場所（市関連施設） 利用回数 22回 更生保護の仕事に従事している保護司会に対し、補助金を交付した。 また、保護司会などの関係団体と協力・連携し、“社会を明るくする運動”大会を開催した。大会では、元リポーターを講師とした支援する側の立場から講演、同会場玄関前にて横浜刑務所作業製品の展示即売会、鎌倉駅頭及び大船駅頭にて啓発グッズを配布する街頭啓発運動を行った。横浜刑務所作業製品の展示即売会は今年度初めて行ったが、観光客や一般の市民の方にも立ち寄っていただいて、より広く周知ができた。 <上記を指標とした理由> 保護司会等が行う更生保護活動の支援状況を把握するため。	A	R6にサポートセンターを設置し、運営していく予定である。
		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-11	自主防災活動育成費補助金	市内の自主防災組織が行う活動の育成及び防災資機材等の設置等に係る補助金を交付し、地域の防災機能の向上を図ります。	総合防災課	—	継続	継続	自主防災組織に対する活動支援や防災資機材の購入費用を助成を実施することにより、地域防災力の向上を図った。 ※助成の実施が地域防災機能の向上に直結するため、目標達成の指標として設定。	A	R4年度に自主防災組織育成費補助金要綱を改正し、自主防災組織が連携した連合組織も補助対象とし、補助対象事業も追加した。R5年度はR4年度に整理した内容の沿って助成を実施していく。	令和4年度と同様	A	R5年度はR4年度に改正した自主防災組織育成費補助金要綱に基づき運用し、自主防災組織が連携した連合組織も補助対象とし、実用性の向上が図られた。R6年度は、この運用に加えて、防災士の資格取得補助のメニューを加えて、さらに利便性を向上を図っていく。
		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-12	地域介護予防活動支援事業	地域で自主的に介護予防・健康づくりのための活動を行う団体に対し支援することで、住民主体による高齢者の介護予防・健康づくりの取組を推進します。	介護保険課	19団体	80団体	100団体	地域で活動する72団体に対し補助金を交付した。 (前期68団体、後期69団体 延137団体) <上記を指標とした理由> 活動団体が増えることで、参加する市民の利便性があり、身近な地域においてフレイル予防に取り組むことができるため。	A	手続きの煩雑さ等、申請者からの苦情を受け、申請手続き等の見直しを行った。(要綱改正済み)	地域で活動する88団体に対して補助金を交付した。令和5年度に制度改正を行い、前金払いの通年補助とし、提出書類も見直した。また、年度途中での活動状況確認を兼ねた報交換会を開催した(開催当時の補助団体85のうち60団体が参加)。 <上記を指標とした理由> 活動団体が増えることで、参加する市民の利便性があり、身近な地域においてフレイル予防に取り組むことができるため。	A	申請団体の増加による事務処理が増大している。効率よく処理できるようマニュアルの整備をしていく。
		(1) 地域福祉活動に対する支援	①地域福祉活動への支援	3-1-1-13	障害福祉相談員の活動支援	障害福祉相談員が地域で活動するために、関係機関等との連携の支援を行います。	障害福祉課	活動件数 191件	継続	継続	障害者の安定した地域生活を支えるため、障害福祉相談員を設置し、障害当事者及びその保護者の相談を受けた。 活動件数 158件	B	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 活動件数 181件	A	障害福祉相談員が地域で活動するために、関係機関等との連携の支援を行い、障害者の安定した地域生活を支援する。

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
3	（目標3）地域における福祉活動や人材への支援	（1）地域福祉活動に対する支援	②活動場所の支援	3-1-2-1	地域での活動の場づくりへの支援	地域におけるサロンなどの開催や、担い手の発掘と育成、また参加者にとって楽しく、効果的な活動内容や運営方法について情報を共有するため、活動者の交流を促進するとともに、活動の助言を行う市社協への支援を行います。	福祉総務課 （市社協）	—	継続	継続	市社会福祉協議会の地域福祉推進事業に対し補助金による財政支援を実施した。	A	地域福祉推進事業の補助対象事業について、枠組みを整理しつつ、必要な財政支援を継続していく。	令和4年度と同様	A	地域福祉推進事業の補助対象事業について、枠組みを整理しつつ、引き続き必要な財政支援を継続していく。
3		（1）地域福祉活動に対する支援	②活動場所の支援	3-1-2-2	地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用	地域福祉活動の拠点として、福祉活動団体やボランティアなどの利用者が利用しやすい施設とするため、利用者目線を重視して適切な維持修繕など利用環境の改善に努めます。	福祉総務課	—	修繕の実施	修繕の実施	適切な維持修繕を実施し、利用環境の整備や施設の長寿命化を図った。	A	毎年5月に実施している自主点検や総合管理業務委託の契約相手方との協議等を通して修繕を要する箇所の随時把握に努め、適切な維持修繕を実施していく。	令和4年度と同様	A	毎年5月に実施している自主点検や総合管理業務委託の契約相手方との協議等を通して修繕を要する箇所の随時把握に努め、適切な維持修繕を実施していく。
3		（1）地域福祉活動に対する支援	②活動場所の支援	3-1-2-3	公会堂等建築改良工事費補助金事業	地域住民等の活動拠点である公会堂等の建設や改修に必要な費用の一部を補助します。	地域のつながり課	12団体	継続	継続	地域住民等の活動拠点である11の自治会町内会館修繕を実施した。また令和5年度に修繕を希望する自治会町内会へアンケート調査を実施した。	A	修繕資材等の高騰により、予定していた修繕工事を中止した自治会町内会があり、年度予算範囲での対応可否について確認が生じた。令和5年度では年度当初に修繕を予定している全て自治会町内会へ修繕工事前のヒアリングを実施し、予定する全ての修繕工事に対応各自治会町内会と連携を図った。	令和4年度と同様	A	令和6年度では年度当初に修繕を予定している全ての自治会町内会へ修繕工事前のヒアリングを実施し、予定する全ての修繕工事に対応するため各自治会町内会と連携を図った。引き続き次年度以降に自治会町内会が円滑に申請手続きができる体制づくりに努めていく。
3		（1）地域福祉活動に対する支援	②活動場所の支援	3-1-2-4	商店街空き店舗等活用事業	地域住民にとって活動しやすい活動拠点とするため、商店街の空き店舗を活用し、子育て支援、高齢者支援、障害者支援、教育支援、地域住民交流のためのコミュニティ施設を設置・運営する非営利事業に対し、必要な費用の一部を補助します。	商工課	0件	見直し	なし	各商店会に活用予定事業の有無について照会したところ、該当はなかった。 条件を満たす団体があれば補助金を交付していく。	C	平成10年度要綱施行後、実績が2件しかないことから、現要綱が市民ニーズに合っているか検証した上で、要綱改正に向けた検討を行う。	各商店会に活用予定事業の有無について照会したところ、該当はなかった。 平成10年度要綱施行後、実績が2件しかないことから、事業の見直しを行い、鎌倉市商店街空き店舗当活用事業費補助金交付要綱を廃止した。	D	なし
3		（2）人材が活躍するための支援	①福祉人材への支援	3-2-1-1	ボランティア活動への支援	各種ボランティア保険の周知と加入促進など、市社協のボランティアセンターの運営を支援し、ボランティアが安心してボランティア活動に取り組めるよう、ボランティア活動の支援を行います。	福祉総務課 （市社協）	ボランティア相談 558件	継続	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動事業に対し補助金による財政支援を実施した。 ボランティア相談413件	A	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア活動への意欲関心を高めている。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 ボランティア相談488件	A	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア活動への意欲関心を高めている。
3		（2）人材が活躍するための支援	①福祉人材への支援	3-2-1-2	福祉人材の確保	将来の介護や保育などの福祉サービスの安定的供給を確保するため、資格取得の支援や生活支援体制を整備すること等により、福祉人材確保と専門性の向上を図ります。	介護保険課 障害福祉課 保育課	介護資格 19件 障害・保育 0件	介護資格 30件	継続と拡充 介護資格 30件	（保育課） 保育士宿舍借り上げ支援事業等により、民間保育所における保育士確保に寄与する取り組みに努めている （介護保険課） 介護保険資格取得者助成事業補助金を対象者（15名）に交付した。 （障害福祉課） 神奈川県が実施する相談支援従事者養成研修の受講者を募集するとともに、市職員が同研修を受講することにより相談支援技術の向上を図った（初任6名（うち市職員2名）、主任1名）。	A	（保育課） 本市においても、保育士の人手不足が課題となっている。引き続き、保育士宿舍借り上げ支援事業等により、保育士確保に寄与する取り組みに努める。 （介護保険課） 令和5年度も引続き介護保険資格取得者助成事業補助金を行っていく。 （障害福祉課） 継続して福祉人材確保と専門性の向上に寄与する取組に努める。	（保育課） 令和4年度と同様 （介護保険課） 令和4年度と同様 令和5年度実績値 対象者18名 （障害福祉課） 令和4年度と同様 令和5年度実績値 初任8名（うち障害福祉課職員1名）、主任1名）。	A	（保育課） 本市においても、保育士の人手不足が課題となっている。引き続き、保育士宿舍借り上げ支援事業等により、保育士確保に寄与する取り組みに努める。 また、令和6年度から保育士等就職奨励金等の新たに実施する事業により、更なる保育士確保を図る。 （介護保険課） 令和6年度も引続き介護保険資格取得者助成事業補助金を行っていく。 （障害福祉課） 継続して福祉人材確保と専門性の向上に寄与する取組に努める。
3		（2）人材が活躍するための支援	①福祉人材への支援	3-2-1-3	共生社会を担う人材の育成	地域において研修等を継続実施し、共生社会について学習する機会を提供しながら、市民による自助・互助の力の向上を目指す。また、共生社会の担い手となる市民を育成する仕組み（鎌倉共生サポーター（仮称））を検討し、市、地域、家庭、学校等が一体となり、地域での役割と出番を考えることで、地域における居場所、交流の場の創出につなげていきます。	地域共生課 福祉総務課	—	継続	市民周知・研修の強化	地域社会の担い手となる市民を育成するため、共生社会への取組等に係る研修を市民向けに10回、職員向けに1回、地域団体向けに4回実施した。	A	引き続き、共生社会に関する市民向け研修を実施し、地域での支援の強化につなげる とともに、職員に対してはも共生社会への取組について周知を図る。	【地域共生課】 共生社会への取組等に係る職員向け（新規採用職員・中堅主事）研修を行った。 職員向け研修実施回数：2回 【福祉総務課】 共生社会の推進に向けて、市民意識の向上を目指し、市民向けまちづくり講座を実施した。また、サポートが循環する地域社会の創生に向け、各分野のサポーター養成講座を総称する「かまくら市民共生サポーター（通称かまサポ!）」の各講座にて、共生社会取組の理解・啓発を図った。 R5年度：市民向けまちづくり講座 2回 ：かまサポ！講座での説明人数 261名	B	【地域共生課】 令和5年度は年度末に計画した市民向け研修会等が講師、会場等の調整が整わず未実施となった。令和6年度の開催に向けた準備を進めており、職員に対しても引き続き共生社会への取組について研修を実施する。 【福祉総務課】 令和6年度も引き続き、共生社会推進に向けて、市民向けまちづくり講座の実施やかまサポ！各講座での理解啓発を行う。

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
3		(2) 人材が活躍するための支援	①福祉人材への支援	3-2-1-4	発達支援サポートシステム推進事業に基づくサポーター養成の充実	支援を必要とする児童への支援は、専門的なものだけでなく、本人が生活する地域における周囲の理解と適切な支援が重要です。そのため具体的な支援を地域で実践していくための支援者を育成するために、サポーター養成講座を実施し、養成したサポーターを学校に派遣しているところです。引き続き、派遣先の拡大など事業の充実を図っていきます。	発達支援室	活動の対象学校数 モデル校 10校	活動の対象学校数 市立小・中学校25校（全校） 幼稚園・保育園モデル園 10園	活動の対象学校数 市立小・中学校25校（全校） 幼稚園・保育園モデル園 8園	発達支援に関する情報共有と支援技術の向上を目指すサポーター養成講座を体系的に開催した。発達支援委員会等と連携し、保育現場や学校現場における講座受講者の人材活用を推進している。 また、サポーター人数の増員を図るため、処遇の見直しを行い、令和5年度から会計年度任用職員と位置づけることとした。 活動の対象学校数 市立小・中学校25校（全校） 幼稚園モデル園3園、保育園モデル園2園	B	サポーターの会計年度任用職員への位置付けの変更に伴い、職員配置や出退勤管理の適正な運用。	発達支援に関する情報共有と支援技術の向上を目指すサポーター養成講座を体系的に開催した。発達支援委員会等と連携し、保育現場や学校現場における講座受講者の人材活用を推進している。 また、令和5年度からサポーターを会計年度任用職員と位置づけ運用を開始した。 活動の対象学校数 市立小・中学校25校（全校） 幼稚園モデル園3園、保育園モデル園2園	A	サポーターの会計年度任用職員への位置付けの変更に伴い、職員配置や出退勤管理が煩雑であるため、効率化の検討が必要。
		(2) 人材が活躍するための支援	①福祉人材への支援	3-2-1-5	地域における障害児支援体制整備事業※R3新規	支援を必要とする子どもが幼稚園・保育園等において必要なサポートが受けられるよう、発達支援の中核となる職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための講座を開催します。また、地域で相談が受けられるよう、出張相談を実施します。保護者が子どもの特性を正しく理解し、適切な関わりができるよう、家族支援プログラム「ペアレントトレーニング」を実施し、保護者同士でサポートしあえる仕組みづくりを進めます。	発達支援室	－	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数：12人 ・出張相談を実施回数：24回 ・ペアレントトレーニング参加人数：12人	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数：20人 ・出張相談を実施回数：24回 ・ペアレントトレーニング参加人数：12人	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数：21人 ・出張相談を実施回数：24回 ・ペアレントトレーニング参加人数：6人	A	・コーディネーター設置園の実際の活用状況や課題を把握し、効果的な運用について意見集約する等、サポート体制の検討をすると共に、コーディネーター間の連携を図れるよう具体的な方法を検討する。 ・定期的な出張相談の会場確保に課題がある。令和5年度は既存の枠にとらわれず、場の拡大を行っていく。 ・保護者同士の支援体制作りを進めるにあたり、養成方法や登録の進め方など具体的な検討が必要となる。	・発達支援コーディネーター養成講座参加人数：25人 ・出張相談を実施回数：17回 ・ペアレントトレーニング参加人数：6人	A	・コーディネーター設置園の実際の活用状況や課題を把握し、効果的な運用について意見集約する等、サポート体制の検討をすると共に、コーディネーター間の連携が図れるよう、発達支援コーディネーター配置園への出張ケース会議の開催、発達支援コーディネーター連絡会の開催を予定している。 出張相談の会場を確保しても申込みがなかったことがあり、周知方法の検討が必要。 ・保護者同士の支援体制作りを進めるにあたり、養成方法や登録の進め方など具体的な検討が必要となる。
		(2) 人材が活躍するための支援	②人材育成のための活動に対する支援	3-2-2-1	自主防災リーダー養成研修事業	自主防災組織の役割と意義について啓発します。また、自主防災活動に必要な知識と技術を実践的に学ぶ機会となる防災リーダー養成研修を、若い年代層や女性の参加を促したりするなど充実させながら、継続して実施します。	総合防災課	－	継続	継続	自主防災リーダー養成研修会を開催し、地域住民の防災意識の高揚を図った。 開催回数2回。 ※リーダー養成を目的としているため、開催回数（＝受講人数）を目標達成の指標として設定。	A	若年層の参加を促していく。	令和4年度と同様	A	引き続き若年層の参加を促していく。
		(2) 人材が活躍するための支援	②人材育成のための活動に対する支援	3-2-2-2	ボランティア登録の促進	ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣依頼のニーズに応えられるよう、ボランティア登録及び地域福祉活動への参加の促進を行っている市社協を支援します。	福祉総務課（市社協）	ボランティア相談 558件	継続	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動事業に対し補助金による財政支援を実施した。 ボランティア相談413件	A	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア活動への意欲関心を高めていく。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 ボランティア相談488件	A	ボランティア相談の継続実施を通して、ボランティア活動への意欲関心を高めていく。
		(2) 人材が活躍するための支援	②人材育成のための活動に対する支援	3-2-2-3	夏休みボランティア体験学習の充実	中高生を主な対象として、夏休み期間中に実施しているボランティア体験について、ボランティア団体だけでなく、福祉施設にも協力を働きかけ、体験場所の充実を図ります。	福祉総務課（市社協） 地域のつながり課（NPOセンター）	4校	継続	継続	市内の高校3校から155名のボランティア体験参加があり、14団体へのマッチングをセンターで行った。	A	市内の教育機関との連携を深め、体験学習・地域学習に対応するプログラム提供可能な団体やインターン受け入れ先のコーディネートを行う。	市内の高校2校から70名のボランティア体験参加があり、12団体へのマッチングを指定管理業務として鎌倉市市民活動センター運営会議が行った。	A	市内の教育機関との連携を深め、体験学習・地域学習に対応するプログラム提供可能な団体やインターン受け入れ先のコーディネートを行う。
3		(2) 人材が活躍するための支援	②人材育成のための活動に対する支援	3-2-2-4	各種ボランティア等の養成講座の充実	ボランティアの水準に合わせた段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座を開催する市社協を支援します。ボランティアの研修などの内容を充実するため、NPOなどとの連携・協働を検討し、講座の充実を図ります。	福祉総務課（市社協）	ミニ研修の実施 3回 養成講座の実施 1回	継続	継続	市社会福祉協議会のボランティアセンター活動に対し補助金を交付した。ボランティア連絡協議会会員に向けた研修を3回、ボランティア入門講座を1回、それぞれ実施した。	A	より広く参加者を募ることができるよう取り組んでいく。	令和4年度と同様 R5実績値 ボランティア連絡協議会会員に向けた研修 2回 ボランティア入門講座 1回 ボランティアカフェ 1回	A	より広く参加者を募ることができるよう取り組んでいく。

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。	
4	（目 標 4 ） 地 域 生 活 支 援 と 権 利 擁 護																
			（1）地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-1	鎌倉市わんわんパトロールの実 施と啓発	日頃行う犬の散歩を防犯パトロールと兼ねることで、気軽 に地域の防犯活動に参加してもらうことを目的とし、地域 の見守り機能の多様化を図ります。	地域のつながり課	－	継続	継続	自主防犯組織等に対して市ホームページで周知を 行った。令和４年度のわんわんパトロール用防犯 グッズの貸出数は1,442個。	A	制度周知のため、HP等で周知を行う。	令和４年度と同様 令和５年度実績値 わんわんパトロール用防犯グッズ貸出数 1,472個	A	制度周知のため、HP等で周知を行う。
4			（1）地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-2	地域福祉活動計画の策定と進行 管理の支援	地域福祉活動計画の実践と毎年度の進行管理の支援を行 い、地域福祉活動の充実を図ります。	福祉総務課 （市社協）	委員会出席 １回	継続	継続	市の策定する鎌倉市地域福祉計画との連携を図り ながら、市社会福祉協議会と意見交換を行うこと で進行管理の支援を行った。	B	「かまくらささえあい福祉プラン推進等委 員会」への出席等を通じ、市の策定する鎌 倉市地域福祉計画とかまくらささえあい福 祉プラン（以降、プランという。）の方向 性を確認するとともに、市社会福祉協議会 の地域福祉活動の充実に向け、意見交換を 図る。	市の策定する鎌倉市地域福祉計画との連携を図りなが ら、市社会福祉協議会と意見交換を行うことで進行管 理の支援を行った。 また、市社会福祉協議会が策定する「かまくらささえ あい福祉プラン」改訂年度につき、市社会福祉協議会 による地区社協へのヒアリング調査に同行し、地域住 民との意見交換を行った。	B	市社会福祉協議会の地域福祉活動の充実に向け、「か まくらささえあい福祉プラン」の進行管理を踏まえた 意見交換を図る。また、市の策定する「鎌倉市地域福 祉計画」と「かまくらささえあい福祉プラン」の方向 性を確認しつつ、令和８年度の鎌倉市地域福祉計画の 改定に向けた準備を行う。
4			（1）地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-3	民生委員児童委員による安否確 認・見守りの推進	民生委員児童委員と連携し、地域の見守りを推進します。 また、民生委員活動と自治会・町内会等の活動の連携を促 進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。	生活福祉課	民生委員児童委員 相談・支援件数 4,577件	継続	継続	民生委員児童委員 相談・支援件数 4,036件 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、委員の 訪問支援活動等が例年に比べ制限された。	B	民生委員の活動範囲が新型コロナの影響で 萎縮している傾向がある。民生委員と意見 交換していきながら見守り活動の推進を行 う。	民生委員児童委員 相談・支援件数 4,427件 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた昨年度 等に比べ訪問などの活動数が増加した。	B	新型コロナウイルス感染症が収束し、民生委員児童委 員の訪問活動などがコロナ禍前の状況に戻つつあ る。この傾向から新たにに取り組めるものや停止してし まっていた活動について民生委員児童委員と意見交換 しながら見守り活動の推進を行う。
4			（1）地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-4	地域防犯カメラ設置費補助事業	人的な見守りのほか、犯罪の抑制を目的として自治会・町 内会が新たに設置する防犯カメラの費用を一部補助するこ とによって、地域で安心して生活できる地域づくりを推進 します。	地域のつながり課	防犯カメラ設置 補助台数 13台	防犯カメラ設置 補助台数 22台	防犯カメラ設置 等 補助台数 34台	対象となる団体に補助を行った。令和４年度の防 犯カメラ設置補助台数は12台。	A	制度周知のため、自治会町内会等に通知を 送付します。	令和４年度と同様 令和５年度実績値 防犯カメラ設置補助台数17台	A	制度周知のため、自治会町内会等に通知を送付しま す。
4		（1）地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-5	一人暮らし高齢者登録制度	65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、任意で登録した方 に対して、関係機関等と見守りを行うことで、孤独死の防 止を図りながら、地域で安心して生活できるまちを目指し ます。	高齢者いきいき課	一人暮らし登録者 数2,376人	継続	継続	本市の高齢者サービスとして一人暮らし登録や緊 急通報装置などの利用について説明等による普及 啓発を行った。また、地域包括支援センターや民生 委員との連携による見守りを行った。 一人暮らし登録者数 2,161人	A	令和５年度も引き続き、窓口やシニアガイ ドなど様々な手段で制度の周知を図るとと もに、地域包括支援センターや民生委員 との連携による見守りを実施する予定。	令和４年度と同様 令和５年度実績値 一人暮らし登録者数 1,950人	A	令和６年度も引き続き、窓口やシニアガイドなど様々 な手段で制度の周知を図るとともに、地域包括支援セ ンターや民生委員との連携による見守りを実施する。	
4		（1）地域で安心して暮らし ていくための支援	①地域における見守り活動の充 実	4-1-1-6	子どもの登下校の安全確保に向 けた見守り活動の充実	登下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携し て見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運 動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充 実を図ります。	地域のつながり課 学務課 教育指導課	実施回数 472回	継続	継続	警察OBの防犯アドバイザーが市立小学校の下校 時に青色回転灯付き自動車による巡邏や校門付近 での見守り活動を行った。令和４年度の見守り活 動実施回数は391回、防犯グッズの貸出数は6,168 個。	A	児童の安全確保のため、継続して活動を実 施する。	令和４年度と同様 令和５年度実績値 見守り活動実施回数 326回 防犯グッズの貸出数 6,305個	A	児童の安全確保のため、継続して活動を実施する。	

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充実	4-1-1-7	交通安全教育推進事業	交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進します。	都市計画課	教室開催数 74回	継続	継続	交通安全の具体的なソフト面の交通安全教育啓発を図るため、園児、小学生、中学生、高校生に歩き方や自転車の乗り方などの交通ルールとマナーを教養するため、交通安全教室を実施した。 教室開催回数57回	B	交通事故を減少させるためには、ハード面の対策だけでなく、ソフト面の周知啓発が必要であることから、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進する。	令和4年度と同様 R5実績値 教室開催回数 58回	B	交通事故を減少させるためには、ハード面の対策だけでなく、ソフト面の周知啓発が必要であることから、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進する。
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充実	4-1-1-8	交通安全広報活動推進事業	現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めています。	都市計画課	－	継続	継続	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が治まりつつあることから、徐々にキャンペーン等の各種街頭活動を再開し、広報かまくらや市ホームページを活用し、広く市民に啓発活動を行い、交通指導員による見守り等注意喚起を行うなど意識啓発した。	B	昨年まで新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から各種キャンペーンでの広報活動ができなかったが、今年度からは、引き続き広報、啓発活動を行いながら、各種キャンペーンの広報活動を行い市民に広く啓発するよう努めていく。	キャンペーン等の各種街頭活動、広報かまくらや市ホームページでの啓発活動及び交通指導員による見守り等注意喚起を行うなど意識啓発をした。	B	自転車のマナーについて周知が広くいきわたっていないことから、キャンペーン等の街頭活動を通じて自転車のマナーアップ啓発を強化する。
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充実	4-1-1-9	家庭生活支援員の派遣	児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されているリーフレットを配布するなど、制度の周知を図り、生活に支障がある家庭に支援が届くよう努めます。	こども家庭相談課	－	継続	継続	児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されているリーフレットを配布するなど、制度の周知を行った。 自立支援員の相談件数、1195件 リーフレット配布数、約500件	B	今後も周知の徹底を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 自立支援員の相談件数 1065件 リーフレット配布数 約500件	B	今後も周知の徹底を行う。
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充実	4-1-1-10	家事支援員や専門職員の派遣 (産後の養育支援訪問事業)	支援が必要な家庭に対して、必要に応じて家事支援員や専門職員を派遣します。	こども家庭相談課 市民健康課	－	継続	継続	専門的支援（市民健康課） 助産師訪問：5人 保健師訪問：62人 日常生活支援（こども相談課）：ヘルパー派遣回数23回・30時間の支援を実施	B	日常生活支援の担い手不足が課題となっているが、R5年度からは事業者数を増やし、支援体制の確保に努めた。今後も担い手の発掘に努めていく。	専門的支援 助産師訪問：4人 保健師訪問：85人 日常生活支援：ヘルパー派遣 派遣回数64回、125.5時間の支援	B	日常生活支援においては、令和6年度から制度の変更があり、派遣回数制限の緩和等が行われた。それに伴い事業の担い手を増やすなどの対応を図り、ヘルパー派遣が必要な家庭への支援の充実を図っていく。
4		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充実	4-1-1-11	保健師等による訪問支援の充実	妊娠期からリスクのある妊婦や、育児中の保護者、健康面での問題を抱える人への支援を保健師等が行います。	こども家庭相談課 市民健康課	妊婦6人 産婦987人 未熟児70人 新生児206人 乳児731人 幼児4人	継続	継続	妊婦5人（延5人） 産婦882人（延892人） 未熟児65人（延72人） 新生児140人（延140人） 乳児729人（延738人） 幼児59人（延65人） その他5人（延8人） 成人・高齢者（精神障害を含む）7人（延11人）	A	相談内容が多様化、複雑化している。関係機関との連携を図りながら行っていく。	妊婦3人（延3人） 産婦844人（延883人） 未熟児61人（延62人） 新生児227人（延227人） 乳児603人（延645人） 幼児44人（延49人） その他5人（延12人）	A	相談内容が多様化、複雑化している。関係機関との連携を図りながら行っていく。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4	（目標4）地域生活支援と権利擁護														
		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充実	4-1-1-12	自殺対策に向けた取組の強化	市民健康課	普及啓発活動 ・ロビー展示 ・講演会1回（延84人） ゲートキーパー養成講座 ・職員向け3回（延108人） ・市民向け1回（延58人）	継続	継続	・ロビー展示（9月、3月） ・相談会開催 3回 （鎌倉スマイルフードプロジェクトにブース設置） ・いのちの教室の実施 15件 延1,820人 （小学校5校、中学校9校（フリースクール1カ所含む）、私立高校1校） ・ライフプラン講演会 2回 延333人 ・ゲートキーパー講座の実施 基礎講座（団体等からの依頼）13回 延373人 基礎講座（公開講座） 1回 延33人 ステップアップ講座 1回 延18人 ・いきるを支える講演会 鎌倉・逗子・葉山の開催（市民向け自殺対策講演会開催）1回 延43人 ・鎌倉市ホームページ内「こころの健康づくり」用画像素材を作成 ・自殺対策相談窓口情報パンフレット（かまくらサポートリスト）の配布 ・市内ワーキンググループ研修 1回	A	自殺の問題は複雑な背景を抱えていることが多いため、地域で広く理解を得られるよう、引き続き普及啓発や人材育成に努めていく。 また、支援者支援の視点から市内ワーキンググループによる情報共有及び研修会を開催していく。	・ロビー展示（9月、3月） ・相談会開催 5回 延12人 （鎌倉スマイルフードプロジェクトにブース設置） ・いのちの教室の実施 19校 延2,042人 （小学校7校、中学校11校、教育支援教室1校） ・ライフプラン講演会 2回 延300人 ・SOSの受け止め方講座（ハイブリッド） 1回 40人 ・ゲートキーパー講座の実施 基礎講座（団体等からの依頼）8回 延90人 基礎講座（公開講座） 1回 延34人 ステップアップ講座 1回 延29人 市職員（ワーキンググループ）1回 延16人 ・いきるを支える講演会 鎌倉・逗子・葉山の開催（市民向け自殺対策ハイブリッド講演会） 1回 延84人 ・自殺対策相談窓口情報パンフレット（かまくらサポートリスト）の配布 ・市内ワーキンググループ 2回 延33人（GK養鶏講座後の意見交換会、事例検討会） ・鎌倉衛生時報への普及啓発記事の掲載 2回	A	令和6年4月から、第2期鎌倉市自殺対策計画を展開していく。本計画では子ども・若者の自殺対策を関係部局と連携して推進していくことが盛り込まれていることから、連携を図っていく。 令和5年度は、関係機関の職員や事業所と協力したゲートキーパー養成講座が多く、市民向けの基礎講座が十分開催できなかったため、令和6年度は、市民向け講座や地区組織での講座の開催を増やしていく。
		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充実	4-1-1-13	地域コミュニティの形成やまちづくりにつながる取組の推進	地域のつながり課	－	継続	継続	市内5地区の自治組織連合会に対して補助金による財政支援を行った。 また、令和3年度に改訂した「自治会・町内会運営のためのハンドブック」や、地域コミュニティの拠点として地域支援の窓口になり、相談の対応を行った。	A	「自治会・町内会運営のためのハンドブック」について、各自治会町内会長への周知が足りていなかった。 令和5年度は、SNSや支所での周知を行い、啓発を進めていく。	市内5地区の自治会町内会連合会及び各地区連合機の上部組織である鎌倉市自治町内会総連合会に対して補助金による財政支援を行った。 自治会・町内会運営のためのハンドブック」や自治会町内会への加入促進のためのチラシを市ホームページや関係各課と連携し周知を行い、自治会町内会と市民	A	「自治会・町内会運営のためのハンドブック」や自治会町内会への加入促進のためのチラシを活用し、自治会町内会活動の周知及び啓発を進めていく。 直接地域活動に触れる機会として、交流会の開催を継続して行っていく。
		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充実	4-1-1-14	徘徊高齢者SOSネットワークシステム	高齢者いきいき課	登録者数 186人	継続	継続	一人暮らし高齢者を中心に徘徊高齢者SOSネットワークシステム制度の周知を図り、希望者の登録を行った。 登録者数 186件	B	令和5年度も引き続き窓口やシニアガイドなどの周知のほか、地域包括支援センターを通じた制度の周知を図っていく予定。	一人暮らし高齢者を中心に徘徊高齢者SOSネットワークシステム制度の周知を図り、希望者の登録を行った。 登録者数 183件	B	令和6年度も引き続き窓口やシニアガイドなどの周知のほか、地域包括支援センターを通じた制度の周知を図っていく予定。 また認知症等により行方不明になった高齢者等を早期発見するため、SOSネットワーク登録者のうち希望者に対してQRコードを掲載したシールの配付を行う。
		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充実	4-1-1-15	防災行政用無線を利用した行方不明者の捜索、振り込み詐欺注意喚起	地域のつながり課 総合防災課	－	継続	継続	防災行政用無線で行方不明者の捜索願や犯罪の注意喚起について発信している。令和4年度の防災無線による振り込み詐欺への注意喚起は11回。	A	特殊詐欺被害防止のため、継続して実施する。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 注意喚起 12回	A	特殊詐欺被害防止のため、継続して実施する。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	①地域における見守り活動の充実	4-1-1-16	声かけふれあい収集の実施	環境センター (R5より)	利用者数 624人	継続	継続	申請に対し、承認をした世帯について、週1回の収集を滞りなく、実施した。 世帯数：642世帯 利用者数：746人	A	令和5年度も継続して取組んでいく。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 世帯数：636世帯 利用者数表：752人	A	令和6年度も継続して取り組んでいきます。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-1	高齢者の生きがいづくりへの支援	高齢者いきいき課	利用者（延べ） 123,868人	利用者（延べ） 145,677人	継続	市内5か所の老人福祉センターで、高齢者の健康増進や生きがいづくりのため、各センターで毎月1回、小学生から参加できる多世代交流事業を実施した。また、施設の照明LED化や手すりの設置を行い、バリアフリー化を進め、快適な施設環境整備に努めた。 利用者（延べ）109,754人	B	当初目標としていた利用者数には達していないものの、様々なイベントや講座を実施することができ、利用者数は増加傾向にある。令和6年度も引き続き、文学や歴史などの講座形や体操などの運動系のものなど、各センターの利用者のニーズに合わせ実施できるよう指定管理者と調整を図っていく。	市内5か所の老人福祉センターで、高齢者の健康増進や生きがいづくりのため、各センターで毎月1回、小学生から参加できる多世代交流事業を実施した。また、トイレの洋式化を一部行い、バリアフリー化を進め、快適な施設環境整備に努めた。 利用者（延べ）110,833人	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、当初目標としていた利用者数には達していないものの、様々なイベントや講座を実施することができ、利用者数は増加傾向にある。令和6年度も引き続き、文学や歴史などの講座形や体操などの運動系のものなど、各センターの利用者のニーズに合わせ実施できるよう指定管理者と連携を図っていく。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-2	【再掲3-1-1-8】老人クラブへの支援	高齢者いきいき課	補助金交付	継続	継続	鎌倉市老人クラブ連合会（みらいふる鎌倉）及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行った。また、クラブ数の増加につながるよう、クラブ設立時の会員数の限りの事業を実施した。	A	鎌倉市老人クラブ連合会（みらいふる鎌倉）及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行った。また、クラブ数の増加につながるよう、クラブ設立時の会員数の要件を緩和した。	鎌倉市老人クラブ連合会（みらいふる鎌倉）及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行い、老人クラブが活発に活動ができるよう支援する。	A	鎌倉市老人クラブ連合会（みらいふる鎌倉）及び単位老人クラブに補助金による財政支援を行い、老人クラブが活発に活動ができるよう支援する。

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-3	農業や水産業の福祉雇用の連携	農業や水産業等の地場産業に、就労に課題がある者の雇用促進を支援します。これにより、障害者や引きこもり等が地域社会とつながる場の提供をしています。	農水課 障害福祉課	－	継続	継続	ひきこもりや障害者等の就労に課題がある者を対象とした農業就労体験セミナーを開催し、地域社会とつながる場の提供に取り組んだ。	B	より多くの方に参加をしていただくため、参加者数の増加を目指し引き続き周知活動を行っていく。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 体験コース10名／特化コース2名	B	より多くの方に参加をしていただくため、参加者数の増加を目指し、引き続き、周知活動を行っていく。
				4-1-2-4	地域における高齢者スポーツの推進	各体育館で高齢者を対象としたヨガ、ストレッチ、健康体操及び筋力トレーニング等のスポーツ教室を開催します。また、各地区で活動する高齢者スポーツサークル等への講師の紹介や派遣を行い、高齢者スポーツの推進や、新規参加者の拡大を促進します。	スポーツ課	スポーツ教室 開催回数：62回 参加延べ人数：1710人 講師紹介：7件	継続	継続	各体育館や地域で教室等に参加する機会を確保することにより、継続して運動に取り組む高齢者が増え、健康寿命の延伸につながるものと考える。令和4年度は高齢者向けのストレッチ、筋力トレーニング及び健康体操教室を開催した。参加者からは「他の参加者と一緒に取り組むことで励みにもなるし継続したい」などの声があった。スポーツ教室開催回数：104回 参加者数：延べ3,642人	B	地域で活動する高齢者スポーツサークル等への講師紹介や派遣の実績はなかった。高齢者のスポーツ推進のため、関係部署とも連携しニーズを把握するとともに生涯スポーツリーダー制度の周知等に努めている。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 スポーツ教室開催回数：506回 参加者数：延べ5,073人 参加者の声：「楽しみながら継続したい」など	B	地域で活動する高齢者スポーツサークル等への講師紹介や派遣の実績はなかった。今後は生涯スポーツリーダー制度のあり方について、検討が必要であると考える。
				4-1-2-5	障害者社会参加促進事業	在宅の重度障害者の社会参加を支援するために福祉タクシー利用券を交付し、利用料の助成を行います。聴覚障害者の情報保障のために手話通訳者を派遣します。	障害福祉課	タクシー券 利用率 65.9%	継続	継続	在宅の重度障害者に福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料費助成券等を交付し利用料等の助成を行った。令和4年度利用率は60.3%	B	制度を周知するために、広報かまくらに加えて、SNSを利用した広報活動を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 タクシー53% 自動車燃料費助成券84%	B	令和6年度から、申請にかかる負担を減らすためにe-kanagawaでの申請を開始する。また、申請のしやすさを高めるために、提出を求めている車検証と免許証の控えの提出を不要とし、簡易に手続きができるよう変更する。
				4-1-2-6	障害者スポーツ活動参加促進事業	障害者スポーツの紹介を行い、障害者スポーツの普及を図ります。県主催の障害者スポーツ大会への参加を支援します。	スポーツ課 障害福祉課	「スポーツ・レクリエーションフェア」開催 令和元年5月12日	継続	継続	(スポーツ課) 障害者スポーツ体験のイベント開催は、障害者スポーツに対する理解と関心を深めるほか、障害者に対する理解の促進にもつながるものと考える。令和4年度は障害者スポーツの普及を図るため、小学生を対象に車椅子バスケットボールの実技及びトップ選手とのふれあい体験会を実施した。参加した児童からは「またやってみたい」などの声があった。 開催日及び会場 令和4年(2022年)11月21日 第一小学校 令和4年(2022年)11月24日 七里が浜小学校(障害福祉課) 県主催の障害者スポーツ大会、競技エントリー、会場への送迎等支援資料の送付等 参加者24名"知的障害者のスポーツ振興に係る諸活動を支援するため補助金交付(30,000円)	B	(スポーツ課) 学校における障害者スポーツ体験の実施は有意義であったが、広く市民に浸透させることも必要であると考える。 令和5年度は学校だけでなく、一般の方も参加できる機会を設けるため、各種スポーツ行事の実施に併せて障害者スポーツの体験ができるイベント企画を検討していく。 (障害福祉課) 令和5年以降は、申し込みや当日の受付を県が所管することになるため、特になし。	(スポーツ課) ①「2023かまくらスポーツ・レクリエーションフェア」 ・令和5年(2023年)11月19日(日) 鎌倉武道館 176人 ・年齢や体力に関係なく実施できるニュースポーツ等の体験イベントにおいて、ポッチャの実技体験を行った。 ②「車椅子バスケットボール体験」 ・令和6年(2024年)1月26日(金) 今泉小学校4年 87人 ・令和6年(2024年)1月30日(火) 山崎小学校4年 94人 ・各校の児童を対象に車椅子バスケットボールの実技体験及びバラスポーツ選手との経験談を聞くなどのふれあい体験を行った。参加した児童からは「またやってみたい」などの声があった。 (障害福祉課) 令和5年以降は、申し込みや当日の受付を県が所管することになるため、特になし。	A	(スポーツ課) 障害のある人に対してもスポーツに親しんでもらえるような取組みも必要であると考える。 (障害福祉課) 令和5年以降は、申し込みや当日の受付を県が所管することになるため、特になし。

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。	
4	（目標4）地域生活支援と権利擁護		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-7	地域でのおはなし会の開催	中央図書館	各図書館で各区分ごと月1回開催	中央図書館や地域図書館、地域の子育て支援センターでおはなし会を開催し、地域ぐるみでの保護者と子どものふれあいを促進。	令和5年度と同様	各図書館で対象年齢にあわせて月1回開催（新型コロナウイルス感染防止のため申込定員制）（大船図書館は工事の際、赤ちゃん向けお話し会、会場を玉縄交流センターに移し月2回開催）。また、読書バリアフリー法に対応して、手話付お話し会を4回開催した。 新型コロナウイルス感染防止のため、定員制かつ申込制に変更した。短時間となったため、本との時間をゆっくり楽しめる場となりにくかった。職員がマスク着用で、対象者と距離をとっていたことから、表情が見えづらく、おはなし会におけるコミュニケーションが十分におこなえない点があった。	B	読書バリアフリーを推進する必要があるため、鎌倉市登録の手話通訳士や鎌倉女子大学の手話部等と連携して、手話付きおはなし会を複数回開催する予定。 新型コロナウイルスの感染防止対策が緩和されたため、申込不要で人数制限を緩和しておはなし会の開催が可能となった。職員のマスク着用なしで、時間も30分前後と長めの実施が可能となり、市民にとって気軽に付けて、本との時間をゆっくり楽しめる場に戻して、実施することができるようになった。		A	・各図書館で対象年齢にあわせて月1回開催した。 ・読書バリアフリー法に対応して、鎌倉市登録の手話通訳士や鎌倉女子大学の手話部等と連携して手話付きおはなし会を4回開催し、延べ62人参加があった。	
			（1）地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-8	シルバー人材センターの活用促進	シルバー人材センターの会員数は、ここ数年減少傾向にありますが、より一層の高齢化の進行に合わせて、引き続き、会員の拡大とそれぞれの高齢者の持つ多様な能力やニーズに応じた多様な就業機会の提供、就業先の開拓に努めます。	高齢者いきいき課	会員数567人	会員数530人	継続	会員の拡大と利用促進に向け入会説明会やシルバー相談会を実施した。会員の多様な能力やニーズに応じて就業機会の提供と就業先の開拓を行った。 会員数506人	A	令和5年度も引き続き会員の拡大と利用促進に向けた入会説明会やシルバー相談会の実施、就業機会の提供と就業先の開拓を行っていく予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 会員数512人	A	令和6年度も引き続き会員の拡大と利用促進に向けた入会説明会やシルバー相談会の実施、就業機会の提供と就業先の開拓を行っていく。
			（1）地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-9	高齢者雇用促進事業	生涯現役促進地域連携鎌倉協議会と連携し、知識・経験を持った高齢者の就労を通して、地域課題の解決に取り組むとともに、高齢者が社会参加及びいきがいづくりの機会を増やし、いつまでも地域でいきいきと暮らすことができるような環境を整えます。	商工課	就業者数 123人	就業人数 50人	就業人数 40人	相談窓口を設置するとともに事業所訪問、企業との合同就職説明会及び就労啓発セミナーを実施した。また、新たな就労支援策として就労支援システムの活用を始めた。 広報かまくら及びホームページにて活動内容のPRを行った。令和4年度就業者数 46人	B	事業連携している生涯現役促進地域連携鎌倉協議会は厚生労働省の受託期間が令和4年度までとなっているため、令和5年度以降は同協議会の事業の一部を市が引き継ぎ、実施していく。	生涯現役促進地域連携鎌倉協議会の厚生労働省委託事業が3月で終了したが、市で事業を引き継ぎ、高齢者の就労に関する相談業務と合同就職説明会（シニア向け・全世代向け）を年2回開催した。年間を通して、全世代対応の相談窓口を設置し、企業訪問による求人開拓も実施。令和6年1月からは就労支援システム「かまくら版GBER」の運用を開始し、利用者及び事業者登録を推進。令和5年度就業者数 24人	C	生涯現役促進地域連携鎌倉協議会終了により、これまで年3回実施してきた合同就職説明会が年2回となり、特に2回目の全世代向け合同就職説明会への高齢者の参加が少なかった。また、新しく導入した就労支援システム「かまくら版GBER」の運用体制やシステム構築に時間を要し令和6年1月運用開始となった。令和6年度は、高齢者への就労相談や合同就職説明会への集客に周知を徹底し「かまくら版GBER」への情報提供を充実させ、仕事求人と地域活動の新たなマッチングツールとして強化していく。
			（1）地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-10	障害者雇用対策事業	障害者二千人雇用センターを運営し、障害者の一般雇用に向け、就労相談支援員による職場開拓や就労相談を推進し、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図りながら、一般就労や職場への定着を支援します。	障害福祉課	二千人雇用における就労者数 1,529人	継続	継続	就労を希望する障害者や障害者を雇用する事業主等に対して、障害者雇用に関する支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな働き方・採用方法についての相談等の支援を行った。 ハローワーク藤沢との共催で障害者向け就職面接会を実施した（2回開催）。 就労者数：1,906人	B	障害者向け就職面接会において、求職希望者数に対して参加企業数が少ないため、参加企業数増加に向けた周知や働きかけを行っていく。	障害者二千人雇用センターを運営し、就労を希望する障害者や障害者を雇用する事業主等に対して、障害者雇用に関する支援を実施した。また、市内の障害者法定雇用率未達成企業を訪問し、市の取組や障害者二千人雇用センターにおける支援内容等について周知を図った。ハローワーク藤沢との共催で障害者向け就職面接会を実施した（2回開催）。 デジタル就労支援センターKAMAKURAを運営し、在宅又は通所による就労機会の提供を行った。 就労者数：2,051人（令和5年度末）	A	当初目標としていた就労者数2,000人を達成したものの、18歳から65歳未満の障害者手帳の交付を受けている障害者が増加していることから、引き続き、障害者二千人雇用センター等を通じて就労支援を行っていく。 障害者向け就職面接会において、求職希望者数に対して参加企業数が少なく、障害者二千人雇用センターにおける企業からの相談件数が伸びていないことから、企業への周知や働きかけを行っていく。
4			（1）地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-11	若年無業者就労支援事業	商工課	セミナー 3回（6日） 体験2名	セミナー 3回 （6日） 体験2名	セミナー 3回 （6日） 体験2名	湘南・横浜若者サポートステーションと連携し、不登校、ひきこもり、ニートなどの生きづらさを抱える若者と、その家族のための相談会やセミナーを開催した。また、年1回職場体験の受け入れを行った。 セミナー3回（6日）のべ41組、体験1名	A	セミナーの問い合わせはするものの、最終的に家族がサポートはまだ不要と判断してしまうケースがあるようなので、少しでも不安のある方がセミナー参加等につながるよう周知をしていく。	令和4年度と同様 令和5年度実績 セミナー3回（6日）のべ35組、体験2名	A	セミナーや相談会への問い合わせや参加者は一定程度あるものの、生きづらさを抱える若者とその家族のための相談会やセミナーに対する認知度はまだ低く、就労等で悩みを抱える方や家族の方が、新規で事業に繋がりにくい状況である。 少しでも不安のある方がセミナー等につながるよう、広報周知を強化していく。	
4			（1）地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-12	多様な雇用の促進	職員課 障害福祉課	作業依頼数 415件	継続	継続	ワークステーションかまくらで働く職員の採用を実施し、市内から依頼された事務作業を行った。 また、ワークステーションかまくらで職務経験を積んだのち、一般企業等での就業が円滑に行えるように、障害者二千人雇用センターと必要に応じて担当者会議を開催した。	A	引き続き、ワークステーションかまくらで働く職員のある職員のうち、令和5年度末で任期満了となる職員の後任者として、新たに6名の職員を採用するための採用選考を実施した。ワークステーションかまくらで職務経験を積んだのち、一般企業等での就業が円滑に行えるように、障害者二千人雇用センターの協力を得て必要な支援を行っていく。	ワークステーションかまくらで働く障害のある職員のうち、令和5年度末で任期満了となる職員の後任者として、新たに6名の職員を採用するための採用選考を実施した。ワークステーションかまくらで職務経験を積んだのち、一般企業等での就業が円滑に行えるように、障害者二千人雇用センターの協力を得て必要な支援を行うことで、2名の職員が企業等への就労につながった。作業依頼件数：567件	A	障害者就労支援員の採用試験を実施し、早期に支援員3名体制を確立し、8名の職員に対する就業支援等を行うことで、安定したワークステーションの運営を図り、市内から依頼された事務作業を行っていく。 引き続き、障害者二千人雇用センターと連携を図りながら、職員一人ひとりの適性に応じた就労支援を併せて行っていく。	

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-13	バリアフリービーチの実施	移動に障害のある方にも、海水浴を楽しんでいただけるよう、県や海浜組合と連携して「バリアフリービーチ」を開設するなど、観光基本計画に基づき、誰もが快適に過ごせる環境の整備を推進します。	観光課	開設	継続	継続	令和4年度の由比ガ浜海水浴場において、ボードウォークを設置し、車いすでの海へのアクセスしやすい環境づくりを行い、海水浴場監視所で水陸両用車いすの貸し出しも行った。	A	特になし	令和4年度と同様	A	特になし
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-14	ふれあいショップの開催支援 (障害者社会参加促進事業)	ふれあいショップは、障害者の社会参加と障害者に対する理解につながる機会となっていることから、今後も継続して開催します。	障害福祉課	週1～2回開催	継続	継続	市役所本庁舎ロビー等で「鎌倉ふれあいショップ」を開催し、障害者各施設の手作り品や食品等の販売を通して、障害者への理解と製品の販売促進を図った。 運営委員会加入団体が順番に毎週火曜・木曜と第2・4金曜日を開催日として、市役所本庁舎1階ロビーで80回実施した。また、大船駅モノレール改札口付近で1回実施した。（6団体が出店）	A	ふれあいショップの認知度は向上しており、問い合わせ件数も増加傾向にある。製品販売による工賃向上を図るためにも、引き続き周知活動を行っていく。	市役所本庁舎ロビー等で「鎌倉ふれあいショップ」を開催し、障害者各施設の手作り品や食品等の販売を通して、障害者への理解と製品の販売促進を図った。 運営委員会加入団体が順番に毎週火曜・木曜・金曜日を開催日として、市役所本庁舎1階ロビーで89回実施した。また、大船駅モノレール改札口付近で2回実施した（6団体が出店）。	A	ふれあいショップの認知度は向上しており、問い合わせ件数も増加傾向にある。製品販売による工賃向上を図るためにも、引き続き、周知活動を行っていく。
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-15	公園の整備	子どもたちをはじめとする地域住民の、健康なからづくりやふれあい交流の場として公園の維持管理に努めます。	みどり公園課	1公園 (1施設) 実施	9公園 (10施設) 実施	22公園 23施設	令和4年度に当初予定していた6公園の公園施設の更新のうち、4公園の公園施設（ふじみ児童遊園：ブランコ、山崎こ線橋下子どもの遊び場：スプリング遊具、諏訪ガ谷青少年広場：滑り台、滝ノ入うさぎ公園：ブランコ）を更新した。 未実施となった鎌倉海浜公園由比ガ浜地区と玉縄児童遊園の2公園については、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区は、令和4年度中の複合遊具の更新を行わず、令和5年度に公園全体をリニューアルすることとし、玉縄児童遊園のフェンス更新は、予算の執行状況を鑑み見送ることとした。 従って、目標である6公園（6施設）に対し、4公園（4施設）の実施となり、達成割合が66％であることから評価はBとした。	B	遊具の修繕・更新については年次計画をたてて実施していますが、令和4年度に遊具更新の予定があった鎌倉海浜公園由比ガ浜地区について、令和5年度中にインクルーシブ遊具を設置するなど大幅なリニューアルをすることで地域福祉を推進します。	令和5年度に当初予定していた9箇所の公園にある10施設のうち7箇所にある施設を更新した。 （腰越山王下公園：雲梯、津西まつむし公園：滑り台、相模陣東公園：ブランコ、十二所公園：ダブルリングスライド、西鎌倉山北公園：ブランコ、ジャングルジム、吉が沢公園：滑り台、石原谷戸公園：滑り台） また、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区にインクルーシブ広場を整備した他、遊具を撤去していた岡本耕地西公園他10公園について複合遊具を設置した。 施設の中会陰における達成割合が80％であることに加え、インクルーシブ広場の整備等を実施したことから、評価はAとした。	A	遊具の修繕及び更新を行う際、遊具選定については、アンケートを実施し、地域の意見を取り入れた。令和6年度はアンケートの結果を参考に、もう一步踏み込み、公園機能の拡充、公園施設の統廃合を踏まえた検討をした上で ふれあい交流の場とした公園の維持管理を行っていきます。
	（目標4）	(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-16	車いす観光バリアフリーマップ作成事業	車いすをご利用の方が楽しめる観光プランを提供することで、観光基本計画の達成と共生社会の実現に寄与します。	観光課	調査・作成	継続	継続	令和4年度は、令和元年度にNPO法人湘南バリアフリーツアーセンターとの協働事業で作成した「車いす観光バリアフリーマップ」の新しいエリアとして、大船駅周辺の地図を作成した。	B	コロナ禍の影響もあり、実際に車いすの方に試用して頂き、意見を抽出し反映することが出来なかった。 事前の調整を密にし早期に計画を組むことで、さらに当事者の視点を取り入れていきたい。	車いすの方が快適に市内観光ができるよう、これまで作成したマップの内容の更新・拡充するための調査を行った。	A	特になし
4	（地域生活支援と権利擁護）	(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	②いきがいと社会参加の創出	4-1-2-17	バリアフリー旅行相談窓口設置に係る実証実験	市が補助を行う鎌倉市観光協会の事業として、障害者への接遇の向上やバリアフリー情報の提供を行うことで、だれもが快適に過ごせる受入環境の整備に取り組みます。	観光課	障害における基礎知識について座学、ワークショップなどを盛り込んだ講習を実施	完了	完了	実証実験を活かしたバリアフリー対応のもの、継続的に広報周知、案内を行った。	A	特になし	令和4年度と同様	A	特になし

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4		③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-1	地域での安全安心推進活動	市、自主防犯パトロール隊、警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、防犯アドバイザー派遣や防犯グッズの貸出など、地域での自主防犯活動を支援し、安全安心なまちづくりを推進します。	地域のつながり課	団体登録数 128団体	団体登録数 136団体	団体登録数 136団体	希望する団体に防犯アドバイザーの派遣や防犯グッズの貸し出しを行うなど引き続き支援を行った。防犯パトロール隊等自主防犯活動団体が未整備の自治会・町内会に隊の結成を働きかけた。令和4年度の団体登録数は147団体。	A	制度周知のため、HP等で周知を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 団体登録数 144団体	A	制度周知のため、HP等で周知を行う。
4		③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-2	地域巡回パトロールの実施・子ども110番の周知	子どもたちの安全のため、巡回パトロールを実施するとともに、子どもが不審者に遭遇した際に駆け込む避難場所である子ども110番を周知します。	地域のつながり課 教育指導課 学務課	実施回数 9,422回	継続	継続	（地域のつながり課） 青色回転灯付自動車で、地域における防犯パトロールを行った。令和4年度のパトロール実施回数は8,349回。	A	子どもたちの安全のため、継続して活動を実施する。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 パトロール実施回数 8,841回	A	（地域のつながり課） 子どもたちの安全のため、継続して活動を実施する。
4		③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-3	刑務所・少年院出所者の協力雇用主への入札優遇措置	平成30年度から総合評価競争入札における「企業の社会性・信頼性」の評価項目に、刑務所・少年院出所者の雇用促進に関する国の施策である「協力雇用主制度」の登録の有無を加えて、該当する応札者に加点する取組を行い、刑務所・少年院出所者の安定した生活と再犯防止を図ります。	契約検査課	－	継続	継続	総合評価競争入札における「企業の社会性・信頼性」の評価項目に、「協力雇用主制度」の登録の有無を加えて、該当する応札者に加点する取組を行なった。	A	例年どおり実施予定	令和4年度と同様	A	例年どおり実施予定
4		③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-4	刑務所・少年院出所者を雇用する協力雇用主への情報提供	事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業主を増やすため、市内事業所に対し、国の財政的支援の活用も含めた制度の周知等を行います。	生活福祉課	保護司会とともに、社会を明るくする運動を通じ市内事業所を含めた市民に対し、更生保護についての啓発を行った。	継続	継続	保護司会とともに、社会を明るくする運動を通じ市内事業所を含めた市民に対し、更生保護についての周知・啓発を行った。令和4年度は社会を明るくする運動大会を約3年ぶりに実施したため、周知・啓発の機会が前年度より増加した。 <社会を明るくする運動大会> 法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深め、すすんでこれらの活動に協力するように全国民によびかける啓発活動。本市では「社会を明るくする運動」講演と音楽のつどい・ちらし」とし、更生保護に関する講演とプロの音楽家等を招聘した音楽の演奏により市の更生保護に関する理解の向上を図るもの。 <上記を指標とした理由> 保護司会とともに、啓発している更生保護の取組の周知目標の達成度合いを図る指標に適しているため。	B	社会を明るくする運動大会について更生保護というテーマに一層沿ったものにするため実施方法を保護司会と検討していく。	保護司会とともに、社会を明るくする運動大会や、駅頭にて街頭啓発活動を実施するなど、社会を明るくする運動を通じて市内事業所を含めた市民に対し、更生保護についての周知・啓発を行った。 <社会を明るくする運動大会> 法務省が主唱する、犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護についての正しい理解を深め、すすんでこれらの活動に協力するように全国民によびかける啓発活動。本市では“社会を明るくする運動大会”にて、更生保護に関する講演により市の更生保護に関する理解の向上を図るもの。 <上記を指標とした理由> 保護司会とともに、啓発している更生保護の取組の周知目標の達成度合いを図る指標に適しているため。	B	引き続き、社会を明るくする運動大会について、より多くの市民に更生保護についての理解が深まるよう、実施方法を保護司会と検討していく。
4		③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-5	保護観察対象者への就労支援	保護観察対象者を市で雇用する制度の利用促進及び充実を図り、引き続き就労機会の提供に取り組みます。また、こうした取組を広く紹介していくことで、犯罪や非行をした人たちの就労機会の確保を図ります。	生活福祉課 職員課	市雇用人数 0人	市雇用人数1人	市雇用人数1人	市雇用人数 0人 <上記を指標とした理由> 雇用人数が、犯罪や非行をした人たちの就労機会の確保に関する状況を把握するのに適しているため。	B	（職員課） 引き続き、関係機関等と連携し保護観察対象者への就労支援を実施することで、犯罪や非行をした人たちの就労機会の確保を図る。 （生活福祉） 引き続き保護司会と連携して、市が雇用した人材が一般就労に繋がるよう支援の在り方などを検討する。	令和4年度と同様	B	（職員課） 引き続き、関係機関等と連携し保護観察対象者への就労支援を実施することで、犯罪や非行をした人たちの就労機会の確保を図る。 （生活福祉課） 引き続き保護司会と連携して、市が雇用した人材が一般就労に繋がるよう支援の在り方などを検討する。

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R 1 実績 (初期値)	R 5 目標	R 6 目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4	（1）地域で安心して暮らしていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-6	社会を明るくする運動の推進	更生保護に携わる団体、民生委員・児童委員、自治会・町内会、警察、教育委員会等と連携し、犯罪や非行の防止と更生保護について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。	生活福祉課	講演会参加者 324名 コンテスト作品数 195作品	継続	継続	ポスターコンテスト作品数 73件 ＜ポスターコンテスト＞ 社会を明るくする運動推進の一環として毎年実施しているコンテスト。更生保護をテーマとしたポスター作品を市内中学生から募集し、市長賞、教育長賞、保護司会会長賞、佳作の計10作品を選出し、表彰を行う。 ＜上記を指標とした理由＞ 応募のあった作品数は、学生が更生保護について考えるきっかけになると考えている。これは運動の推進に資する実績であると考えてるため。	B	引き続きポスターコンテストの実施を通じて運動の推進を行っていく。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 ポスターコンテスト作品数 32件	B	近年では同じ学校1、2校からの応募のみとなっているため、より効果的に更生保護について考えるきっかけづくりとなるよう、ポスターコンテストに代わる策も含めて運動の実施方法を見直していく必要がある。	
4	（1）地域で安心して暮らしていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-7	保護司等の民間ボランティアへの協力	保護司が保護観察対象者と面接をするための場所を市が提供したり、保護司活動を行う拠点となる場所の設置について検討するなど、民間ボランティア活動への協力を実施します。	生活福祉課	利用回数 59回	継続	継続	利用回数 28回 ＜上記を指標とした理由＞ 支所会議室の利用実績が保護司等の民間ボランティアへの協力を図るものとして適切であるため。	A	特になし。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 利用回数22回	A	特になし。	
4	（1）地域で安心して暮らしていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-8	出所者の住居確保への支援	罪を犯したことにより、住居の確保が困難である場合に、就職に向けた活動をするを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度の活用、居住支援協議会を通じた不動産店への働きかけにより、住居の確保を支援します。	生活福祉課	0件	継続	継続	出所者の住居確保給付金申請件数 0件 ＜上記を指標とした理由＞ 出所者の住居確保給付金申請件数が出所者への住居確保支援の達成度合いを図るのに適切であると考えてるため。	B	特になし。	令和4年度と同様	B	特になし。	
4	（1）地域で安心して暮らしていくための支援	③犯罪・再犯防止の推進	4-1-3-9	医療・福祉サービスの利用促進	犯罪や非行を繰り返す者の中には、高齢や知的障害、薬物依存等をその理由とする者も存在することから、出所後の出口支援として、適切な医療・福祉サービスにつなげるよう支援します。	生活福祉課	0件	継続	継続	自立相談支援機関が出所後の者を医療・福祉サービスにつなげた件数 0件 ＜上記を指標とした理由＞ 出所後の出口支援につなげている状況を把握できるため。	B	自立相談の中で医療・福祉サービスの導入の必要性や希望について丁寧に聴き取りを行い、出口支援へとつなげる支援の検討を行う必要がある。	令和4年度と同様	B	引き続き、自立相談の中で医療・福祉サービスの導入の必要性や希望について丁寧に聴き取りを行い、出口支援へとつなげる支援の検討を行う必要がある。	
4	（1）地域で安心して暮らしていくための支援	④災害時における支えあい体制づくり	4-1-4-1	避難所での安全確保	地域防災力強化のため、自主防災組織の活動支援や、災害時避難行動要支援者対策を踏まえた防災訓練や各種施策を実施するなど、防災・減災対策を進めます。	総合防災課	－	継続	継続	自主防災組織が行う訓練や避難行動要支援者名簿をもとに具体的な避難方法等についての個別計画を策定することを支援した。 ※訓練や個別計画策定支援が地域防災力の強化に直結するため、目標達成の指標として設定。	A	引き続き訓練・個別計画策定の支援を拡充していく。	令和4年度と同様	A	引き続き訓練・個別計画策定の支援を拡充していく。	
4	（1）地域で安心して暮らしていくための支援	④災害時における支えあい体制づくり	4-1-4-2	福祉避難所の利用配慮	福祉避難所の運営について、関係部署・関係機関と連携しながら、災害時における要配慮者への支援体制を推進します。	福祉総務課 総合防災課	－	訓練を実施	訓練を実施	関係者との共通認識を図るための協議を行うとともに、市内老人福祉センター1箇所において避難所開設・運営訓練を実施した。	A	・避難所開設・運営訓練の実施を通して得られた課題等を踏まえ、訓練未実施の福祉避難所における訓練を順次実施していく。 ・福祉施設での福祉避難所（二次的避難所）の運営については、平成17年度に市内各施設と締結した協定の内容を見直し、令和2年度に再度協定を締結し、運営に関する費用は市が負担する旨を定めているところです。 ですが、運営に関して様々な課題があることは認識していることから、R5年度も継続して市社協の施設部会等を通じて各施設と協議をしてまいります。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 市内老人福祉センター2箇所	A	（福祉総務課） ・避難所開設・運営訓練の実施を通して得られた課題等を踏まえ、訓練未実施の福祉避難所における訓練を順次実施していく。 ・福祉避難所運営に関し、市社協の施設部会等を通じて各老人福祉センターと協議を継続する。 （総合防災課） 引き続き訓練を実施し、福祉避難所開設・運営スキルの向上を図る	

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R 1 実績 (初期値)	R 5 目標	R 6 目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。	
4	権利擁護															
		(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-3	避難行動要支援者支援制度の効 果的運用	関係機関の協力を得ながら制度への同意者の拡大に努め、 避難行動要支援者名簿の整備・更新を進め災害時に備えま す。	総合防災課	名簿の提供割合 65.9%	名簿の提供割合 100%	名簿の提供割合 100%		B	要支援者名簿等の管理システムについて、 より利用しやすいものとなるよう検討を行 う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 名簿の提供割合71.8%	B	R6年度は要支援者名簿等の管理システムを予定して おり、更新の際に機能を拡充し、より利用しやすいもの とする。
		(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-4	地域での防災訓練の支援 (自主防災組織支援事業)	自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地 域の実情に沿った実践的な防災訓練の実施を支援します。	総合防災課	自主防災訓練 70組織	自主防災訓練 187組織	自主防災訓練 187組織		D	R4年度はコロナ禍で十分な訓練支援を行え なかったが、R5年度は収束傾向にあるた め、訓練支援を拡充させる。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 86組織　ブロック訓練12回実施	B	継続して訓練支援を拡充する。
		(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-5	総合防災訓練の実施	9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間行事として、 大規模地震の発生を想定した発災対応型総合防災訓練を実 施しています。地震災害時に迅速かつ的確な災害応急対策 が実施できるよう地域防災計画の円滑な運用と自衛隊、警 察署、ライフライン事業者等関係機関の連携強化、さらに 自主防災組織等の市民の防災意識の高揚を図ります。	総合防災課 消防署	総合防災訓練 1回	継続	継続		A	継続して実施する。	総合防災訓練を兼ねた津波対策訓練（沿岸部一斉津波 避難訓練）を1回県と合同で実施した。 ※関係団体との連携強化、市民の防災意識高揚の場と なることから、目標達成の指標として設定。 【沿岸部一斉津波避難訓練概要】 鎌倉市の沿岸域に津波が来襲することを想定し、避難 経路マップ等を活用した避難行動や避難ルートの確認 などについて実動による訓練を実施することにより、 迅速かつ確実な避難行動の促進を図る訓練。	A	継続して実施する。
4		(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-6	火災予防運動による防火意識の 啓発	火災予防運動では、地域に根付いた店舗や施設で消防訓練 を実施するなどし、関係者並びに地域住民等の防火思想の 啓発、さらに公設消防隊の戦術研鑽を図ります。	警備課	1回	継続	継続		B	新型コロナウイルスが収束に向かってい る中、例年以上に更なる充実強化を図る。	令和4年度と同様	B	前年度は消防緊急援助隊等の出動で中止となった消防 総合訓練もあるため、例年以上に更なる充実強化を図 る。
4		(1) 地域で安心して暮らし ていくための支援	④災害時における支えあい体制 づくり	4-1-4-7	消防団等への訓練指導	各地域の消防団へ訓練指導を実施することで、消防団員の 活動技術の向上と、公設消防隊との連携強化を図ります。 また、事業所等の自衛消防隊組織や、自治会・町内会等が 結成する自主防災組織へ訓練指導を行い各組織の育成を図 ります。	警備課	3地区 （鎌倉地区・深沢 地区・大船地区）	継続	継続		B	新型コロナウイルスが収束に向かってい る中、例年以上に更なる充実強化を図る。	消防団に災害現場活動に必要な知識及び技術を習得さ せるため、連携訓練を実施した。また、自主防災組織 等への訓練指導を行い、防災知識を高めた。	B	新型コロナウイルスが5類感染症へ移行し、新型コロ ナウイルス感染拡大前の充実した、消防団及び自主防 災組織等への訓練指導を行う。

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	④災害時における支えあい体制づくり	4-1-4-8	消防相談の充実	住宅の防火診断、住宅用火災警報器などの設備に関する設置、点検及び交換について相談体制の確保に努めます。	予防課	住宅用火災警報器設置率80.9%	継続	継続	火災予防運動期間中に多数の市民が集う機会を捉え、住宅用火災警報器の普及啓発や住宅防火の予防広報を行った。また、ホームページやツイッター及び広報紙を活用し、広報を行った。 住宅用火災警報器設置率91.5%	A	住宅火災の件数の内、高齢者宅の割合が多数占めていることを踏まえ、継続して火災予防運動期間中の広報の実施。また、住宅用火災警報器の設置率の向上を図る。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 住宅用火災警報器設置率81.8%	A	昨年度と同様に住宅火災の件数の内、高齢者宅の割合が多数を占めていることを踏まえ、継続して火災予防運動期間中の広報活動を実施。また、今年度から「住宅用火災警報器取り付け支援事業」を実施し、高齢者や障がい者世帯への住宅用火災警報器の設置促進を図る。
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-1	高齢者に対する福祉サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、また、自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携し、介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。	高齢者いきいき課	補助金交付等	利用者130人 登録数240人	利用者130人 登録数240人	福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援など概ね予定通り実施した。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターが後方支援をし、二階堂地区の地域住民による移動販売、FOLKKoshigoeによる制作物の展示・販売や制作体験を行う展覧会など新たな取組が広がっている。 また、「高齢者生活支援サポーター」を養成し、高齢者の在宅生活を支援している。サポーターと利用希望者とのマッチングを行い、引き続きサービス提供事業者やサービス利用者の増加に努めた。 利用者102名 登録者数160名	A	令和5年度も引き続き福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援などを実施する。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターを中心に、地域の福祉向上につながる活動を後方支援する。	福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援など概ね予定通り実施した。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターが後方支援をし、市営住宅の集食室で高齢者向けサロンの立ち上げや寺社での地域食堂の開催、幼児からシニアまで地域の人がゆるくつながることができる居場所など新たな取組が広がっている。 加えて、「高齢者生活支援サポーター」を養成し、高齢者の在宅生活を支援している。サポーターと利用希望者とのマッチングを行い、サービス提供事業者やサービス利用者の増加に努めた。 利用者113名 登録者数192名	A	令和6年度も引き続き福寿カードの交付、65歳以上の入浴助成、デイ銭湯事業や、いきいきサークル事業による地域で高齢者向けに活動する団体に対する財政支援などを実施する。 また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターを中心に、地域の福祉向上につながる活動を後方支援する。
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-2	障害児者に対する福祉サービスの充実	障害者総合支援法等に基づき、障害児者が地域で安心して暮らせるよう各種サービスを提供し、自立した地域生活に向け支援します。	障害福祉課 発達支援室	小児慢性1件 軽度中等度1件	継続	継続	軽度・中等度難聴児補聴器購入などにかかる費用を補助した。また、言語指導、リハビリ訓練等により自立をめざした支援を行った。 小児慢性1件、軽度中等度5件 発達指導延722人、言語聴覚指導延1,030人、リハビリ指導延522人	A	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 小児慢性1件、軽度中等度7件 発達指導延396人、言語聴覚指導延1,115人、リハビリ指導延494人	A	引き続き、障害者総合支援法等に基づき、障害児者が地域で安心して暮らせるよう各種サービスを提供し、自立した地域生活に向け支援する。
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-3	子ども、子育てに対する福祉サービスの充実	保育や子育て支援のニーズ、また、社会情勢の変化に合わせ、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業者、学校、市民等と連携を図りながら、子育て支援の充実を図ります。	こども支援課	－	継続	「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の下、子育て支援の充実を図るとともに、次期プランの策定を行う。	「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、子ども・子育て支援のさらなる推進を図った。	A	「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の実施期間が令和6年度までとなっている。そのため、次期プランの策定に向けた検討やニーズ調査等を行っていく。	「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の下、子育て支援のさらなる推進を図るとともに、次期プランの策定に向けた検討やニーズ調査等を行っていく。また、こどもまんなか社会の実現に向け子育て施策を今以上に強力に推進するため、令和6年度予算編成にあたって新たな支援施策「かまくらまるごと子育て・子育て戦略－きらきらプロジェクト－」を策定した。	A	継続して、事業を実施予定である。令和6年（2024年）7月に新たに1か所、共生型短期入所施設が設置される予定である。
4		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-4	介護予防事業の充実	より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、自治会・町内会やみらいふる鎌倉など地域の団体と連携し、フレイル予防を含めた介護予防事業の充実を図ります。	介護保険課	－	継続	継続	自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体等に出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力や骨密度等の健康チェックを行った。 延68回、延参加者数1,892名。	A	地域包括支援センターと連携した取組となるよう、調整を図っていく。	自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体等に出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力測定等の健康チェックを行った。 延70回、延参加者数2,663名。	A	健康チェックの希望が多いが、オーラルフレイルや認知症サポーター養成講座等、介護予防に資する他の内容を紹介するため、「健康づくり応援団」の案内を更新し、関係団体へ周知する。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。	
4	（目標4）地域生活支援と権利擁護															
		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-5	家族介護者に対する支援の充実	地域包括支援センターで家族介護教室を開催するなど、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、支援していきます。	高齢者いきいき課	－	継続	継続		A	令和5年度も引き続きサービス提供体制の構築に努めると共に、休業制度の周知や地域包括支援センターによる家族介護教室を実施する予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 地域包括支援センターによる家族介護教室 12回実施 延べ168人が参加。	A	令和6年度も引き続きサービス提供体制の構築に努めるとともに、休業制度の周知や地域包括支援センターによる家族介護教室を実施する。
		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-6	分野横断的な福祉サービスの展開	対象者やその世帯の状況に応じて、適切な支援につなげるよう、関係機関や関係部署との協議を踏まえて、分野横断的な相談支援が行えるよう、体制を構築します。	地域共生課 福祉総務課	－	継続	継続		A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当課や関係機関等との連携を図り対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高齢者等の問題解決を図る。	「くらしと福祉の相談窓口」と地域包括支援センターが連携し、福祉的な課題を含む相談への対応強化を図るとともに、相談支援包括化推進員を配置し、市全域を対象とした相談支援のバックアップ機能の強化を図った。	A	相談内容がより多様化、複雑化しており、今後も担当課や関係機関等との連携を図り対応する。 地域包括支援センターと連携を強化し、高齢者等の問題解決を図るとともに、引きつづき、相談支援包括化推進員を配置し、市全域を対象とした相談支援のバックアップ機能の強化を図る。
		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-7	ダブルケア対策の推進	福祉総合相談窓口などを活用し、制度や分野に分かれた、縦割りでは対応しにくい相談についても対応し、育児と介護の両方の負担を軽減できるよう専門機関と連携しながら対応します。	高齢者いきいき課 地域共生課 子ども支援課 保育課 子ども家庭相談課 福祉総務課	関係課、関係機関との連携	継続	継続		A	（地域共生課） 「くらしと福祉の相談窓口」を基点とした各分野連携による相談対応を継続しつつ、ダブルケアやヤングケアラー、老々介護や認知介護など、ケアラー支援のための条例制定に向けて取り組んだ。 （保育課） 地域共生課の運営する「くらしと福祉の相談窓口」を基点に、各分野の担当者が窓口に集まり、ダブルケアに関連する相談があった場合は関係機関につなぐなど多角的に問題解決に努めた。 （高齢者いきいき課） 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の開始に伴い、地域包括支援センター10箇所での年齢や属性を問わない総合相談を受け付けた。 65歳未満の相談者から相談を受けた際に他分野との連携や情報共有をするための「基本相談シート」により、複合的な課題を抱えた世帯の把握に努めた。	福祉総務課（福祉政策担当）が担当 （保育課） 令和5年より開設された『かまくらこども相談窓口きらきら』に経験豊富な保育士を配置し、子育てについての相談を包括的に行える環境を整える。 （高齢者いきいき課） 令和5年度も域包括支援センター10箇所での年齢や属性を問わない総合相談の実施や65歳未満の相談者から相談を受けた際に他分野との連携や情報共有をするための「基本相談シート」による複合的な課題を抱えた世帯を把握し、必要な支援につなげていく。	（地域共生課） 「くらしと福祉の相談窓口」を基点とした各分野連携による相談対応を実施した。 （福祉総務課） 前年度に引き続き、ケアラー支援条例制定に向けて、ダブルケア等の悩みを抱えるケアラーを包括的に支援するための検討を重ねた。 （保育課） 「くらしと福祉の相談窓口」や「かまくらこども相談窓口きらきら」を基点に、子育てや保育所への入所相談は、保育コンシェルジュまたは保育課職員で対応し、その他ダブルケアに関連する相談があった場合は関係機関につなぐなど多角的に問題解決に努めた。 （高齢者いきいき課） 令和4年度と同様	A
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-8	共生型サービスの推進に向けた支援	高齢者と障害児者が同一事業者でのサービスを受けやすくするため、共生型サービスの普及・推進に向けて、共生型サービスに関する情報提供等の実施を進めます。	介護保険課 障害福祉課 発達支援室	－	継続	継続		A	（介護保険課） 令和4年9月1日から、鎌倉市内に共生型生活介護事業所が1か所設置され、3か所設置されている。 （障害福祉課） 鎌倉市高齢者保健福祉計画及び鎌倉市障害福祉サービス計画（鎌倉市障害児福祉計画を含む。）において、共生型サービスについて実施内容等を記載し、サービスの提供を検討する事業所等に情報提供を行った。 令和4年度(2022年度)末時点で、鎌倉市内に共生型生活介護事業所が3か所、共生型短期入所事業所が1か所設置されている。	（介護保険課） 鎌倉市内の共生型生活介護事業所：3事業所 共生型サービスの提供を検討する事業者等に情報提供を行った。（1件） （障害福祉課） 鎌倉市高齢者保健福祉計画及び鎌倉市障害福祉サービス計画（鎌倉市障害児福祉計画を含む。）において、共生型サービスについて実施内容等を記載し、サービスの提供を検討する事業所等に情報提供を行った。 令和5年度(2023年度)末時点で、鎌倉市内に共生型生活介護事業所が3か所、共生型短期入所事業所が1か所設置されている。	A	（介護保険課） 共生型サービスの提供を検討する事業者等に情報提供を行っていく。 （障害福祉課） 継続して、事業を実施予定。 令和6年（2024年）7月に新たに1か所、共生型短期入所施設が設置される予定である。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-9	居住に課題を抱える方への支援	離職などにより住居を失った方に、就職に向けた活動をするを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度や、ホームレスなどの住居を持たない方に、一定期間衣食住を提供した上で就労に向けた支援を行う一時生活支援事業等の制度を活用して、住居の確保を支援します。	生活福祉課	1件	継続	継続		A	特になし。	A	特になし。	
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-10	貸付制度の相談支援	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、緊急支援貸付など、対象者世帯に対して、相談援助とあわせて必要に応じた資金貸付を行います。	子ども家庭相談課 生活福祉課 （市社協）	・寡婦福祉資金貸付0件 ・緊急支援貸付52件	継続	継続		A	特になし。	A	特になし。	

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4	（目標4） 地域生活支援と権利擁護	（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-11	Eメール119番・Net119番通報登録	音声による119番通報が困難な、聴覚又は音声・言語に障害のある方のため、携帯電話等のEメール・インターネット機能を利用して、火災や救急時等の119番通報受信サービスを行い、市民の安全・安心の確保を図ります。	指令情報課	通報実績 0件	継続	継続	携帯電話等のEメール・インターネット機能を利用して、火災や救急時等の119番通報受信サービスを行ったが利用実績はなかった。	B	通報を受けることはなく、新規登録者もありませんでした。音声通話以外にも119番通報できるサービスがあることを広報かまくら等に掲載し、あらゆる機会を捉えて周知を図ります。	広報かまくら及びホームページへの掲載を行ったが、利用実績はなく、新規登録もなかった。	B	現在実施している広報活動に加え、市役所担当課と連携した広報活動を行い、当該が実施している取組みについて再周知を図ります。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-12	県運営適正化委員会制度などの適正な運用	利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、引き続き、実地指導の際に苦情について確認を行います。また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口に報告します。	介護保険課	－	継続	継続	実施指導（25件実施）の際に苦情の有無について確認した。また、市に通報があった場合も適切な運営であるか確認し指導を行った（2件）。	A	福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、利用者と事業者の現状を把握するよう努める。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 実施指導 25件 市に通報があった件数 5件	A	福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、利用者と事業者の現状を把握するよう努める。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-13	地域子育て支援活動（わくわく広場等）の実施	公立保育園では、各保育園毎に「広場」として、地域の乳幼児と保護者を対象とした開放日进行、地域子育てを支援します。また、保育士による育児相談を行うことで、育児に関する悩みの早期発見、解決を図り、保護者が孤立しない体制をつくります。	保育課	わくわく広場 4回 各園の広場 51回	継続と 拡充	継続と拡充	公立保育園では各園で行っている開放保育の「広場」（各園年10回程度）及び合同出張保育の「わくわく広場」を開催し、遊びの提供及び保育士、栄養士、看護師、保健師による子育て相談を行っている。令和4年度は、新型コロナウイルス対策のため、事業内容を縮小または変更しながらも、前年度に比較して実施回数を増やすことができた。	B	「広場」や「わくわく広場」の開催を通して、引き続き、公立保育園等において地域での子育て支援を行う。	公立保育園では各園で行っている開放保育の「広場」（各園年10回程度）及び合同出張保育の「わくわく広場」を開催し、遊びの提供及び保育士、栄養士、看護師、保健師による子育て相談を行った。	A	「広場」や「わくわく広場」の開催を通して、引き続き、公立保育園等において地域での子育て支援を行う。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-14	子育て支援センターの運営	子育て親子の交流の場を提供し、交流の促進を図るとともに、育児に役立つ情報のお知らせや子育て相談を行うなど、地域での子育て支援を実施します。	こども家庭相談課	子育て支援センター利用者数 31,595人	継続	継続	市内子育て支援センターについては、コロナ感染拡大防止の観点から人数制限をしながら運営を行った。また感染状況が緩和してきた2月中旬からは、人数制限を廃止し、通常運営とした。（R4利用者数26,761人）	A	R5年度も引き続き、人数制限を行わない通常運営を実施中。感染対策と利用者数増の両立を目指した運営を行っている。	令和5年度は、子イベント等もほぼコロナ感染症蔓延以前の状態に戻し運営を始めたことにより利用者数も増加した。R5利用者数 40,743人	B	令和6年7月から腰越地域の子育て支援センターが民間ベースで開設される。このことにより市内5地区での親子の居場所、身近な相談場所の整備が完了する。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-15	ファミリーサポートセンターの運営	ファミリーサポートセンターは、市内在住の方を対象に、子育ての手助けをしてほしい人と、そのお手伝いをしたい人が、お互いに助け合うシステムです。システムをとおして会員が依頼と支援を行います。支援会員と依頼会員は必要時にどちらにもなれるしくみのため、相互に助け合い、地域で子育てをする体制を整備します。	こども家庭相談課	－	継続	継続	育児等の援助を受けたい人と援助したい人からなる有償ボランティアの会員組織であるファミリーサポートセンターに委託を行い、アドバイザーが会員間の調整や援助活動等を行った。毎月、ファミリーサポートセンターからの月次報告をもとに打合せを行った。今後は、有償ボランティア数が不足傾向であることから有償ボランティア数の確保に向けた周知に努めていく。	A	有償ボランティア不足のため、周知等を通じて会員数を増やす。	ファミリーサポートセンターの安定的な運営ができるよう助言等を行い、ファミリーサポートセンターでは支援会員の増員を図るため春・秋に講習会を開催し、支援会員の確保に努めた。 R5活動した支援会員数 134人(R4 127人) 活動総件数 6241件(R4 5639件)	B	引き続き、ファミリーサポートセンターの安定的運営について、助言、支援を行っていく。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-16	つどいの広場の実施	乳幼児と保護者が気軽に集まり、くつろげる居場所を提供します。また、子育てアドバイザーを配置し、育児に関する悩み相談を受けることで、相談の機会の充実を図ります。	こども支援課	1か所 (※2019年9月に1か所閉鎖)	継続	6月30日で実施業務委託が終了	子育て支援センターのない地域に、乳幼児（特に0～3歳）を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供した。開設1箇所 ・腰越行政センター：月～水曜日 ・時間9：00～14：00 ・利用者数2,222人	A	令和6年（2024年）7月に（仮称）腰越子育て支援センターを開所予定であり、「つどいの広場」からの円滑な移行を行う必要がある。	子育て支援センターのない腰越地域（腰越行政センター）で、主に0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、子育てに不安を抱える親などが気軽に集える場を提供し、親子同士の交流を図った。 ・開設日：毎週月～水曜日（祝日及び年末年始を除く。） ・開設時間：10:00～15:00 ・利用者数：2,243人	A	7月1日から腰越地区社会福祉協議会の事業として開設される予定であり、現行事業から円滑に移行する必要がある。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-17	子どもの貧困対策に係る支援の充実	子育て世帯の生活状況やニーズなどに関するアンケート調査を実施し、取り組むべき課題や施策の方向性等を把握したことから、「子供の貧困対策に関する大綱」及び「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、子ども・子育てできらきらプランに貧困対策について明記するとともに、関係部署と連携し、困難に直面している家庭の早期発見とその支援を実施します。	こども家庭相談課	ひとり親家庭 自立支援員 相談件数 964件	継続	継続	貧困に直面している家庭、特にひとり親家庭に対する支援をするため、ひとり親家庭自立支援員や職員の相談技術を高め、各家庭の実情やニーズ把握に努めた。ひとり親家庭自立支援員相談件数1,195件	A	第6分庁舎に設置された「かまくらこども相談窓口きらきら」にこどもと家庭の相談員、ひとり親自立支援員を配置。保護者の困り感に対し、早期に関わりが持てるよう取り組んでいる。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 自立支援員相談件数 1065件	A	ひとり親家庭等の貧困対策として、ひとり親家庭等への夏季休暇期間の食料支援や母子・父子自立支援プログラム策定事業を新規事業として行う予定である。
4		（1）地域で安心して暮らしていくための支援	⑤公的サービスの充実	4-1-5-18	認知症施策の推進	早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するとともに、認知症本人とその家族への支援体制を充実させます。	介護保険課	選定した事業所 1か所	継続	継続	令和3年度に認知症グループホームを整備する事業者として選定された1事業者を、認知症グループホームを行う事業者として指定し運営が開始となった。	B	令和3年度に認知症グループホームを整備する事業者として選定された2事業者のうち、1事業者から認知症グループホームを行う事業者から書類が提出されたため、指定を行う。	認知症グループホームが1事業所開設され、認知症グループホームが16事業所となった。	A	令和6年度は認知症グループホームを1事業所公募する。

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4				4-1-5-19	地域の拠点となる施設等への貸出※R4新規	これまで実施してきた地域の学校・子育て支援センター等の公的施設への本の貸出に加え、多世代交流スペースをもつ地域包括支援センター等へ本を貸出すことで、地域の読書環境の充実を図るとともに、地域の拠点施設の活性化を図るもの。	中央図書館	－	13300点	16,000点	－	B	・地域の学校や子育て支援センター等への貸出	地域包括支援センターへの貸出点数360点 学校等への貸出点数 14,370点 合計14,730点	A	学校貸出における増大する利用などの課題については、配送回数を増やすなどの対応により厳しい状況ではあるが、継続することができている。それ以外の施設の貸出数や貸出場所の拡大に当たっては、図書館が主体となりつつも施設側の協力が不可欠である。現状、施設への資料の貸出しについては、各施設からの申し出に基づいて実施しているが、貸し出した資料の紛失防止のため管理、資料の受取りと返却のために図書館への来館をお願いするなど、施設側の必要性と協力体制が欠かせない。それぞれのタイミング、施設 の状況で声掛けがあれば丁寧な調整を行いたいと考えている。また、代替案として、リサイクル本の寄贈なども想定されるため、小さな取り組みから少しずつ進め、広げていくことで読書活動の推進に努めたい。
4			(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑥福祉のこころの醸成	4-1-6-1	小・中学校におけるインクルーシブ教育の推進	各教科の学習や、学校行事など、学校生活の様々な場面を通して、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるような「地域で共に学び、共に育つ」インクルーシブ教育を推進します。	教育指導課	特別支援教育推進計画の施策目標に基づく具体的な取組の推進	第Ⅱ期特別支援教育推進計画と昨年度の取組状況を反映させて継続	第Ⅱ期特別支援教育推進計画と昨年度の取組状況を反映させて継続	A	学校現場において、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、そうした児童生徒の有する多様な教育的ニーズに適切に対応していくため、特別支援教育、インクルーシブ教育の推進を引き続き行い、教職員の専門性と指導力の向上に注力する必要がある。また、今年度は新たな学びの場として稲村ヶ崎小学校の特別支援学級の開設の準備と、中学校における過級指導教室の展開について検討を行う。	A	学校現場において、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、そうした児童生徒の有する多様な教育的ニーズに適切に対応していくため、特別支援教育、インクルーシブ教育の推進を引き続き行い、教職員の専門性と指導力の向上に注力する必要がある。また、今年度は新たな学びの場として山崎小学校の特別支援学級の開設の準備と、中学校における過級指導教室の展開について検討を行う。	
4			(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑥福祉のこころの醸成	4-1-6-2	多文化共生推進事業	外国籍市民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外国籍市民同士や日本人との相互理解を図ることによって、多文化共生社会を実現するため、各種イベントやワークショップなどを継続的に開催します。	文化課	講座等 1回	講座1回、HP・SNS等による情報発信	講座1回、HP・SNS等による情報発信	A	市民向けの講座としているが、R4は若年層の参加が少なく、年齢層に偏りがあった。R5にも同様の国際交流や理解を深める内容での講座の開催を予定しているが、若年層の参加が見込めるテーマ設定や周知方法を検討する。	A	R6も引き続き、若年層の参加が見込めるテーマ設定や周知方法を模索しつつ、国際交流や理解を深める内容での講座の開催を予定している。	
4			(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑥福祉のこころの醸成	4-1-6-3	共生意識の形成	市職員や市民に対して、個性や多様性を理解し、共生の視点で物事をとらえるための研修を実施します。また、市における窓口対応等の見直しを行い、意識の形成を図ります。	地域共生課	講演会の参加人数 231人	継続	継続	A	引き続き職員向けの研修を通じ共生社会への意識を高める。 引き続き市民向けの研修を通じ共生社会への意識を高める。	C	講師や会場等の調整が整わず市民向け研修会を実施することができなかった。令和6年度は市民への共生社会に関する理解を深めるため市民向け研修を実施するとともに、職員に対しても共生社会への取組について周知を図る。	
4	（目標4） 地域生活支援と権利擁護		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑥福祉のこころの醸成	4-1-6-4	小・中学校福祉教育の実施	市社協及び関係課と連携し、車いす・アイマスク体験や点字・手話学習などのプログラムの実施など、小・中学校において福祉教育の実施や福祉施設訪問を行うことにより、高齢者との交流を図ります。	教育指導課 福祉総務課 (市社協)	社協との連携による体験学習や、福祉施設訪問は複数校で実施しているが年度により異なる。福祉教育は全校で行われている。	継続	継続	B	福祉教育については、道徳教育や総合的な学習の時間の取組の中で全校行った。福祉施設訪問については、新型コロナウイルス感染症対策のため、行わなかった。 (市社協による福祉教育：小学校7校1,363名、中学校6校903名、かまくらっこ8件532名)	A	福祉教育については、道徳教育や総合的な学習の時間の取組の中で今後も継続し、今後も体験的な学びの機会を通して、子どもたちのより主体的な学びとなるようにしていく。福祉施設訪問については、各校の教育課程や地域の実態に合わせて実施の検討を続けていく。	
4			(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑦地域生活を送るための自分づくり	4-1-7-1	健康講座の開催	一人ひとりが地域で望ましい「食生活」や「運動」など、健康づくりが実践できるよう引き続き健康講座を開催します。	市民健康課	健康づくり講座・成人7回・高齢者10回 生活習慣病予防プログラム1コース／18人 地域の健康づくり支援132団体	継続	継続	B	特になし（継続）	A	就労や育児等で自身の健康づくりに取組む時間を取りにくい対象者が利用しやすいプログラムを提供できていると考えられるため継続実施していく。	
4			(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑦地域生活を送るための自分づくり	4-1-7-2	終活関連事業	人生100年時代を見据えた取組として、ライフスタイルに関する講演会の開催やエンディングノートの配布により、これからの人生を考える機会を創ります。また、一人暮らし高齢者の急病や外出時の事故等による緊急時に、連絡先や終活関連の大切な事項を、あらかじめ市に登録しておくことにより、市が本人に代わって警察・消防・医療機関等に情報提供し、迅速かつ適切な対応を図ります。さらに、エンディングプランサポート事業では、死後に生じる事務について生前に決めておくための手続きを市がサポートします。	高齢者いきいき課	実施	継続	継続	A	令和5年度もエンディングノートを配布し、終活について周知を図っていく。また、終活登録事業及びエンディングプランサポート事業についても市の窓口案内のほか、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを通して引き続き周知を図っていく予定。	A	令和6年度もエンディングノートを配布し、終活について周知を図っていく。また、終活登録事業及びエンディングプランサポート事業についても市の窓口案内のほか、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターを通して引き続き周知を図っていく。	

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R 1 実績 (初期値)	R 5 目標	R 6 目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4		（１）地域で安心して暮らし ていくための支援	⑦地域生活を送るための自分づ くり	4-1-7-3	【再掲4-1-5-4】介護予防事業 の充実	より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、自治 会・町内会やみらいふる鎌倉など地域の団体と連携し、フ レイル予防を含めた介護予防事業の充実を図ります。	介護保険課	－	継続	継続	自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体 等に出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力 や骨密度等の健康チェックを行った。 延68回、延参加者数1,892名。	A	地域包括支援センターと連携した取組とな るよう、調整を図っていく。	自治町内会やみらいふる鎌倉、地域自主活動団体等に 出向き、フレイル予防等の知識の普及、体力測定等の 健康チェックを行った。 延70回、延参加者数2,663名。	A	健康チェックの希望が多いが、オーラルフレイルや認 知症サポーター養成講座等、介護予防に資する他の内 容を紹介するため、「健康づくり応援団」の案内を更 新し、関係団体へ周知する。
4		（１）地域で安心して暮らし ていくための支援	⑦地域生活を送るための自分づ くり	4-1-7-4	共生社会を構成する人材の育成 ※R3新規	現状や将来に不安を抱く者が、長期的な視野を持ち、社会 との新たなつながりを構築し、自分の進む道を見出す機会 を得られるよう研修等を実施する。	福祉総務課	－	継続	継続	対象年齢を拡大し、６日間の研修を２セット実 施。 25名が参加。研修参加者からは「鎌倉が好きにな れた」「人とつながれ、孤独感が減った」「市の 取組に関心を持つようになった」といった声をい ただいた。	A	規模拡大のため、募集人数を各セット20名 に増やして実施するもの。参加後の参加者 同士のコミュニティ・接点づくりを目的に 過去の参加者も対象とした交流会を実施す るもの。	義務教育を終了した15 歳以上の鎌倉市在住者を対象 に、６日間の研修を２セット実施。 計38名が参加。研修参加者からは「鎌倉が好きになれ た」「人とつながれ、孤独感が減った」「市の取組に 関心を持つようになった」といった声をいただいた。	A	現状や将来に不安を抱く者が、長期的な視野を持ち、 社会との新たなつながりを構築し、自分の進む道を見 出す機会を得られるよう、引き続き研修等を行ってい く。

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-1	生活困窮者の自立相談窓口の充実	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施します。生活困窮者が、地域において自立した生活ができるよう、生活保護制度等の利用も含め、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援を行います。	生活福祉課	新規事業を開始（3件）	継続	継続	自立相談支援機関が中心となり、庁内の関係課及び各種支援機関が集まって課題の共有や各機関の役割の確認等を行う「支援調整会議」 11回開催 一時生活支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施。 <上記を指標とした理由> 支援調整会議を行うことで支援に関する様々な意見交換が行われその結果、相談窓口の充実が図られると考えているため。	B	特になし。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 支援調整会議 12回開催	B	特になし。
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-2	就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。	生活福祉課	利用者延人数 9人	継続	継続	利用者延人数 127人 新型コロナウイルス感染症の影響で就労体験の実施方法など配慮すべき事項はあったが、昨年度と比べると、利用者数は増加している。 <上記を指標とした理由> 利用者数が支援提供の機会を図るのに適しているため。	B	特になし。	利用者延人数 128人 R1実績（初期値）以来、利用者延人数は増加している。R5は支援者と利用者の2者面談以外にもヨガ体操や職場見学など、利用者同士で関わるイベントを開催し、社会自立を促すことにつながった。 <上記を指標とした理由> 利用者数が支援提供の機会を図るのに適しているため。	B	R1実績（初期値）以来、利用者延人数は増加しているが、R5中に就労につながるまたは支援目標の見直し等で終結したケースがある中で、新規利用者が少ない。引き続き関係者等に事業の周知を行い、就労準備支援が必要な方を繋げていく必要がある。
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-3	【再掲4-1-5-9】居住に課題を抱える方への支援（住居確保給付金・一時生活支援事業）	離職などにより住居を失った方に、就職に向けた活動をすることを条件に一定期間家賃相当分を支給する住居確保給付金制度や、ホームレスなどの住居を持たない方に、一定期間衣食住を提供した上で就労に向けた支援を行う一時生活支援事業等の制度を活用して、住居の確保を支援します。	生活福祉課	1件	継続	継続	昨年度に比べ、住居確保給付金の新規申請者は減少したが、依然として例年に比べると申請は増加している。 住居確保給付金支給決定件数140件 <上記を指標とした理由> 当該支給金制度は、自立相談支援機関が就労支援を行いながら対象者の居住の課題を支援するということから、目標の達成度合いを図るのに適しているため。	A	特になし。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職や休職が少なくなり、昨年度に比べ、住居確保給付金の新規申請者は減少している。 住居確保給付金支給決定件数19件 <上記を指標とした理由> 当該支給金制度は、自立相談支援機関が就労支援を行いながら対象者の居住の課題を支援することから、目標の達成度合いを図るのに適しているため。	A	特になし。
		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-4	家計改善支援事業	家計の改善に関して支援が必要である方に対して、専門の相談員が一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、支援を行います。家計の状況の見える化と根本的な問題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付け等のあっせんを行い、早期の生活再生を目指します。	生活福祉課	利用者延人数 60人	継続	継続	来所相談者延人数 428件 <上記を指標とした理由> 相談員が相対して事業利用者の支援を行う来所相談数が取り組み内容の進捗を把握するのに適しているため。	A	特になし。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 来所相談者延人数 585件	A	特になし。
4		(1) 地域で安心して暮らしていくための支援	⑧生活困窮者への支援	4-1-8-5	学習・生活支援事業	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の小中学生から高校生、高等学校中退者及び中学校卒業後の進路未定の未成年者に対し、基礎学力の向上のための直接的な学習支援のほか、学習の場所や機会の提供などを通じて高等学校への進学及び卒業を支援することで、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。	生活福祉課	利用者延人数 1,001人	継続	継続	利用者延人数 1,623人 <上記を指標とした理由> 利用者数の実績が、取り組み内容の達成度の把握に適しているため。	A	特になし。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 利用者延人数2272人	A	特になし。

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4		(2) 権利擁護の推進	①虐待防止の取り組み	4-2-1-3	虐待防止の周知・啓発	児童・高齢者・障害者の虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間などを利用して、啓発活動を実施します。	高齢者いきいき課 障害福祉課 こども家庭相談課	・本庁舎ロビーで3虐待防止のパネル展示を実施 (11/11～15) ・玉縄まつりにて3虐待防止の啓発を実施 ・要対協の各種会議で虐待対応の連携について周知	継続	継続	(高齢者いきいき課) 市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネルやリーフレットを展示し、虐待防止の啓発に行った(11月)。また、市内の全介護事業所向けに高齢者虐待防止研修をオンラインにて2回開催した。その他実施している玉縄まつりの啓発活動は、新型コロナウイルスの影響により中止となった。 (障害福祉課) 市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネルやリーフレットを展示し、虐待防止の啓発を行った(10月31日～11月10日)。 その他各種イベントは新型コロナウイルスの影響で中止となった。	B	令和5年度も引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する予定。	(高齢者いきいき課) 市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネルやリーフレットを展示し、虐待防止の啓発を行った(11月)。 (障害福祉課) 市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネルやリーフレットを展示し、虐待防止の啓発を行った(11月)。 (こども家庭相談課) 11月の虐待防止推進月間において、3課合同で虐待防止啓発パネル展示やリーフレット配架を行うとともに玉縄祭りの会場でブースを出し合同で啓発活動を実施した。また、ケアラー条例の施行に先立ち、ヤングケアラーの関する周知活動として市役所ロビーや地下道ギャラリーでのパネル展を実施した。	A	(高齢者いきいき課・障害福祉課) 令和6年度も引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施する。 (こども家庭相談課) ヤングケアラー支援については、新たに支援体制の構築を図る必要があることから、令和6年度からヤングケアラーコーディネーターを配置するなどして、関係機関、関係団体等の連携強化を図っていく。
		(2) 権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-1	中核機関の設置	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域の連携をコーディネートする中核機関の設置を目指す。	高齢者いきいき課 障害福祉課	—	継続と拡充	継続と拡充	(高齢者いきいき課) 関係機関と協議を行い、成年後見センターを中核機関に位置付けた。今後は中核機関の機能充実を図っていく。 (障害福祉課) 権利擁護支援等に関する中核機関として、鎌倉市成年後見センターを設置した。	A	(高齢者いきいき課) 令和5年度は中核機関の更なる機能充実に 関係機関と協議を行い、成年後見センターを中心に成年後見制度に関わる相談機関と専門職などで構成される「かまくら成年後見制度連絡会」を開催し、相談対応および利用支援のための情報共有と地域連携ネットワークの構築を図った。	関係機関と協議を行い、中核機関の更なる機能充実に 向けて協議を行った。また、成年後見制度に関わる相談機関と専門職などで構成される「かまくら成年後見制度連絡会」を設置し、協議会の事務局である中核機関を中心となり地域連携ネットワークの更なる構築を図っていく。	A	令和6年度は中核機関の更なる機能充実を図ると共に、「かまくら成年後見制度連絡会」を改組し、令和6年4月から新たに「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」を設置し、協議会の事務局である中核機関を中心となり地域連携ネットワークの更なる構築を図っていく。
		(2) 権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-2	成年後見センターの利用促進と機能充実	認知症高齢者等が増加するとともに、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行が進むことが予想されるので、本人、家族や住民・団体が適切に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。	高齢者いきいき課 障害福祉課	相談件数 306件	相談件数 350件	相談件数 350件	成年後見制度に関する相談、普及啓発、市民後見人活動支援等を行った。 相談件数 362件（うち、専門相談19件）	A	令和5年度も引き続き権利擁護支援等に関する中核機関である成年後見センターを中心に成年後見制度の普及啓発活動や専門士業の相談窓口の設置、親族後見人の相談支援を行っていく。 また、令和6年度からは、成年後見制度に関わる相談機関や専門職等で構成され、成年後見制度の方向性の協議・検討や支援方針に迷った場合の助言提供などを行う機能を持つ成年後見制度利用促進協議会を設置し、権利擁護支援の推進を図っていく。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 相談件数 319件（うち、専門相談22件、親族後見人相談3件）	A	令和6年度も引き続き権利擁護支援等に関する中核機関である成年後見センターを中心に成年後見制度の普及啓発活動や専門士業の相談窓口の設置、親族後見人の相談支援を行っていく。 また、令和6年度からは、成年後見制度に関わる相談機関や専門職等で構成され、成年後見制度の方向性の協議・検討や支援方針に迷った場合の助言提供などを行う機能を持つ成年後見制度利用促進協議会を設置し、権利擁護支援の推進を図っていく。
		(2) 権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-3	成年後見制度利用相談の充実	制度利用の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めることにより、必要な支援につなげます。	高齢者いきいき課 障害福祉課	相談支援	継続	継続	相談者の状況や希望に応じて介護保険制度、成年後見制度など必要な制度につなげた。	B	令和5年度も引き続き、相談者の状況や希望に応じて介護保険制度、成年後見制度など必要な制度につなげていく予定。	令和4年度と同様	B	令和6年度も引き続き、相談者の状況や希望に応じて介護保険制度、成年後見制度など必要な制度につなげていく。
4		(2) 権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-4	成年後見制度利用助成金の交付	経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のための費用を助成します。	高齢者いきいき課 障害福祉課	10件 (障害者6件、高齢者4件)	継続	継続	要件に該当する人に対して、成年後見制度利用に係る費用の一部助成を行った。 実績：高齢者 9件 実績：障害者 8件	A	令和5年度も引き続き要件に該当する人に対して、成年後見制度利用に係る費用の一部助成を行っていく予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 高齢者 4件 障害者11件	A	令和6年度も引き続き要件に該当する人に対して、成年後見制度利用に係る費用の一部助成を行っていく。

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4	（目 標 4 ） 地 域 生 活 支 援	（２）権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-5	成年後見制度の周知・啓発	市民向けの講演会や介護職員等向けの研修などを行うことで、制度の周知・啓発を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課	講演会２回 研修会２回	継続	継続	（高齢者いきいき課） 窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施した。 研修会10回 166名参加 （障害福祉課） 講演会・研修会等：合計10回	A	令和５年度も引き続き、窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する予定。	（高齢者いきいき課） 令和４年度と同様 令和５年度実績 研修会7回 136名参加 （障害福祉課） 令和４年度と同様 令和５年度実績 研修会7回	A	令和６年度も引き続き、窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する。
		（２）権利擁護の推進	②成年後見制度の利用促進	4-2-2-6	市民後見人の養成・活用	地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」担い手である市民後見人の養成を行います。養成講座終了後は、後見活動サポーターとして活動することで実践経験を積み、将来的には市民後見人の単独受任を目指します。	高齢者いきいき課 障害福祉課	８日間	継続	継続	（高齢者いきいき課） 鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連携を図るとともに、法人後見の支援活動を行う後見支援員の活動を推進した。市民後見人の活用については、フォローアップ研修修了者４人が法人後見支援員として活動し、うち２名が市民後見人に選任された。 （障害福祉課） 市民後見人活動支援のため、フォローアップ研修を実施した。また、市民後見人の活用を推進するため鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連携を図った。 市民後見人２名が、鎌倉市社会福祉協議会と複数選任の形で受任した。	B	（高齢者いきいき課） 市民後見人養成の再開に向けて、関係機関や団体との協議を行っていく予定。 （障害福祉課） 市民後見人の新規養成が出来ていない状況にあるため、養成の実施に向けた検討を令和5年度中に実施し、令和６年度から養成を再開させる。	鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連携を図るとともに、法人後見の支援活動を行う後見支援員の活動を推進した。また、選任された２名の市民後見人に対して適切に後見活動ができるようバックアップを行った。	A	引き続き市民後見人に対して適切に後見活動ができるようバックアップを行うとともに、令和６年度からは市民後見人養成を再開し、関係機関や団体と連携を図りながら取り組んでいく。
		（３）高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-1	高齢者福祉施設の整備	介護保険事業計画（鎌倉市は高齢者保健福祉計画に含まれる）に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの計画的な整備を進めています。	介護保険課	介護保険施設 92.45％ 地域密着型 84.73％	介護 100％ 地域 84.03％	介護 97.26％ 地域 85.13％	サービス基盤整備状況として、介護保険施設は４つの種別、地域密着型サービスは６つの種別の平均から達成率をみていく 介護100％ 地域84.03％	A	令和５年度に募集する地域密着型サービスの公募条件を一部見直し、地域密着型サービス事業への参加事業者を募る。	サービス基盤整備状況として、介護保険施設は４つの種別、地域密着型サービスは６つの種別の平均から達成率をみていく。 介護100％ 地域84.03％ 令和５年度は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（１事業所）、小規模多機能型居宅介護（１事業所）、看護小規模多機能型居宅介護（２事業所）の公募を行い、そのうち小規模多機能型居宅介護の１事業所を選定した。	A	令和６年度は以下の施設等を公募する。 介護付き有料老人ホーム（100床） 認知症グループホーム（1事業所） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（１事業所） 看護小規模多機能型居宅介護（２事業所） その他に 特別養護老人ホーム９床を増床予定。 小規模多機能型居宅介護事業所が10月開設予定。
		（３）高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-2	障害者福祉施設の整備	地域生活における居住の場であるグループホーム設置にあたり、経費の一部を助成します。	障害福祉課	1団体	継続	継続	民間事業者が行うグループホームの整備を推進するため補助金による支援を実施した。令和４年度は５団体に交付。	A	申請時期や提出書類など、不明瞭なところがあり、事業者と書類の内容確認に時間を要してしまった。令和５年４月１日施行で要綱を改正し、事務の流れを明確にした。	令和４年度と同様 R5実績値 ２団体	A	制度をより広く周知することで、グループホームの開設及びグループホームに適した住協するための改修事業を支援し、市内における障害者の地域生活の場の確保に努めていく。
4	（目 標 4 ） 地 域 生 活 支 援	（３）高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-3	保育園の整備	安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、園舎の状況や保育ニーズなどを考慮しながら、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に実施します。	保育課	待機児童数 78人	待機児童数 0人	待機児童数0人	公立保育園の運営のほか、私立保育所等の施設整備費に対して補助金による財政支援を行った。 R4.4.1時点の待機児童数 15人	C	待機児童数は減少してきているが、目標である0人には達していない。引き続き、公立保育園の運営のほか、私立保育所等の施設整備費に対して補助金による財政支援を行うなど、対策に務める。	令和４年度と同様 令和５年度実績値 R5.4.1時点の待機児童数 28人	C	待機児童数は減少してきているが、目標である0人には達していない。引き続き、公立保育園の運営のほか、私立保育所等の施設整備費に対して補助金による財政支援を行うなど、対策に務める。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。	
4	坂と 権利 擁護	(3) 高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-4	放課後かまくらっ子（放課後子ども総合プラン）の推進	学童保育とアフタースクールを一体的に実施する「放課後かまくらっ子」を推進する中で、障害の有無に関わらず参加できる、放課後等の児童の居場所を提供します。	青少年課	9校	達成	達成	令和4年度は、全ての放課後かまくらっ子において、小学校・NPO法人鎌倉てらこや・放課後NPOアフタースクール・鎌倉女子大学や、ほか地域の団体と連携して、子どもたちが多様な体験や活動ができるようにプログラムを実施した。それに伴い異学年での交流の進展や、地域の方との連携について広がりが見られるようになった。	A	今後も子どもたちの豊かな放課後を提供できるよう、事業の質の向上に取り組んでいく。 また、引き続き小学校高学年や中高生の事業参画に取り組んでいく。	令和4年度と同様	A	今後も子どもたちの豊かな放課後を提供できるよう、事業の質の向上に取り組んでいく。 また、引き続き小学校高学年や中高生の事業参画に取り組んでいく。
		(3) 高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-5	施設改修時におけるバリアフリー化の推進	学校施設等の改修工事を改修計画に沿って計画的に実施します。	学校施設課	・多目的トイレの設置（小学校5校、中学校3校） ・特別支援学級の設置（岩瀬中学校）	・特別支援学級設置（稲村ヶ崎小学校）	・トイレの洋式化 ・スロープの整備	・七里が浜小学校に特別支援級を設置した。 ・関谷小学校エレベーターを設置した。	A	・稲村ヶ崎小学校に特別支援学級を設置予定。	・稲村ヶ崎小学校に特別支援学級を設置した。	A	特になし。
		(3) 高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-6	重度障害者住宅設備改造工事費の助成	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレなど住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。	障害福祉課	12件	継続	継続	要件に該当する人に対して、補助金を交付した。5件	A	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 3件	A	引き続き、既存の住宅設備を在宅の重度障害者に適するように改造するために要する経費の一部を補助することで、重度障害者の在宅での生活を支援する。
		(3) 高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-7	新築等を行う施設におけるユニバーサルデザインの導入	新築等を行う施設については、障害者や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき協議を行っています。	建築指導課	31 (バリアフリー協議実績数)	継続	継続	31（バリアフリー協議実績数） 一定規模以上の公共的施設の新築等を行う際は「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき協議を行っている、	A	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく協議は、公共施設で一定規模以上の建築物の場合に必要なため、協議対象建築物の周知を行っています。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 26（バリアフリー協議実績数）	A	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく協議は、公共施設で一定規模以上の建築物の場合に必要なため、協議対象建築物の周知を行っています。
(3) 高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり		①住みやすい環境の整備	4-3-1-8	駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進（歩道段差切下げ事業の推進）	駅及び駅周辺における一定地区のバリアフリー化を図るため、関係機関、事業者等と連携しながら、駅及び駅周辺道路等の重点的バリアフリー整備に努めます。 バリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差切下げ等を順次実施します。	道路課	段差切下げ箇所数 10箇所	段差切下げ箇所数 19箇所	段差切下げ箇所数 21箇所	既存道路の歩道の段差切下げ工事(8箇所)を実施しました。	B	課題はありませんが、歩行者の安全な通行確保のため横断歩道部及び交差点の巻き込み部の段差箇所の改修を引き続き取組んでいます。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 段差切下げ工事(15箇所)	A	課題はありませんが、歩行者の安全な通行確保のため横断歩道部及び交差点の巻き込み部の段差箇所の改修を引き続き取組んでいます。	
(3) 高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり		①住みやすい環境の整備	4-3-1-9	市営住宅のバリアフリー化	市営住宅の建替に伴いバリアフリー化を図ります。	都市整備総務課	146戸	146戸 【継続】	201戸	市営住宅集約化事業においては、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に沿った提案ができる事業者の選定を行っており、バリアフリーの視点をもって事業を進めている。	A	R5もR4と同様の取組みを継続していく	令和4年度と同様	A	R6において、新笛田住宅A棟（55戸）を新設予定のため、146戸【継続】に55戸を加えた「201戸」を目標としている。	
(3) 高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり		①住みやすい環境の整備	4-3-1-10	地域の子ども・子育て支援の充実	地域における子育て支援に関する多様なニーズに応えられるよう、「放課後児童クラブ（鎌倉市では子どもの家）」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業（鎌倉市では子育て支援センターやつどの広場）」、「延長保育」、「妊婦健診」などの拡充を図ります。	こども支援課 保育課 こども家庭相談課 青少年課 市民健康課	・子どもの家9校 ・子育て支援センター4か所	継続	継続	（青少年課） 「子どもの家」は、夕方の延長利用について、令和4年度中も、全施設18時から19時までの延長利用を実施した。。早朝利用についても、学校休校日（月～金曜日）午前7時15分～午前8時15分と学校休校日（土曜日）午前7時30分～午前8時30分の早朝利用を実施した。 （保育課） 「一時預かり」「延長保育」は事業のニーズ量にあった提供体制を確保した。 （こども相談課） 「子育て支援センター」はコロナ禍で人数制限を設けたが、電話相談の受付は継続したほか、子育てに関する各種情報提供を行った。	A	（青少年課） 令和5年度から夏休み等の長期休暇期間を含む学校休業日について、子どもの家の開所時間を15分早めた午前8時へ改定し、実際に多くの子ども達が来所する時間に合わせ受入れができるようにした。 （保育課） 引き続き、「一時預かり」「延長保育」事業の提供体制を確保する。 （こども相談課） R5年度当初から、人数制限を行わない通常運営を実施中。感染対策と利用者数増の両立を目指した運営を行っている。	（青少年課） 「子どもの家」は、夕方の延長利用について、令和5年度中も、全施設18時から19時までの延長利用を実施した。。早朝利用についても、学校休校日（月～金曜日）午前7時15分～午前8時30分の早朝利用を実施した。 （保育課） 令和4年度と同様 （こども家庭相談課） 子育て支援センターでの相談や子育て情報の提供を引き続き実施した。また腰越地域の子育て支援センタ開設に向けての準備を行った。	A	（青少年課） 令和5年度から延長・早朝利用ともに月額制ではなく、100円/回に改定し、実際に使った回数だけの料金になったので、保護者の金銭面での負担を減らした。 （保育課） 引き続き、「一時預かり」「延長保育」事業の提供体制を確保する。 （こども家庭相談課） R6、7月に開設される腰越地域の子育て支援センターにおいても、他の子育て支援センターと同様に相談が受けられ、子育て情報の提供を受けられる状況になるよう運営者に助言等を行っていく。	

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
4	（目標4）地域生活支援と権利擁護	（3）高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-11	鎌倉市立地適正化計画の策定	福祉施設や交通インフラなどを含めて都市全体の構造を見直し、福祉・医療施設や商業施設、住居等が適正に立地し、高齢者をはじめとする地域住民が徒歩や公共交通により、これらの生活利便施設に容易にアクセスできることや、行政、住民及び民間事業者等が一体となって、持続可能なまちづくりを推進することを目的として、都市再生特別措置法に基づき、本市の立地適正化計画を策定します。	都市計画課	－	運用	運用	策定した立地適正化計画について、窓口やホームページ等で周知を図るとともに、目的や趣旨を踏まえた説明・対応を行った。	A	特になし。	令和4年度と同様	A	特になし。
		（3）高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	①住みやすい環境の整備	4-3-1-12	いわゆる「ごみ屋敷」への取組	いわゆる「ごみ屋敷」の堆積者に寄り添いながら、堆積者が抱える課題を地域とともに解決するため、ごみ屋敷対策推進委員会を中心として市内関係課と対策会議を開催することで、原因の究明と適切な改善方法を検討し、実行します。	環境保全課	対応中案件 7件	解決による減	解決による減	堆積者の生活上の課題に合わせて本人へ情報提供、相談、助言を行った。また、昨年度改善した2件については、経過観察を実施しており、著しく不良な状態とはなっていない。また、新たに1件排出を実施し、改善している案件があるが、経過観察が必要であるため、解決は0件であるが改善は3件としている。	A	改善した状況を維持できるよう訪問、指導等を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 2件の解決により対応中案件は5件へ減。	A	改善した状況を維持できるよう訪問、指導等を行う。
		（3）高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	②外出支援の充実	4-3-2-1	車いすの貸出し	外出等庁内で車いすが一時的に必要な方に無料で車いすを貸出します。	障害福祉課 市社会福祉協議会	社協57件	継続	継続	障害福祉課では最長1週間、市社会福祉協議会では最長1か月を目途に貸出を行った。	A	利用者の方が、利用しやすい体制作りを継続する。	令和4年度と同様	A	利用者の方が、利用しやすい体制を継続する。
		（3）高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	②外出支援の充実	4-3-2-2	障害者の外出支援	障害者の社会参加のために支援を必要とする方にヘルパーを派遣し、外出を支援します。	障害福祉課	延べ利用人数 3,251人	継続	継続	ヘルパー派遣により、外出時の移動や排泄、食事等の介助のほか、外出時やその前後におけるコミュニケーション支援（代筆、代読等）など、外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理を支援した。 延べ利用人数 2,705人（移動支援事業）	B	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 延べ利用人数 2,845人（移動支援事業）	B	ヘルパーの人材不足が課題であり、安定的に支援を継続していくため、ヘルパー確保のための周知啓発に努める。
		（3）高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	②外出支援の充実	4-3-2-3	外出支援策の検討	外出支援と社会参加の促進を図るため、高齢者が安全で快適に移動できる交通環境づくりを検討します。	高齢者いきいき課 都市計画課（交通政策担当）	3か所	継続と拡充	継続	社会福祉法人等の協力のもと、法人等が所有している施設利用者や職員の送迎用車両を活用した地域貢献送迎バスモデル事業を実施した。実施している市内の3か所のうち、2か所で利用実績があった。	A	モデル事業の拡大に向け、燃料費などの一部を支援し利用促進を図っていく。また、高齢者の外出を促進するマップを作成する予定。	社会福祉法人等の協力のもと、法人等が所有している施設利用者や職員の送迎用車両を活用した地域貢献送迎バスモデル事業を実施した。さらに、実施に要する費用の一部を市が負担できるよう制度を見直した。 （実施施設 3施設） 福寿優待サービス事業の協賛店舗等を掲載したマップを作成し、外出支援を充実させた。	A	令和6年度も地域貢献送迎バスモデル事業を継続して実施し、燃料費など実施に要する費用の一部を負担する。今後、負担する費用の範囲を広げられるよう制度の見直しを行う。 令和5年度に作成した高齢者の外出を促進するマップを配布するとともに、紙面の見直しを検討する。
		（3）高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	②外出支援の充実	4-3-2-4	【再掲4-1-2-5】障害者社会参加促進事業	在宅の重度障害者の社会参加を支援するために福祉タクシー利用券交付し、利用料の助成を行います。聴覚障害者の情報保障のために手話通訳者を派遣します。	障害福祉課	タクシー券 利用率 65.9%	継続	継続	在宅の重度障害者に福祉タクシー利用券・福祉自動車燃料費助成券等を交付し利用料等の助成を行った。令和4年度利用率は60.3%	B	制度を周知するために、広報かまくらに加えて、SNSを利用した広報活動を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 利用率 タクシー53% 自動車燃料費助成券 84%	B	令和6年度からは、申請にかかる負担を減らすためにe-kanagawaでの申請を開始する。また、申請のしやすさを高めるために、提出を求めていた車検証と免許証の控えの提出を不要とし、簡易に手続きができるよう変更する。
		（3）高齢者や障害者の自立を支えるまちづくり	②外出支援の充実	4-3-2-5	福祉有償運送の推進	通院、通所、レジャーの際、高齢者や障害者など公共交通機関を使用して移動することが困難な人と有償で運送事業を行うNPOなどの非営利団体をつなぎ、車両で安全に移動できるよう支援します。	高齢者いきいき課 障害福祉課	－	継続	継続	（障害福祉課） 福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知を図った。 （高齢者いきいき課） また、横須賀三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会に参画した。	A	令和5年度も引き続き、福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知及び横須賀三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会へ参画する。 （障害福祉課） 福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知を継続的に広報かまくら等で周知をしていく。	（障害福祉課） 令和4年度と同様 （高齢者いきいき課） 福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知を図った。また、横須賀三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会に参画した。	A	（高齢者いきいき課） 令和6年度も引き続き、福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知及び横須賀三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会へ参画する。 （障害福祉課） 継続的に広報かまくら等で周知をしていく。
5	（目標5）情報の収集と提供	（1）社会資源の収集と整理	①社会資源の収集と整理	5-1-1-1	社会資源の収集と整理	地域福祉活動、市民活動に関し、住民などが参加する会議への参画や地域での活動内容の把握や関係機関等と連携を通じて、地域における福祉活動・市民活動などの社会資源を収集します。	福祉総務課 （市社協）	－	継続	継続	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大への懸念により中止した会議が多かった。	B	新型コロナウイルスの感染状況等に留意しながら、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大への懸念による取組の中止や縮小はなかった。	地域住民による地域課題の把握と課題解決への取組を進めるため、地域アセスメント活動を中心とした地域福祉推進活動への支援を行った。なお、新型コロナウイルス感染拡大への懸念による取組の中止や縮小はなかった。	B	地域課題の把握と課題解決に向けて必要な場づくりを継続して実施する。また、土日祝日開催の会議やイベント行事についてどこまでの範囲で参加協力ができるか検討が必要との報告を市社会福祉協議会からうけた。
5		（2）伝わりやすい情報発信	①情報伝達力の向上	5-2-1-1	災害時における要支援者の登録・情報提供	災害に備えるため、避難行動要支援者支援制度の周知を行い、制度への同意者の拡大に努めるとともに、関係機関の協力を得ながら要支援者名簿の整備・更新を進めていきます。	総合防災課	－	継続	継続	要支援者本人やその家族へ理解を得られるよう制度の周知を行い、要支援者名簿の整備・更新を実施し、関係機関へ名簿の提供を進めた。 ※名簿と整備・提供が要支援者支援に直結することから、目標達成の指標として設定。	A	継続して実施する。	令和4年度と同様	A	継続して実施する。

目標	施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
5	【提供】 (2) 伝わりやすい情報発信	①情報伝達力の向上	5-2-1-2	情報発信の共生化の推進	市が行う情報発信の方法について現状を把握し、多様な市民に対して、必要な情報が適切に提供されるよう検討します。	地域共生課 広報課	研修1回	継続	継続	(地域共生課) 市広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を用い、やさしい日本語の使用や、具体的な事例を紹介し、多様な市民に対して必要な情報が適切に提供できるよう、工夫を図った。	A	引き続き、多様な市民に対する情報発信の手法について研修会等を通じて周知するとともに、情報発信の方法を工夫する。	【地域共生課】 外国籍の市民等が生活上の困りごとを相談する際の相談先一覧「LIFE IN KAMAKURA」をやさしい日本語版と英語版の2種類作成し、市民課窓口で配布したほか市民団体を通じて配布し、多様な市民に対して必要な情報が適切に提供できるよう工夫を図った。 (広報課) 市広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を用い、具体的な事例を紹介し、多様な市民に対して必要な情報が適切に提供できるよう、工夫を図った。	A	【地域共生課】 引き続き、相談先一覧「LIFE IN KAMAKURA」を更新し、多様な市民が孤立することのないよう情報発信を行う。 (広報課) 引き続き、多様な市民に対する情報発信の手法について研修会等を通じて周知するとともに、情報発信の方法を工夫する。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	①情報伝達力の向上	5-2-1-3	子育てメディアスポットの運営・コンシェルジュによる子育て情報の収集提供	経験豊富な保育士と、子育て情報を案内している「かまくら子育てメディアスポット」のスタッフをチームとした「保育コンシェルジュ」として、より専門的な相談の窓口の充実を図ります。育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行います。	こども支援課	相談件数 756件	継続	継続	子育て家庭に情報提供するために保育コンシェルジュを配置し、より専門的に、育児不安の解消に努め、保護者に寄り添った支援を行った。令和5年4月3日に「かまくらこども相談窓口きらきら」を開設した。子育てに関する相談に対し、市の各専門部署が協力して、より横断的に支援が可能となった。オンライン相談窓口等を活用し、更なる子育て支援の拡充を図る。 令和4年度相談件数：432件	A	かまくらこども相談窓口きらきらの利用状況等を踏まえ、さらなる充実を図る。	令和5年度に「かまくらこども相談窓口きらきら」を開設するとに、令和6年度からは、かまくら子育てメディアスポットスタッフを子育て支援コンシェルジュとして会計年度任用職員に任用した。 経験豊富な保育士である保育コンシェルジュ及び子育て支援コンシェルジュが、より専門的な視点で育児不安の解消を図り、保護者に寄り添った支援を実施した。 また、「かまくらこども相談窓口きらきら」の開設により、子育てに関するあらゆる相談に対し、市の各専門部署が協力して、より横断的な支援が提供できるようになり、オンライン相談窓口等を活用した相談にも対応した。 令和5年度相談件数：573件（相談に対応した各専門部署の対応件数：684件）	A	令和5年度「かまくらこども相談窓口きらきら」の来訪者3,780人、うち相談者927人、相談件数573件（相談に対応した各専門部署の対応件数：684件）の実績を踏まえ、更なる充実を図っていく。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	①情報伝達力の向上	5-2-1-4	社会資源の情報提供	収集・整理した社会資源を、わかりやすく検索できる取組を進めます。	福祉総務課	方法の決定	HP管理	HP管理	「鎌倉市社会資源検索サイト」を適宜更新し、必要な情報を分かりやすく検索できるようにした。	A	「鎌倉市社会資源検索サイト」を適宜更新し、社会資源の情報保障に努めていく。	令和4年度と同様	A	「鎌倉市社会資源検索サイト」を適宜更新し、社会資源の情報保障に努めていく。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	②情報通信技術の活用	5-2-2-1	I C Tを活用した安否確認システムの調査研究	I C Tを活用した安否確認システムについて、先進事例等を参考に、より良い方法を検討し、普及を促していきます。	高齢者いきいき課	緊急通報装置の利用者数 442人	400人	継続	高齢者向け見守りサービスとして、緊急通報装置の貸出を行った。令和4年10月からは、希望者に対し安否確認センサーを導入し、更なる利用促進を図った。 緊急通報装置の実利用者数386人	B	令和5年度も引き続き事業の更なる利用促進を図っていくため、窓口やシニアガイドなど様々な手段で周知を図る。	窓口やシニアガイドなど様々な手段で周知を図った。 また、高齢者向け見守りサービスとして、緊急通報装置の貸出を行った。 緊急通報装置の実利用者数388	B	令和6年度も引き続き事業の更なる利用促進のため、窓口やシニアガイドなど様々な手段で周知を図る。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	②情報通信技術の活用	5-2-2-2	I Tを用いた福祉・医療情報の公開・発信・共有の推進	SNSなどの情報メディアを用いて、福祉・医療に関する情報提供や情報共有などを推進します。	福祉総務課	目標を定め、調査確認を実施	継続	継続	健康福祉部内用で作成した「SNS活用マニュアル」が徐々に周知され、各課の情報発信ツールにSNSなどの情報メディアが活用されるケースが増えた。	A	引き続き部内周知を実施し、SNSなどの情報メディアの有効活用を通した情報の即時性を高めていく。	令和4年度と同様	A	引き続き部内周知を実施し、SNSなどの情報メディアの有効活用を通した情報の即時性を高めていく。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-1	貸付制度の周知	母子父子寡婦福祉資金貸付制度、緊急支援貸付など、各制度を周知し適切な貸付を図ります。	こども家庭相談課 生活福祉課 (市社協)	緊急支援貸付 52件	継続	継続	市ホームページや窓口での案内など、必要とする人に制度が届くよう周知した。 緊急支援貸付 39件 <上記を指標とした理由> HPなどでの周知が、貸付実績件数につながっているため。	A	特になし。	(こども家庭相談課) 母子父子寡婦福祉資金貸付 3件 県の貸付制度について市ホームページや窓口での案内など、必要とする人に制度が届くよう周知した。 (生活福祉課) 必要に応じて緊急支援貸付を行っている。貸付件数34件。なお、市社会福祉協議会による生活福祉資金貸付に関しては、市ホームページ上での周知を行っている。貸付件数9件	A	特になし。
5	(2) 伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-2	日常生活自立支援事業の周知	市社協で実施している制度の周知を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課	—	継続	継続	(障害福祉課) 相談者の状況や希望に応じて必要とみられる方に対しては、市社会福祉協議会の窓口を案内した。 (高齢者いきいき課) 今後、本事業の活用が促進されるよう、市内の新人ケアマネジャーに対する研修など、様々な機会を捉え積極的に周知を図った。	B	令和5年度も相談者の状況や希望に応じて必要とみられる方に対して、引き続き市社会福祉協議会の窓口を案内、市内の事業所に対して利用促進に向けた周知を図っていく予定。	(障害福祉課) 令和4年度と同様 (高齢者いきいき課) 相談者の状況や希望に応じて必要とみられる方に対しては、市社会福祉協議会の窓口を案内した。	B	令和6年度も相談者の状況や希望に応じて必要とみられる方に対して、引き続き市社会福祉協議会の窓口を案内、市内の事業所に対して利用促進に向けた周知を図っていく。

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
5	（目標5） 情報の収集と提供															
		(2) 伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-3	【再掲4-2-2-5】成年後見制度の周知	認知症高齢者等の増加や、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行によって、成年後見制度利用のニーズが高まることが見込まれます。このため、必要な人が制度を利用できるよう、成年後見センターを通じて制度の周知を行います。	高齢者いきいき課 障害福祉課	講演会2回 研修会2回	継続	継続	窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施した。 研修会10回 166名参加	A	令和5年度も引き続き、窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する予定。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 研修会7回 136名参加	A	令和6年度も引き続き、窓口や電話での成年後見制度の説明や、専門家による専門相談、普及啓発のための市民向け講演会や事業者向け研修会を実施する。
		(2) 伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-4	避難行動要支援者支援制度の啓発	多様な媒体や防災講話などの機会を通じて、関係者と連携しながら、避難行動要支援者支援制度の啓発に努めます。	総合防災課	－	継続	継続	要支援者本人やその家族へ理解を得られるよう制度の周知を行っている。 ※制度を認知してもらうことで、適切な運用を図ることができるため、目的達成の指標として設定。	A	引き続き周知を行っていく。	令和4年度と同様	A	引き続き周知を行っていく。
		(2) 伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-5	福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進	制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、広報がまくらや市ホームページ等による情報提供、説明会の開催等を通じて、理解促進を進めます。	福祉総務課	－	継続	継続	健康福祉部内用に作成した「SNS活用マニュアル」が徐々に周知され、各課の情報発信ツールにSNSなどの情報メディアが活用されるケースが増えた。	A	引き続き部内周知を実施し、SNSなどの情報メディアの有効活用を通した情報の即時性を高めていく。	令和4年度と同様	A	引き続き部内周知を実施し、SNSなどの情報メディアの有効活用を通した情報の即時性を高めていく。
		(2) 伝わりやすい情報発信	③制度の理解向上	5-2-3-6	福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供	本市の福祉サービスや医療機関、相談窓口等、高齢者の生活に必要な地域の情報をまとめた冊子、障害者のための様々な制度やサービス等をまとめた「福祉の手引」などにより情報提供します。	介護保険課 障害福祉課	－	継続	継続	高齢者に向けては「鎌倉市シニアガイド」、障害者に向けては「福祉の手引」の令和4年度版を作成し、冊子や電子書籍により配布した。また、障害者自立支援協議会で「精神保健福祉情報ガイドブック☆鎌倉」を作成した。	A	引続き令和5年度も「鎌倉市シニアガイド」を作成し、冊子や電子書籍により配布を行う。	(介護保険課) 高齢者に向けた制度説明や相談窓口をまとめた「鎌倉市シニアガイド」の令和5年度版を作成し、冊子や電子書籍により配布した。 (障害福祉課) 障害者に向けては「福祉の手引」の令和5年度版を作成し、冊子や電子書籍により配布した	A	(介護保険課) 引続き令和6年度も「鎌倉市シニアガイド」を作成し、冊子や電子書籍により配布を行う。 (障害福祉課) 引き続き、「福祉の手引」の内容を適宜、更新しながら、冊子や電子書籍により配布を行い、福祉サービス等の情報周知に努めていく。
5		(2) 伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-1	外国籍市民に対する地域情報等の提供の推進	外国籍市民が地域の一員として地域活動等に参加するよう、生活情報や地域情報の提供を促します。	文化課	情報かわら版を年4回発行	情報かわら版を年4回発行	情報かわら版を年4回発行	市内を中心に活動する国際交流・協力団体と地域の国際化を推進することを目的に、「鎌倉市国際交流・協力団体連絡会」を通し、市内全体の外国人に対する支援を進めている。情報かわら版を年4回発行した。	A	引き続き、情報かわら版の発行を行う。	令和4年度と同様	A	引き続き、情報かわら版の発行を行う
5		(2) 伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-2	点字、音声、手話による情報提供の推進	広報がまくらや音声版、点字版、手話版の発行事業を継続するほか、市長定例記者会見や市政番組での同時手話通訳や字幕付き動画を市ホームページに掲載します。また、音声読み上げに対応できるようアクセシビリティに配慮したホームページを目指します。	広報課	音声版 21回制作 点字版 21回制作	継続	継続	広報がまくらや音声版、点字版、手話版を制作するほか、市長定例記者会見や市政番組での同時手話通訳や字幕付き動画を市ホームページに掲載を行った。また、音声読み上げに対応できるよう、新規及び既存ページのアクセシビリティに係る見直しを行った。 音声版 13回制作 点字版 13回制作 手話版 12回制作 市長定例記者会見 12回（制作） 市政番組 24回（制作）	A	令和4年度に引き続き、広報がまくらや音声版、点字版、手話版などを制作し、市長定例記者会見や市政番組での同時手話通訳や字幕付き動画を市ホームページに掲載を行い、アクセシビリティに対応するホームページ掲載を行うことで、障害の有無に関わらず、すべての人が気軽に触れることのできる情報発信を行う。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 音声版 12回制作 点字版 11回制作 手話版 12回制作 市長定例記者会見 11回（制作） 市政番組 12回（制作）	A	音声版、点訳版、手話版は広報がまくらからの発行から約2週間～1か月程度遅れての公開となっている。なるべく早く旬な情報を提供できるように、原稿作成や検品作業時間等が短くなるように工夫する。
5		(2) 伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-3	手話通訳者、要約筆記者派遣事業	手話通訳者、要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提供ができる体制の充実を推進していきます。	障害福祉課	手話／合計70回 要約／全9回	継続	継続	聴覚障害者・中途失聴者・難聴者に対する理解を深め、また情報保障を担うため、手話通訳者や要約筆記者の養成講習会を実施した。手話70回、要約筆記9回。手話講習会の入門・基礎は受講者15名全員が全40回のうち8割以上の出席となった。	A	講習会の参加希望者も多く、修了者も多い講座となっている。市民に聴覚障害者・中途失聴者・難聴者に対する理解を深める目的を十分に果たしている。また、要約筆記者については、令和5年に新たに3名の要約筆記者が鎌倉市に登録予定。	講習会修了人数は44名、技能向上に加え、聴覚障害者・中途失聴者・難聴者に対する理解を深める目的を果たせた。 手話通訳者は、令和5年度実施の神奈川県手話通訳者試験を合格した者が1名、要約筆記者は2名と新たに市の登録通訳となっており、継続して開催した効果が表れてきている。	A	手話及び要約筆記講習会の開催を通じ、手話通訳者、要約筆記者の確保に努める。
5		(2) 伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-4	外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供の推進	外国籍市民が支障なく日常生活を過ごせるように、外国語版パンフレットの提供を促します。	文化課	情報かわら版を年4回発行	情報かわら版を年4回発行	情報かわら版を年4回発行	市内を中心に活動する国際交流・協力団体と地域の国際化を推進することを目的に、「鎌倉市国際交流・協力団体連絡会」を通し、市内全体の外国人に対する支援を進めている。情報かわら版を年4回発行した。	A	引き続き、情報かわら版の発行を行う。	令和4年度と同様	A	引き続き、情報かわら版の発行を行う

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
5	（目 標 5 ） 情 報 の 収 集 と 提 供	（2）伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-5	メール配信による防災・安全情報 の提供	気象情報などの防災情報や、不審者情報などの安全安心に 関する情報を、携帯電話やパソコン等へ電子メールで配信 するサービスなどを行い、情報提供手段の多様化を図り、 情報提供サービスの拡充に努めます。	総合防災課 地域のつながり課	－	継続	継続	「防災・安全情報メール配信サービス」により、 気象情報の発表・解除、光化学スモッグや不審者 情報、行方不明者の捜索協力情報などを配信し た。令和4年度の不審者情報についてのメール配 信は40件。	A	メール配信登録者を増やすため、広報かま くら等で登録を呼びかける。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 メール配信 65件	A	メール配信登録者を増やすため、広報かまくら等で登 録を呼びかける。
		（2）伝わりやすい情報発信	④対象者にあわせた情報発信	5-2-4-6	障害関係の当事者団体の周知	障害者同士の交流の場として、福祉の手引などを通じて、 当事者団体の周知に努めます。	障害福祉課	－	継続	継続	「福祉の手引」に当事者団体についての情報の掲 載や、窓口の相談者に対して紹介を行うなど周知 を図った。	A	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様	A	「福祉の手引」に当事者団体に関する情報の掲載や、 窓口の相談者に対して紹介を行うなど、周知に努めて いく。
		（2）伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-1	民生委員児童委員活動の住民へ の周知	民生委員児童委員の存在や役割について市ホームページや 広報かまくらなどを通じて周知を図ります。	生活福祉課	市ホームページや 広報かまくらの掲 載（2回）	継続	継続	昨年度から引き続き、市ホームページ、広報かま くら及び市社協広報で活動の周知を行うととも に、5月12日の民生委員の日にあわせて地下道 ギャラリーにパネル展示を実施した。	B	委員のなり手不足が課題であるため、ワー キンググループを立ち上げ、活動をPRする 機会や手法について現任の民生委員等と検 討する。	民生委員児童委員のなり手を増やすため、現任の民生 委員児童委員と外部委員で構成するワーキンググルー プを立ち上げ、活動の整理やPR方法などについて検討 した。	B	令和7年度に控える一斉改選に向けて民生委員児童委 員活動のPRなど、様々なメディア媒体を活用し、周知 していく。
		（2）伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-2	安全安心情報メールなどによる 情報提供事業	多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する 情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、 安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行っ ていき、メール配信登録者の拡大を図っていきます。	地域のつながり課	－	継続	継続	市民便利帳やホームページ等に「安全安心情報 メール」制度の内容について掲載し、周知するこ とで登録者の拡大を図っている。また特に高齢者 が多く被害に遭っている特殊詐欺への対策とし て、自治会やみらいふる鎌倉会員へ注意喚起のチ ラシを回覧・配布したり、警察と連携して、注 意喚起情報を安全安心メールを配信している。令和 4年度の安全安心情報メール配信は32件	A	メール配信登録者を増やすため、広報かま くら等で登録を呼びかける。	令和4年度と同様 令和5年度実績値 安全安心情報メール配信数 27件	A	メール配信登録者を増やすため、広報かまくら等で登 録を呼びかける。
		（2）伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-3	防犯教室や街頭キャンペーンな どによる啓発事業	防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの 実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。	地域のつながり課	－	継続	継続	市民一人ひとりの防犯意識の向上と防犯への取組 を促すため、防犯教室を開催した。	A	継続して活動を実施する。	令和4年度と同様	A	継続して活動を実施する。
		（2）伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-4	地区社協を通じた福祉意識の啓 発	地区社協への支援を通じて、様々な関係機関と連携しなが ら、市民への福祉に対する意識啓発を図ります。	福祉総務課 （市社協）	－	継続	継続	市社会福祉協議会を通じた地区社会福祉協議会へ の財政的支援を行い、活動を支えることで、市民 の福祉意識の醸成を行った。	A	適切な財政的支援を継続し、地区社会福祉 協議会の活動を支えることで、市民の福祉 意識の醸成及び向上を図る。	令和4年度と同様	A	適切な財政的支援を継続し、地区社会福祉協議会の活 動を支えることで、市民の福祉意識の醸成及び向上を 図る。
		（2）伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-5	ふれあいネット推進事業（地域 と連携したこころの教育等の推 進）	妊娠期から未就学児までの子育て世帯を対象とした各種給 付事業や保育所等の情報、子育て支援事業などをまとめた 子育て支援情報誌を発行することで広報・啓発に努めま す。	こども支援課	－	継続	継続	「子育てナビきらきら」15,000部を発行した。	A	情報を更新し、「子育てナビきらきら」を 発行する。	令和4年度と同様	A	情報を更新し、引き続き「かまくら子育てナビきらき ら」を発行する。 また、発行時期についての検討を進めていく。
		（2）伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-6	市民や福祉事業者に対する虐待 などの防止に向けた広報啓発活 動の推進	虐待の防止に努めるとともに、リーフレット等の配布や、 関係機関に説明を行うなど、虐待の早期発見の重要性など について周知を図ります。	高齢者いきいき課 障害福祉課 こども家庭相談課	・本庁舎ロビーで 3虐待防止のパネ ル展示を実施 (11/11～15) ・玉縄まつりにて 3虐待防止の啓発 を実施 ・要対協の各種会 議で虐待対応の連 携について周知	継続	継続	市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネル やリーフレットを展示し、虐待防止の啓発に行っ た（11月）。また、市内の全介護事業所向けに高 齢者虐待防止研修をオンラインにて2回開催し た。その他実施している玉縄まつりの啓発活動 は、新型コロナウイルスの影響により中止となっ た。	B	令和5年度も引き続き虐待防止に向けた周 知啓発や事業所向けの虐待防止研修を実施 する予定。	（こども家庭相談課） 11月の虐待防止推進月間において、3課合同で虐待防止 啓発パネル展示やリーフレット配架を行うとともに玉 縄祭りの会場にブースを出し合同で啓発活動を実施し た。また、ケアラー条例の施行に先立ち、ヤングケア ラーの関する周知活動として市役所ロビーや地下道 ギャラリーでのパネル展を実施した。 （高齢者いきいき課・障害福祉課） 市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同でパネルや リーフレットを展示し、虐待防止の啓発に行った（11 月）。また、市内の全介護事業所向けに高齢者虐待防 止研修をオンラインにて2回開催した。その他実施し ている玉縄まつりに参加し、啓発活動を行った。	A	（こども家庭相談課） ヤングケアラー支援については、新たに支援体制の構 築を図る必要があることから、令和6年度からヤングケ アラコーディネーターを配置するなどして、関係機 関、関係団体等の連携強化を図っていく。 （高齢者いきいき課・障害福祉課） 令和6年度も引き続き虐待防止に向けた周知啓発や事 業所向けの虐待防止研修を実施する。
		（2）伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-7	保育園における苦情解決制度の 周知と適正な運用	各園の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方 法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図りま す。	保育課	－	継続	継続	各園の体制を整備し、苦情があった際は適切な運 営であるか確認し改善を図った。	A	引き続き、各園の体制を整備し、苦情が あった際は適切な運営であるか確認し改善 を図る。	令和4年度と同様	A	引き続き、各園の体制を整備し、苦情があった際は適 切な運営であるか確認し改善を図る。
		（2）伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-8	障害者二千人雇用に関する啓発	障害者二千人雇用センター、講演会、雇用奨励金、就労移 行支援金制度等について広報などを活用し周知、啓発を図 ります。	障害福祉課	周知・啓発	継続	継続	雇用奨励金や就労移行支援金制度等について、広 報等を活用し、周知、啓発を図った。 障害者雇用啓発講演会を対面方式及びオンライン 配信にて実施した（1回開催、参加者数：18人）。	A	今後新たに障害者を雇用した事業所にも活 用していただけるよう、奨励金制度につい て企業・事業所への周知・啓発を引き続き 行っていく。	障害者二千人雇用センターについて、企業や障害者支 援機関等の訪問などの機会を捉え、積極的に同セン ターの業務内容等の説明を行った。 雇用奨励金や就労移行支援金制度等について、広報等 を活用し、周知、啓発を図った。 障害者雇用啓発講演会を対面方式及びオンライン配信 にて実施した（1回開催、参加者数：8社 33人）。	A	市の支援策等の周知を図りながら、企業における障害 者雇用を啓発していく。
		（2）伝わりやすい情報発信	⑤多様な取組の周知	5-2-5-9	障害福祉相談員の住民への周知	障害福祉相談員の存在や役割について、福祉の手引等を通 じて周知を図ります。	障害福祉課	周知	継続	継続	「福祉の手引」に団体の情報を掲載したり、窓口 の相談者に紹介するなど周知を図った。	A	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様	A	障害福祉相談員の存在や役割について、引き続き、福 祉の手引等を通じて周知を図っていく。

鎌倉市地域福祉計画 取組推進状況一覧

目標		施策	具体的な方向性	番号	取組名	取組内容	担当課名	R1実績 (初期値)	R5目標	R6目標	R4実績	R4 評価	R4の取組における課題と課題解決に向けて R5に予定している取組（対応）	R5実績	R5 評価	R5の取組における課題と課題解決に向けてR6に予定し ている取組（対応）について記載してください。
5		(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-1	高齢者の相談窓口の周知	高齢者をはじめ、その家族に対する、地域で身近な相談窓口である地域包括支援センターの周知を図ります。	介護保険課	高齢者向け冊子「鎌倉市シニアガイド」を発行し配布する。	継続	継続	高齢者に向けた制度説明や相談窓口をまとめた「鎌倉市シニアガイド」の令和4年度版を作成し、冊子や電子書籍により配布した。	A	引き続き令和5年度も「鎌倉市シニアガイド」を作成し、冊子や電子書籍により配布を行う。	令和4年度と同様	A	引き続き令和6年度も「鎌倉市シニアガイド」を作成し、冊子や電子書籍により配布を行う。
		(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-2	障害者の相談窓口の周知	適切なサービスを受けられるよう、窓口となる相談支援事業所の周知に努めます。	障害福祉課	周知	継続	継続	広報かまくら等をはじめとする紙面やホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて周知を図った。	A	継続して、事業を実施予定。	令和4年度と同様	A	広報かまくらやホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて、相談支援事業所について周知を行う予定である。
		(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-3	子育てに関する相談窓口の周知	かまくら子育てナビかまくら（子育て情報紙）や子育て支援情報誌などを通じて、相談窓口や相談方法などの周知を図ります。	こども家庭相談課	冊子、HP等各種媒体による周知	継続	継続	きらきら、HP等各種媒体を通じ、相談窓口の周知を図った。また、市役所本庁舎ロビーにおいて、3課合同で虐待防止パネルやリーフレットを展示し、その中で相談窓口の周知を行った。今後もSNSを含め多様な媒体での周知を図るとともに、関係機関への周知を強化し、関係機関からのつなぎ先としての認知度向上にも努めていく。	B	引き続き、各種媒体を通じた周知・啓発を実施するとともに、市内図書館等、外部施設での啓発展示を通じて、相談窓口のさらなる周知を図っていく。	令和4年度と同様	B	R6も引き続き、周知、啓発活動を継続的に実施していく。
		(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-4	ひとり親家庭の相談窓口の周知	ひとり親家庭の自立支援が円滑にすすむよう、市ホームページなどへの掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。	こども家庭相談課	広報かまくらやHP、SNS等による周知	継続	継続	広報かまくら等をはじめとする紙面やホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて周知した。今後は、ひとり親ガイドブック等の作成により認知度向上に努めていく。	B	引き続き、認知の徹底を行っていく	令和4年度と同様	B	市独自のひとり親ガイドブックを作成し、相談窓口の周知を図る。
		(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-5	発達相談支援に関する窓口の周知	「子育てで少し気になる」という段階からの相談や専門職により支援の実施、5歳児すこやか相談による発達障害の早期発見、早期からの支援、専門職による巡回相談など、発達の相談支援に関して、パンフレットの配布や市ホームページ、子育て情報誌などへの掲載を通じて、窓口の周知を図ります。	発達支援室	子育て情報誌への掲載や、ラインによるお知らせ等により相談会の情報を周知	継続	継続	子育て情報誌への掲載や、ラインによるお知らせ等により相談会の情報を周知している。	A	子育て情報誌への掲載や、ラインによるお知らせ等により相談会の情報を周知している。	令和4年度と同様	A	子育て情報誌への掲載や、ラインによるお知らせ等により相談会の情報を周知しているが、さらに他のメディアでの周知に務める。
		(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-6	ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の周知	DVに関する不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、定期的な市広報紙への掲載などにより、窓口の周知を図ります。	地域共生課	実施	継続	継続	相談窓口案内カードの配付をはじめ、ホームページや市広報紙、キャンペーンでのチラシ配布など多様な媒体を用いて周知を図った。	A	相談窓口の案内の周知について、引き続きホームページや市広報紙他、多様な媒体での周知を図る。	令和4年度と同様	A	相談窓口の案内の周知について、引き続きホームページや市広報紙他、多様な媒体での周知を図る。
		(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-7	市社協広報紙の発行支援	市民の関心が高いテーマを特集記事にするなど、地域福祉活動の啓発をするため、市社協のかまくら社協だよりの発行を支援します。	福祉総務課（市社協）	－	継続	継続	市社会福祉協議会の運営に対して補助金による財政支援を実施した。	A	市社会福祉協議会から、発行時期や記事内容の検証が必要である旨、報告を受けていることから、効果的な広報活動やあり方を共に検討していく。	令和4年度と同様	A	市社会福祉協議会から、発行時期や記事内容の検証が必要である旨、報告を受けていることから、引き続き、効果的な広報活動やあり方を共に検討していく。
		(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-8	市ホームページ等の充実	各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズをとらえた、誰にとっても見やすく魅力的なホームページづくりや情報発信を実施します。	広報課	研修1回	継続	継続	ホームページ管理等職員によるホームページコンテンツ管理システム研修を継続的に開催したほか、市ホームページのトップページを中心としたリニューアルを行った。	A	令和4年度に引き続き、庁内の職員を対象としたホームページ操作、アクセシビリティに関する研修を継続して行い、情報にたどり着きやすいホームページを目指す。	庁内の職員を対象としたホームページ操作、アクセシビリティに関する研修を継続して行い、情報にたどり着きやすいホームページを目指した。	A	ウェブプランナーによるホームページコンテンツ管理システム研修を継続的に開催するほか、市ホームページのトップページを中心としたリニューアルを行い、アクセシビリティの向上に向けて取り組む。
5		(2) 伝わりやすい情報発信	⑥ニーズと窓口の出会いづくり	5-2-6-9	消費生活相談窓口の周知	商品やサービスの契約などに関するトラブル、消費者被害の未然防止や被害回復のための相談窓口である、消費生活センターの周知を図ります。	地域共生課	－	継続	継続	市広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて周知を図った。	A	左記事業に加え、消費生活センターチラシの町内会回覧を行う。	市広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体を用いて周知を図った。また、令和5年度から消費生活センターチラシの町内会回覧を始めた。	A	令和6年度も令和5年度と同様の取組を継続していく。

各取組の総括			各取組のR5 評価				点数(計)/満点 達成率	総合評価
目標	名称	取組数	A (3点)	B (2点)	C (1点)	D (0点)		
1	総合的な相談体制の確立	18件	15件	2件	1件	0件	50/54 93%	A
2	包括的支援体制の構築	17件	14件	3件	0件	0件	48/51 94%	A
3	地域における福祉活動や人材への支援	26件	22件	3件	0件	1件	72/78 92%	A
4	地域生活支援と権利擁護	110件	78件	29件	3件	0件	295/330 89%	A
5	情報の収集と提供	37件	31件	6件	0件	0件	105/111 95%	A
合 計		208件	160件	43件	4件	1件	570/624 91%	A

評価区分	各取組のR5 目標に対する達成率	
A	75%～	目標に向け順調に実施できた。又は事業を実施した。
B	50%～	おおむね実施できたが、不十分な点が少しある。
C	25%～	実施したが不十分な点が多い。
D	0%～	改善が必要、又はほとんど実施できなかった。

目標 1	総合的な相談体制の確立
------	-------------

成果指標

- ◆ 生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 A	56.0%	未実施	52.7%	53.2%	51.8%		
目標値 B		56.0%	58.8%	61.6%	64.4%	67.2%	70.0%
達成率 A/B		—	89.6%	86.4%	80.4%	0.0%	0.0%
評価			A	A	A		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

目標 2	包括的支援体制の構築
------	------------

成果指標

- ◆ 多様性を尊重し、支え合う社会（共生社会）が実現していると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 A	52.8%	未実施	60.2%	61.0%	62.0%		
目標値 B		55.7%	58.9%	61.8%	64.7%	67.6%	70.0%
達成率 A/B		—	102.2%	98.7%	95.8%	0.0%	0.0%
評価			A	A	A		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

- ◆ 生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 A	56.0%	未実施	52.7%	53.2%	51.8%		
目標値 B		56.0%	58.8%	61.6%	64.4%	67.2%	70.0%
達成率 A/B		—	89.6%	86.4%	80.4%	0.0%	0.0%
評価			A	A	A		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

目標 3	地域における福祉活動や人材への支援
------	-------------------

成果指標

◆ ボランティア登録団体数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 A	63団体	61団体	61団体	61団体	64団体		
目標値 B		63団体	63団体	63団体	63団体	63団体	63団体
達成率 A/B		96.8%	96.8%	96.8%	101.6%	0.0%	0.0%
評価		A	A	A	A		

出典「神奈川県社会福祉協議会活動現況報告書」より

◆ 民生委員児童委員の選任数（定数を目標値とする）

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 A	212人	213人	215人	218人	219人		
目標値 B		224人	224人	226人	226人	226人	226人
達成率 A/B		95.1%	96.0%	96.5%	96.9%	0.0%	0.0%
評価		A	A	A	A		

出典「鎌倉市行政評価報告書 行政評価シート（個表）」より

目標 4	地域生活支援と権利擁護
------	-------------

成果指標

◆ 外国籍市民が住みやすいと感じている市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 A	49.6%	未実施	61.5%	59.2%	59.8%		
目標値 B		50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%	55.0%
達成率 A/B		—	120.6%	113.8%	112.8%	0.0%	0.0%
評価		A	A	A	A		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

◆ 多様性を尊重し、支え合う社会（共生社会）が実現していると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績 A	52.8%	未実施	60.2%	61.0%	62.0%		
目標値 B		55.7%	58.9%	61.8%	64.7%	67.6%	70.0%
達成率 A/B		—	102.2%	98.7%	95.8%	0.0%	0.0%
評価		A	A	A	A		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

◆ 地域で子育てを支えるまちが実現していると感じる市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A	43.3%	未実施	57.9%	51.3%	53.6%		
目標値 B		45.0%	46.0%	47.0%	48.0%	49.0%	50.0%
達成率 A/B		—	125.9%	109.1%	111.7%	0.0%	0.0%
評価		A	A	A	A		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標（アンケート調査）」より

◆ 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援実施後の就労自立者数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規相談件数	205件	1,056件	626件	330件	337件		
就労自立者数（参考）	8人	9人	12人	25人	57人		
就労等自立者割合 A	3.9%	0.9%	1.9%	7.6%	17.0%		
目標値 B		設定なし	30.0%	30.0%	30.0%	30.0%	検討中
達成率 A/B			6.4%	25.3%	56.6%		
評価			D	C	B		

出典「鎌倉市行政評価報告書 行政評価シート（個表）」より

◆ 就労している障害者数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A	1,526人	1,623人	1,810人	1,906人	2,051人		
目標値 B		1,642人	1,820人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
達成率 A/B		98.8%	99.5%	95.3%	102.6%	0.0%	0.0%
評価		A	A	A	A		

出典「鎌倉市行政評価報告書 行政評価シート（個表）」より

◆ バリアフリー対応の市営住宅管理戸数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A	146戸	146戸	146戸	146戸	146戸		
目標値 B		146戸	146戸	146戸	146戸	206戸	206戸
達成率 A/B		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
評価		A	A	A	A		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標（所管課調べ）」より

◆ 市や鎌倉市居住支援協議会の居住支援により住宅確保要配慮者が入居した民間賃貸住宅戸数

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A	3戸	1戸	1戸	3戸	0戸		
目標値 B		3戸	3戸	5戸	5戸	8戸	10戸
達成率 A/B		33.3%	33.3%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%
評価		C	C	B	D		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標（所管課調べ）」より

◆ 公衆トイレのバリアフリー化率

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A	61.7%	61.70%	61.70%	61.70%	63.60%		
目標値 B		61.7%	61.7%	64.7%	64.7%	67.6%	67.6%
達成率 A/B		100.0%	100.0%	95.4%	98.3%	0.0%	0.0%
評価		A	A	A	A		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標（所管課調べ）」より

目標5	情報の収集と提供
-----	----------

成果指標

◆ 自治会・町内会への避難行動要支援者名簿の提供割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A	65.9%	70.3%	74.6%	72.3%	71.8%		
目標値 B		100%	100%	100%	100%	100%	100%
達成率 A/B		70.3%	74.6%	72.3%	71.8%	0.0%	0.0%
評価		B	B	B	B		

出典「鎌倉市行政評価報告書 行政評価シート（個表）」より

◆ 生活課題等に対して、身近なところで相談できる人や場があると思う市民の割合

	初期値	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実 績 A	56.0%	未実施	52.7%	53.2%	51.8%		
目標値 B		56.0%	58.8%	61.6%	64.4%	67.2%	70.0%
達成率 A/B		－	89.6%	86.4%	80.4%	0.0%	0.0%
評価		A	A	A	A		

出典「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画成果指標（アンケート調査）」より